

離島等供給約款変更届出書

2023年 2 月 24日

九州電力送配電株式会社

離島等供給約款変更届出書

契託制第38号

2023年2月24日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

別 紙

離 島 等 供 給 約 款

[低 圧 用]

2023年 4 月 1 日 実施

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

離島等供給約款〔低圧用〕

目 次

I 総 則	I - 1
1 適 用	I - 1
2 離島等供給約款の届出および変更	I - 1
3 定 義	I - 1
4 単位および端数処理	I - 3
5 実 施 細 目	I - 4
II 契約の申込み	II - 1
6 需給契約の申込み	II - 1
7 需給契約の成立および契約期間	II - 2
8 需 要 場 所	II - 3
9 需給契約の単位	II - 3
10 供 給 の 開 始	II - 3
11 供 給 の 単 位	II - 3
12 承 諾 の 限 界	II - 4
13 需給契約書の作成	II - 4
III 契約種別および料金	III - 1
14 契 約 種 別	III - 1
15 定 額 電 灯	III - 2
16 従 量 電 灯	III - 4
17 季 時 別 電 灯	III - 12
18 高負荷率型電灯	III - 16
19 臨 時 電 灯	III - 20
20 公 衆 街 路 灯	III - 25

21	低 圧 電 力	Ⅲ - 30
22	低圧季特別電力	Ⅲ - 35
23	臨 時 電 力	Ⅲ - 38
24	農 事 用 電 力	Ⅲ - 41
25	深夜電力（防霜用）	Ⅲ - 47
26	口座振替割引契約	Ⅲ - 49
IV	料金の算定および支払い	IV - 1
27	料金の適用開始の時期	IV - 1
28	検 針 日	IV - 1
29	料金の算定期間	IV - 2
30	使用電力量の計量	IV - 2
31	料 金 の 算 定	IV - 5
32	日 割 計 算	IV - 6
33	料金の支払義務および支払期日	IV - 6
34	料金その他の支払方法	IV - 8
35	延 滞 利 息	IV - 10
36	保 証 金	IV - 10
V	使用および供給	V - 1
37	適正契約の保持	V - 1
38	力 率 の 保 持	V - 1
39	需要場所への立入りによる業務の実施	V - 1
40	電気の使用にともなうお客さまの協力	V - 2
41	供 給 の 停 止	V - 3
42	供給停止の解除	V - 4
43	供給停止期間中の料金	V - 5
44	違 約 金	V - 5

45	供給の中止または使用の制限もしくは中止	V - 5
46	制限または中止の料金割引	V - 6
47	損害賠償の免責	V - 7
48	設備の賠償	V - 7
VI	契約の変更および終了	VI - 1
49	需給契約の変更	VI - 1
50	名義の変更	VI - 1
51	需給契約の廃止	VI - 1
52	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算	VI - 2
53	解約等	VI - 5
54	需給契約消滅後の債権債務関係	VI - 5
VII	供給方法, 工事および工事費の負担	VII - 1
55	供給方法, 工事および施設	VII - 1
56	工事費負担金等の申受けおよび精算	VII - 1
VIII	保安	VIII - 1
57	保安の責任	VIII - 1
58	調査	VIII - 1
59	調査に対するお客さまの協力	VIII - 1
60	保安に対するお客さまの協力	VIII - 1
61	検査または工事の受託	VIII - 2
62	自家用電気工作物	VIII - 3
附	則	附則 - 1
別	表	別表 - 1

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格およ

び離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、低圧季特別電力、臨時電力または農事用電力については、21（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社またはお客様の需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および口座振替割引契約の適用希望の有無

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客様は，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。

ハ 当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客様の情報を，当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年

間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だつて需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力（防霜用）

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1契約種別、季時別電灯または高負荷率型電灯と低圧電力または低圧季時別電力とをあわせて契約する場合

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供 給 の 単 位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

す。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	季 時 別 電 灯	
	高 負 荷 率 型 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
B		
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	低 圧 季 時 別 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B
深 夜 電 力 (防 霜 用)		

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ

に定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	97円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	149円73銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	256円54銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	362円25銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	574円79銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	574円79銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみ

なして電灯料金を適用いたします。

- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	256円94銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	391円78銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	196円44銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
- (ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよ

び200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	334円26銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円28銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式お

よび供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イ

によって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	316円24銭
契約電流15アンペア	474円36銭
契約電流20アンペア	632円48銭
契約電流30アンペア	948円72銭
契約電流40アンペア	1,264円96銭
契約電流50アンペア	1,581円20銭
契約電流60アンペア	1,897円44銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円88銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円88銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)に

よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	334円26銭
---------	---------

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合に

は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	9 5 パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	8 5 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	7 5 パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	6 5 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約電力等の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー

発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 8 円 2 8 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 3 円 8 8 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 6 円 8 8 銭

17 季 時 別 電 灯

(1) 適 用 範 囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイトタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ この契約種別から従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 容 量

イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。

ただし、お客さまの希望により当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は、契約容量は、原則として、電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流(アンペア)または}}{\text{電流制限器等の定格電流(アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器等とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器等をいいます。

ロ 別表7（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は、イに準じて算定いたします。

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ リビングタイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1, 3 2 5 円 4 4 銭
---------	------------------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算定した値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円51銭	29円65銭

(ロ) リビングタイム

1キロワット時につき	23円97銭
------------	--------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	13円16銭
-------------	--------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) その他

イ 当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 高負荷率型電灯

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ この契約種別から従量電灯または季時別電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，原則として，季特別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後10時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(5) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る

場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	11,192円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,119円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値によ

り夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	2 6 円 3 6 銭	2 3 円 6 5 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 1 円 7 6 銭
-------------	-------------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯または季特別電灯に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準

燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円37銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14円73銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14円73銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	147円29銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	147円29銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたしません。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービ

ス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	351円16銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円58銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	3 5 1 円 1 6 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 8 円 5 8 銭
-------------	-------------

ハ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

20 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街

路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	4 9 円 5 0 銭
-------------	-------------

(ロ) 電 灯 料 金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	89円70銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137円63銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233円44銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330円35銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	521円99銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	521円99銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 3 2 円 7 4 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 5 6 円 5 8 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 8 円 8 4 銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出

力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 8 8 円 7 4 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 7 円 5 7 銭
-------------	-------------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	3 2 2 円 9 7 銭
---------	---------------

ホ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最

大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は契約電力等の算定方法に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約電力等の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引また

は割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。
 また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,023円23銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力

量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	1 7 円 2 7 銭	1 5 円 5 8 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるところによります。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

22 低圧季時別電力

(1) 適用範囲

イ 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ロ この契約種別から低圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る

場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,331円33銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の

日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
 また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	1 6 円 7 6 銭	1 4 円 6 6 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 1 円 0 3 銭
-------------	-------------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準じて定めます。

(5) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

23 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定され

た離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

契約電力1キロワット1日につき	204円78銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定

める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円72銭	18円69銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしま

せん。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

24 農 事 用 電 力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4

(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額としたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額としたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

契約電力1キロワットにつき	682円29銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の

日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
 また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	1 2 円 6 5 銭	1 1 円 5 7 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能

エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭 3,803.03	円 銭 5,417.09	円 銭 8,644.88	円 銭 11,872.97	円 銭 15,101.06	円 銭 18,328.85
30日を超える 1日につき	円 銭 30.70	円 銭 61.40	円 銭 122.80	円 銭 184.20	円 銭 245.60	円 銭 307.00

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントを割増し

したものを適用いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算定した値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 8 円 9 6 銭	1 7 円 1 2 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ハ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用い

て電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者が取り付ける電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものとしたします。

- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

25 深夜電力（防霜用）

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、防霜のために動力を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けたいことを希望される場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

なお、契約電力は、1キロワット以上としたします。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

225円26銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	9 円 6 6 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

26 口座振替割引契約

(1) 適 用 範 囲

従量電灯、季特別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季特別電力または深夜電力（防霜用）として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

(2) 契 約 の 成 立

口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、季特別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季特別

電力または深夜電力（防霜用）によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものいたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ロ 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は、この口座振替割引額を適用いたしません。

(4) 口座振替割引契約の廃止

イ お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

ロ 口座振替割引契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

(イ) お客さまが、従量電灯、季特別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季特別電力または深夜電力（防霜用）による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

IV 料金の算定および支払い

27 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

28 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日ま

での期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

30 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、

検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 28（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 28（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量器の付属装置に検針日の計量値が記録され、遠隔検針により確認できるときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 28（検針日）(6)の場合、計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され、需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ、ロまたはハ

に該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 28（検針日）(7)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，付属装置に計量値が記録され，遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) 季時別電灯，高負荷率型電灯および低圧季時別電力のお客さまの使用電力量は，原則として各時間帯別に計量を行ないます。

なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，原則として，各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(7)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

31 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 29（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

32 日 割 計 算

(1) 当社は、31（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

33 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、28（検針日）(6)の場合の料金または30（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、30（使用電力量の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、30（使用電力量の計量）(8)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 34（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、

さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

34 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引

き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 28（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

35 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を34（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

36 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことが

あります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で、支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

37 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

38 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

39 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査
- (2) 60（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 41（供給の停止），51（需給契約の廃止）(1)または53（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

40 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

41 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ 料金以外の債務を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ロ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ハ 深夜電力（防霜用）の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。
- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 低圧電力または低圧季特別電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ヘ 40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

42 供給停止の解除

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた

ときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

43 供給停止期間中の料金

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

44 違 約 金

- (1) お客さまが41（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

45 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

46 制限または中止の料金割引

- (1) 当社または当該配電事業者が、45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力および低圧季時別電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行わない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日にお

ける1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力および深夜電力（防霜用）に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力（防霜用）の割引対象時間は，契約使用時間といたします。

47 損害賠償の免責

- (1) 45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または53（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修 理 費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業

者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

49 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

50 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

51 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、53（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させ

るための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとしたします。

52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および深夜電力（防霜用）のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けません。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比である分してえたものとしていただきます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けません。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

53 解 約 等

(1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

54 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

55 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

56 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，

要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保 安

57 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

58 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

59 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、58（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

60 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

- イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

61 検査または工事の受託

- (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電業者に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。
- (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電業者に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事

業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

62 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 58（調査）
- (2) 59（調査に対するお客さまの協力）
- (3) 61（検査または工事の受託）

附

則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯A

の場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款(以下「旧離島約款」といいます。)附則4(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサー

ビス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	322円97銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円57銭

- (3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。
ただし、32（日割計算）および46（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

4 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、15（定額電灯）(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金（需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、32（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

- (3) 1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 9（需給契約の単位）(1), 29（料金の算定期間）(2), 33（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ, 34（料金その他の支払方法）(8), 別表3（燃料費調整）(1)ホ(ロ)および別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ホ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものとしたします。

(5) 41（供給の停止）(3)イおよびロについては、農事用電力に準ずるものとしたします。

(6) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものとしたします。

5 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、30（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までとしたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

6 時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款17（時間帯別電灯）または旧離島約款附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕）のお客さまについての特別措置の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりとしたします。

なお、時間帯別電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該

供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、季特別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日午前0時までの時間をいいます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,325円44銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円25銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	29円61銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円55銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	13円16銭
------------	--------

(6) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、季特別電灯に準ずるものといたします。

(7) 日割計算

当社は、32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、次によるものといたします。

イ 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 80\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット

時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ハ イによって算定された日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイおよびロの「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表6（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。

(8) 燃 料 費 調 整

燃料費調整は、季時別電灯に準ずるものといたします。

(9) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

7 ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款19（ピークシフト電灯）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、ピークシフト電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

(1) 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要

に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、季時別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ロ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定

める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,325円44銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	45円74銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	21円29銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	28円33銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円10銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	13円16銭
------------	--------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、季特別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、季特別電灯に準ずるものといたします。

(8) 日 割 計 算

当社は、32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、時間帯別電灯に準ずるものといたします。

(9) 燃 料 費 調 整

燃料費調整は、季時別電灯に準ずるものといたします。

(10) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

8 深夜電力のお客さまについての特別措置

(1) 深 夜 電 力 A

この離島約款実施の際現に旧離島約款27（深夜電力）(1)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、深夜電力Aにかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

イ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボル

トもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

ニ 供 給 条 件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料 金

料金は、1月につき次によって算定された金額およびリ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、リ(ロ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、リ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、ヌ(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合

は、又(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,433円65銭
---------	-----------

へ 供給の停止

お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、41（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。

- (イ) 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
- (ロ) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合

ト 供給停止期間中の料金

41（供給の停止）またはへによって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中の料金を申し受けません。

チ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ロに準ずるものといたします。

- (ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(イ) bに準ずるものといたします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ロ)に準ずる

ものといたします。

リ 燃料費調整

(イ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、別表3（燃料費調整）(1)ニ(ロ)に準ずるものといたします。

なお、別表3（燃料費調整）(1)ニ(ロ) a および b にいう(2)の基準単価は、(ハ)の基準単価といたします。

(ロ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、(イ)によって算定された燃料費調整単価といたします。

(ハ) 基準単価

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 3 円 6 4 銭 0 厘
---------	-----------------

ヌ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニに準ずるものといたします。

なお、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニ(イ)、(ロ)および(ハ)にいう(2)の離島基準単価は、(ハ)の離島基準単価といたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、(イ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ハ) 離島基準単価

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

ル そ の 他

(イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものいたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力（防霜用）に準ずるものいたします。

(2) 深夜電力 B

この離島約款実施の際現に旧離島約款27（深夜電力）(2)の適用を受けているお客さま（防霜のために動力を使用するお客さまを除きます。）の料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

なお、深夜電力Bにかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

イ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力いたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計いたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上いたします。

ハ 供 給 条 件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表

4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	230円38銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	13円10銭
------------	--------

ホ その他

(イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力(防霜用)に準ずるものといたします。

9 第2深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款28(第2深夜電力)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、第2深夜電力にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

(1) 適用範囲

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力(小型機器

は動力とみなします。)を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(3) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定

める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	290円88銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	13円10銭
------------	--------

(5) その他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力（防霜用）に準ずるものとしたします。

10 第2 深夜電力のお客さまの5 時間供給についての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（第2 深夜電力のお客さまの5 時間供給についての特別措置）の適用を受けている場合には、附則9（第2 深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず、この特別措置を適用いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）

(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	213円88銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	13円10銭
------------	--------

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、この特別措置による電気の供給と第2深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし、同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ その他の事項については、第2深夜電力に準ずるものといたします。

11 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款29（低圧蓄熱調整契約）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

低圧電力または低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、低圧電力または低圧季特別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \frac{\text{ニ}}{\text{蓄熱単価}} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

(ロ) 低圧季特別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧季特別電力の夜間ニの}}{\text{時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価}} \right]$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	8円12銭
-----------------	-------

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の計量は、30（使用電力量の計量）に準じて行ないません。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

ハ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、30（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ニ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないません。

(5) 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、ロによるものといたします。

(イ) (6)ロに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱

を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

(ロ) 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(イ) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{(ロ)の契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{(ハ)の割引単価}$$

(ロ) 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭
--------------------	---------

(6) 調整期間および調整時間

イ 調整期間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，
8月13日，8月14日，8月15日，8月16日

ロ 調 整 時 間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，1時間を単位とし1時間以上継続するものいたします。

(7) そ の 他

- イ 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- ロ お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

12 使用電力量の計量についての特別措置

時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および深夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更された場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，当分の間，次によります。

- (1) お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに30（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といた

します。

- (2) 夜間蓄熱型機器については、当社または当該配電事業者は、夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) 時間帯別電灯、季特別電灯またはピークシフト電灯において(1)に該当する場合で、お客さまが(7)に定める8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社または当該配電事業者は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器については、(2)または(3)にかかわらず、当社または当該配電事業者は、原則として毎日午前1時から午前6時以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (5) (2)、(3)および(4)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給を

しゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。

(6) オフピーク蓄熱型電気温水器

イ オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(7) 8時間通電機器

イ 8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

(イ) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（(3)の場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。

(ロ) (イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

ロ 8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことが

あります。

13 この離島約款の実施にともなう切替措置

2023年4月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島
長崎県壱岐市	壱岐島，若宮島，原島，長島，大島
鹿児島県薩摩川内市	上甑島，中甑島，下甑島
鹿児島県鹿児島郡	竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市)，馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町，南種子町)，屋久島，口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町，瀬戸内町，大和村，宇検村)，喜界島，加計呂麻島，与路島，請島，徳之島，沖永良部島，与論島

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、

(イ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(イ)にいう検針日は，応当日といたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1

位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、27,400円といたします。

ハ 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、41,100円といたします。

ニ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) (イ) 以外の場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る
場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る
場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ホ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、二によって算定された各契約負荷設備ごとの

燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

(二) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均
液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均
石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当りの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、二によって算定された各

契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1 銭 3 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2 銭 5 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	5 銭 2 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7 銭 7 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1 2 銭 9 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1 2 銭 9 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3 銭 9 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7 銭 7 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	3 銭 9 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	2 銭 1 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	2 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2 銭 2 厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.006	円 銭 厘 0.011	円 銭 厘 0.022	円 銭 厘 0.033	円 銭 厘 0.043	円 銭 厘 0.054

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、35（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 31 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 31 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 31 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、季特別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季特別電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 31 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 31 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認

する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）(8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日

数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別 紙

離 島 等 供 給 約 款

[高 圧 ・ 特 別 高 圧 用]

2023年 4 月 1 日 実 施

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

離島等供給約款 [高圧・特別高圧用]

目 次

I 総 則	I - 1
1 適 用	I - 1
2 離島等供給約款の届出および変更	I - 1
3 定 義	I - 1
4 単位および端数処理	I - 4
5 実 施 細 目	I - 5
II 契約の申込み	II - 1
6 需給契約の申込み	II - 1
7 需給契約の成立および契約期間	II - 2
8 需 要 場 所	II - 3
9 需給契約の単位	II - 3
10 供 給 の 開 始	II - 3
11 供 給 の 単 位	II - 3
12 承 諾 の 限 界	II - 4
13 需給契約書等の作成	II - 4
III 契約種別および料金	III - 1
14 契 約 種 別	III - 1
15 業 務 用 電 力	III - 2
16 業 務 用 電 力 I	III - 10
17 産 業 用 電 力	III - 14
18 産 業 用 電 力 I	III - 21
19 臨 時 電 力	III - 25
20 臨 時 電 力 I	III - 27

21	かんがい排水用電力	Ⅲ - 30
22	自家発補給電力	Ⅲ - 33
23	自家発補給電力Ⅰ	Ⅲ - 44
24	予備電力	Ⅲ - 51
25	蓄熱・電化契約	Ⅲ - 54
Ⅳ	料金の算定および支払い	Ⅳ - 1
26	料金の適用開始の時期	Ⅳ - 1
27	検針日	Ⅳ - 1
28	料金の算定期間	Ⅳ - 2
29	使用電力量等の計量	Ⅳ - 3
30	料金の算定	Ⅳ - 6
31	日割計算	Ⅳ - 7
32	料金の支払義務および支払期日	Ⅳ - 8
33	料金その他の支払方法	Ⅳ - 10
34	保証金	Ⅳ - 12
Ⅴ	使用および供給	Ⅴ - 1
35	適正契約の保持	Ⅴ - 1
36	契約超過金	Ⅴ - 1
37	力率の保持	Ⅴ - 1
38	需要場所への立入りによる業務の実施	Ⅴ - 2
39	電気の使用にともなうお客さまの協力	Ⅴ - 3
40	供給の停止	Ⅴ - 3
41	供給停止の解除	Ⅴ - 5
42	供給停止期間中の料金	Ⅴ - 6
43	違約金	Ⅴ - 6
44	供給の中止または使用の制限もしくは中止	Ⅴ - 6

45	制限または中止の料金割引	V - 6
46	損害賠償の免責	V - 9
47	設備の賠償	V - 9
VI	契約の変更および終了	VI - 1
48	需給契約の変更	VI - 1
49	名義の変更	VI - 1
50	需給契約の消滅	VI - 1
51	需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および 工事費の精算	VI - 2
52	解約等	VI - 5
53	需給契約消滅後の債権債務関係	VI - 5
VII	供給方法, 工事および工事費の負担	VII - 1
54	供給方法, 工事および施設	VII - 1
55	工事費負担金等の申受けおよび精算	VII - 1
56	工事費負担金契約書の作成	VII - 2
VIII	保安	VIII - 1
57	保安の責任	VIII - 1
58	保安等に対するお客さまの協力	VIII - 1
附	則	附則 - 1
別	表	別表 - 1

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属

装置を含みます。)をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契 約 受 電 設 備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契 約 使 用 期 間

契約上利用できる期間をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(12) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 休 日

別表5（休日および休日等）(1)に定める日をいいます。

(15) 平 日

休日以外の日をいいます。

(16) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。

(17) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。

(18) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(19) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月

31日までの期間， 2月1日から4月30日までの期間， 3月1日から5月31日までの期間， 4月1日から6月30日までの期間， 5月1日から7月31日までの期間， 6月1日から8月31日までの期間， 7月1日から9月30日までの期間， 8月1日から10月31日までの期間， 9月1日から11月30日までの期間， 10月1日から12月31日までの期間， 11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は， 翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イを適用した場合に算定された値または15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イに準じて適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は，契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によりまゝす。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約、電化厨房契約、オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。

ハ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて

使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守し、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (6) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力および臨時電力Ⅰの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電力および臨時電力Ⅰの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、1 需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの1 契約種別と臨時電力もしくは臨時電力Ⅰのうちの1 契約種別、自家発補給電力もしくは自家発補給電力Ⅰのうちの1 契約種別、かんがい排水用電力または予備電力のうちの1 または2 以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供 給 の 単 位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたしま

す。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書等の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、当社は、44（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および58（保安等に対するお客さまの協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 業務用電力
 - イ 業務用電力A
 - ロ 業務用季特別電力A
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A
- (2) 業務用電力I
 - イ 業務用電力A-I
 - ロ 業務用季特別電力A-I
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A-I
- (3) 産業用電力
 - イ 産業用電力A
 - ロ 産業用季特別電力A
- (4) 産業用電力I
 - イ 産業用電力A-I
 - ロ 産業用季特別電力A-I
- (5) 臨時電力
- (6) 臨時電力I
- (7) かんがい排水用電力
- (8) 自家発補給電力
 - イ 業務用自家発補給電力
 - ロ 産業用自家発補給電力
- (9) 自家発補給電力I
 - イ 業務用自家発補給電力I

ロ 産業用自家発補給電力 I

(10) 予 備 電 力

15 業 務 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力 I とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力 I の契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧

で供給することがあります。

契約電力 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力 2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。）

(i) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された

日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (d) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供

給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限り、）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めず。

なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日からの1年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない認められるときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ロ) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	1,917円55銭

(ロ) 業務用季時別電力 A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,917円55銭

(ハ) 業務用休日エコノミー電力 A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,917円55銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力 A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円37銭	12円44銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円05銭	11円22銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	11円94銭	11円12銭

(ロ) 業務用季時別電力 A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	17円26銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円43銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円28銭

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	14円79銭	13円84銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	13円24銭	12円39銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	13円11銭	12円29銭

c 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円59銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円80銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円72銭

(ハ) 業務用休日エコノミー電力A

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 0 円 6 7 銭	9 円 9 8 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	9 円 6 4 銭	9 円 0 3 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	9 円 5 3 銭	8 円 9 3 銭

b 平 日

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 4 円 4 9 銭	1 3 円 4 7 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 3 円 0 8 銭	1 2 円 1 5 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 2 円 9 7 銭	1 2 円 0 4 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 業務用休日エコノミー電力Aの場合、契約期間満了に先だって、原

則として業務用休日エコノミー電力A以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 業務用電力Aから業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Aを適用いたしません。また、業務用季時別電力Aから業務用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季時別電力Aを適用いたしません。

ハ 業務用休日エコノミー電力Aまたは業務用電力Iの契約種別から業務用電力Aまたは業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用休日エコノミー電力Aを適用いたしません。

16 業務用電力 I

(1) 適用範囲

高压で電気の供給を受ける需要で、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平

均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 業務用電力A-I

契約電力1キロワットにつき	1,416円78銭
---------------	-----------

(ロ) 業務用季時別電力A-I

契約電力1キロワットにつき	1,416円78銭
---------------	-----------

(ハ) 業務用休日エコノミー電力A-I

契約電力1キロワットにつき	1,416円78銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力A-I

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円98銭	17円53銭

(ロ) 業務用季特別電力A-I

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	26円77銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円67銭	21円64銭

c 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	9 円 5 9 銭
-------------	-----------

(ハ) 業務用休日エコノミー電力 A-I

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 3 円 2 5 銭	1 2 円 3 2 銭

b 平 日

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	2 1 円 3 8 銭	1 9 円 7 2 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力 I の契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 業務用休日エコノミー電力 A または業務用電力 I の契約種別から業務用電力 A または業務用季特別電力 A に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、業務用電力 I の契約種別を適用いたしません。また、業務用電力の契約種別から業務用電力 I の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、当該

契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。

ハ 業務用電力Ⅰの各契約種別からその他の業務用電力Ⅰの契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。

17 産業用電力

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について離島約款〔低圧用〕21(低圧電力)(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力(産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。)に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の

都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。）

(i) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加さ

れた日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (d) 産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業

用自家発補給電力 I のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力 I の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日からの 1 年を通じた最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは、需給開始日から 1 年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ロ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の産業用自家発補給電力の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,851円55銭

(ロ) 産業用季時別電力 A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,851円55銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 産業用電力 A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	12円89銭	12円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円66銭	10円85銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円55銭	10円76銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	11円45銭	10円66銭

(ロ) 産業用季時別電力 A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	17円26銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円43銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円28銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	15円14銭

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	14円79銭	13円84銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	13円24銭	12円39銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	13円11銭	12円29銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	12円99銭	12円18銭

c 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円59銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円80銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円72銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	8円65銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間に

において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ 産業用電力Aから産業用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては，産業用電力Aを適用いたしません。また，産業用季時別電力Aから産業用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Aを適用いたしません。

18 産業用電力 I

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満の需要で，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，産業用電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 産業用電力A-I

契約電力1キロワットにつき	1,471円78銭
---------------	-----------

(ロ) 産業用季時別電力 A-I

契約電力 1 キロワットにつき	1,471 円 78 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 産業用電力 A-I

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16 円 38 銭	15 円 16 銭

(ロ) 産業用季時別電力 A-I

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	24 円 18 銭
-------------	-----------

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円66銭	19円39銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	9円59銭
------------	-------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として産業用電力 I の契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、産業用電力 A-I の適用を受ける場合は産業用電力 A に準じて算定し、産業用季時別電力 A-I の適用を受ける場合は産業用季時別電力 A に準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ 産業用電力 I の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。また、産業用電力の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力 I の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。

ニ 産業用電力 A-I から産業用季時別電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 A-I を適用いたしません。また、産業用季時別電力 A-I から産業用電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用季時別電力 A-I を適用いたしません。

19 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニ

バーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合 (予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円50銭	14円38銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円92銭	12円93銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円80銭	12円81銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円92銭	13円85銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円46銭	12円49銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円32銭	12円38銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	13円20銭	12円25銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

20 臨時電力 I

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受け、契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限ります。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一

定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、臨時電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除

きます。)の基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円23銭	20円50銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円12銭	17円65銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、臨時電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力Iを適用いたします。

ハ 臨時電力の適用を受けるお客さまは、臨時電力Iに需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、臨時電力に準ずるものといたします。

21 かんがい排水用電力

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

(2) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、(3)に定める契約年度の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(3) 契約年度

契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。

(4) 契約電力

契約電力は、産業用電力に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平

均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

- (イ) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	591円78銭
	標準電圧 20,000ボルト以上 で供給を受ける場合	509円55銭

- (ロ) 契約年度における基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものとしたします。

なお、契約年度の中で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は、その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	11円41銭	10円66銭
	標準電圧20,000ボルト以 上で供給を受ける場合	11円02銭	10円25銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(6) その他

イ 契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は、当該契約年度の翌年度の1月の検針日といたします。ただし、契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。

ロ その他の事項については、産業用電力に準ずるものいたします。

22 自家発補給電力

(1) 業務用自家発補給電力

イ 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力を契約していただきます。

また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものいたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

- b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定

める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,347円38銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,177円15銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,104円55銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	723円79銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	662円88銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	640円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 3 9 銭	1 3 円 3 7 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 9 8 銭	1 2 円 0 5 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 8 6 銭	1 1 円 9 4 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 7 円 2 3 銭	1 5 円 9 3 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 5 円 5 1 銭	1 4 円 3 7 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 5 円 3 6 銭	1 4 円 2 2 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 業務用自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用

されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している

場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。

- a 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
 - b 業務用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力
 - c 業務用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- (ロ) 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

- (イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 産業用自家発補給電力

イ 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、産業用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、産業用自家発補給電力を契約していただきます。

また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4

(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,347円38銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	2,177円15銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	2,104円55銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	2,031円95銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	498円29銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	449円48銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	435円18銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	420円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気

の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 8 7 銭	1 2 円 8 9 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 5 5 銭	1 1 円 6 6 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 4 1 銭	1 1 円 5 5 銭
	標準電圧 100,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 3 0 銭	1 1 円 4 5 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 6 円 5 5 銭	1 5 円 3 3 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 9 7 銭	1 3 円 8 6 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 8 2 銭	1 3 円 7 3 銭
	標準電圧 100,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 6 5 銭	1 3 円 5 9 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。

ニ 産業用自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやか

に当社に通知していただきます。

- (ロ) 常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が17（産業用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力を使用したときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された

使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

- a 産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
 - b 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力
 - c 産業用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- (d) 産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

- (i) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあ

らかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。

23 自家発補給電力 I

(1) 業務用自家発補給電力 I

イ 適用範囲

業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、業務用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算

定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,548円78銭
---------------	-----------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	483円99銭
---------------	---------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円56銭	18円98銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	24円92銭	22円93銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用自家発補給電力に準ずるものとしていたします。

ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。

a 業務用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 業務用自家発補給電力 I の使用の前3月間における常時供給分

の平均電力

c 業務用自家発補給電力 I の使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 業務用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力 I の使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

業務用自家発補給電力 I の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力 I の最大需要電力に業務用自家発補給電力 I の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ そ の 他

(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その 1 月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) 業務用自家発補給電力 I から業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、業務用自家発補給電力 I を適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

(2) 産業用自家発補給電力 I

イ 適 用 範 囲

産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、契約電力が500キロワット未満、かつ、産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、産業用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,609円28銭
---------------	-----------

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	350円89銭
---------------	---------

なお，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円71銭	16円38銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円34銭	19円69銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用自家発補給電力に準ずるものとしていたします。

ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものとしていたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、産業用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものとしていたします。

- a 産業用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
 - b 産業用自家発補給電力 I の使用の前 3 月間における常時供給分の平均電力
 - c 産業用自家発補給電力 I の使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力
- (ロ) 産業用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力 I の使用電力量といたします。
- (ハ) 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力 I の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力 I の最大需要電力に産業用自家発補給電力 I の使用時間

を乗じてえた値をこえないものとしたします。

ホ そ の 他

(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) 産業用自家発補給電力Ⅰから産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用自家発補給電力に準ずるものとしたします。

24 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予 備 線	予 備 電 源
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	8 4 円 6 6 銭	1 0 9 円 0 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	6 7 円 0 0 銭	1 0 7 円 5 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電

力または産業用電力に準ずるものといたします。

25 蓄熱・電化契約

(1) 蓄熱調整契約

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

ロ 時間帯区分

時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ 料金

各月の料金は、業務用電力の契約種別、業務用電力Ⅰの契約種別、産業用電力の契約種別または産業用電力Ⅰの契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(イ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

a 業務用電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用電力Aの夏季料金} - \text{(ハ) の} \\ \text{またはその他季料金} \quad \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

b 業務用季時別電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用季時別電力Aの夜間}_{(ハ)} \text{の時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$$

c 業務用休日エコノミー電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用休日エコノミー電力Aの夏季} \\ \text{もしくはその他季休日料金または} \\ \text{夏季もしくはその他季平日料金} \end{array} \right]_{(ハ)} \text{の蓄熱単価}$$

この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

d 業務用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用電力A-Iの夏季}_{(ハ)} \text{料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

e 業務用季時別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用季時別電力A-I}_{(ハ)} \text{の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$$

f 業務用休日エコノミー電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用休日エコノミー電力A-I} \\ \text{の夏季もしくはその他季休日料金} - \text{(ハ) の} \\ \text{または夏季もしくはその他季平日料金} \end{array} \right] \text{蓄熱単価}$$

この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

g 産業用電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{産業用電力Aの夏季料金} - \text{(ハ) の} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \right] \text{蓄熱単価}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

h 産業用季時別電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{産業用季時別電力Aの夜間} - \text{(ハ) の} \\ \text{時間における電力量料金} \end{array} \right] \text{蓄熱単価}$$

i 産業用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{産業用電力A-Iの夏季} - \text{(ハ) の} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{array} \right] \text{蓄熱単価}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

j 産業用季時別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left(\text{産業用季時別電力A-I} - \text{ハの夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right)$$

(ロ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、別表9（蓄熱電力量協定基準）に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量 1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	7円84銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	7円31銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	7円26銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	7円20銭

ニ 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(イ) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(ロ)によるものといたします。

a 別表10（調整期間および調整時間）(2)に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

b 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(ロ) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、ハによって算定された金額からaによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

a 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{bの契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{cの割引単価}$$

b 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

c 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力 1キロワット 1時間につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	1,067円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,039円50銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,012円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	984円50銭

ホ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(イ) 空調システム、給湯および暖房等の蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は、ハによって算定された金額から(ロ)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ロ) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の(ニ)の割引単価は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = \frac{\text{(ハ)の蓄熱ピーク}}{\text{シフト電力}} \times \text{(ニ)の割引単価}$$

(ハ) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、次のとおり定めるものといたします。

- a 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

蓄熱ピークシフト電力は、1年を通じての夜間時間の最大需要電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値といたします。ただし、この場合の蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

- b 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不適當と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ニ) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

a 業務用電力の契約種別および産業用電力の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,821円36銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,686円02銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,629円92銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1,573円82銭

b 業務用電力 I の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,204円26銭
---------------------	-----------

c 産業用電力 I の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,251円01銭
---------------------	-----------

(ホ) 当社または当該配電事業者は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

(ハ) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。

へ その他

(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運

転に関する資料を提出していただきます。

- (ロ) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(2) 電化厨房契約

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (イ) 別表11（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。
- (ロ) 電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ 料金

各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、その1月の電化厨房電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = (\text{ロ})\text{の電化厨房電力量} \times (\text{ハ})\text{の割引単価}$$

(ロ) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、別表12（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量 1 キロワット時につき	3 円 3 0 銭
---------------------	-----------

ハ そ の 他

- (イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (ロ) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(3) オール電化割引

イ 適 用 範 囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

- (イ) 需要場所における給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。
- (ロ) 電化厨房機器を使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ 料 金

各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) オール電化割引額

オール電化割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

ただし、次により算定された金額が(ニ)に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、(ニ)に定めるオール電化割引上限額といたします。

$$\begin{aligned} \text{オール電化割引額} &= \text{(ロ)のオール電化割引対象額} \\ &\quad \times \text{(ハ)のオール電化割引率} \end{aligned}$$

(ロ) オール電化割引対象額

オール電化割引対象額は、各契約種別によって料金として算定された金額から、当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。

(ハ) オール電化割引率

オール電化割引率は、5パーセントといたします。

(ニ) オール電化割引上限額

オール電化割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	550,000円00銭
---------	-------------

ハ その 他

(イ) 当社は、オール電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ロ) この割引は、お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し、この割引の契約が成立した日以降適用いたします。

(ハ) お客さまが、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(ニ) オール電化需要でないことが明らかになった場合は、43（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、(ハ)による申し出があった場合は、この限りではありません。

(ホ) 当社は、31（日割計算）に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。

(4) 電化空調割引

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも

該当する需要で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

(イ) (1)の適用を受ける需要であること。

(ロ) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式または交流3相4線式とし、定格電圧は200ボルト以上といたします。

ロ 時間帯区分

時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

(ロ) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

ハ 料金

各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 電化空調割引額

電化空調割引額は、その1月の電化空調電力量により、次のとおり算定いたします。

電化空調割引額 = (ロ)の電化空調電力量 × (ニ)の割引単価

(ロ) 電化空調電力量

電化空調電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月における電化空調電力量は、(ハ)に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

(ハ) 電化空調上限電力量

各月の電化空調上限電力量は、(1)ハ(ロ)に定めるその1月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に3を乗じてえた値といたします。ただし、蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は、蓄熱電力量に3を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に3を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。

(二) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

ニ その他

- (イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
- (ロ) お客さまが、電気空調システムの内容の変更等をされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (ハ) 当社は、この割引の適用を開始し、またはこの割引の契約が消滅した場合は、電化空調上限電力量の日割計算を行いません。

IV 料金の算定および支払い

26 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

27 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

- イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとしたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものとしたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとしたします。

28 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始

日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。

29 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(8)および(12)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 27（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 27（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で

除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 27（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 27（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 業務用季時別電力A、業務用季時別電力A-I、産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A-Iの使用電力量は、原則として各時間帯別に、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの使用電力量は、原則として休日平日別に計量を行ないます。

(3) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(11)および(12)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分

最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するもの
といたします。

(4) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目
盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたし
ます。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大
需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すと
きは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いた
します。

(6) 使用電力量または最大需要電力は、(5)にかかわらず、やむをえない場
合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電
力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力
を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率に
よって修正したものといたします。

(7) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さま
にお知らせいたします。

(8) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、
計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、原則として、
計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計
の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、そ
の合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。

(9) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-I
またはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がと

もに含まれる場合で、(8)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。

- (10) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-Iまたはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(9)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(9)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

- (11) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(12)の場合を除き、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(3)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (12) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

30 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

- ロ 契約種別，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合
 - ハ 28（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
 - ニ 28（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
- (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31 日 割 計 算

- (1) 当社は，30（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は，別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
 - ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
- (2) 30（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。
- また，30（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

32 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
- イ 27（検針日）(6)の場合の料金または29（使用電力量等の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、29（使用電力量等の計量）(12)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。
- (2) お客様の料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。
- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合

ロ お客様が、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客様が、公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。

イ お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(2)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、

支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

- (4) お客さまが(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

33 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は32（料金の支払義務および支払期日）(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ただし、32（料金の支払義務および支払期日）(2)イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規

定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を申し受けます。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 27(検針日)(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (7) 臨時電力、臨時電力Iおよびかんがい排水用電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だてて支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

34 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。

(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約

電力を増加される場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金との差額を預けていただきます。

- (7) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、保証金をお返しすることがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

35 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

36 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

37 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率となら

ないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

38 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 58（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 40（供給の停止）、50（需給契約の消滅）または52（解約等）により必要な処置

- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に
必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保
安の確認に必要な業務

39 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因により他のお客さまの電気の使用
を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電
事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは
支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現
象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負
担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装
置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、
お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該
配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系
して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業
者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

40 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、
当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止

することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、32〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 料金以外の債務を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ かんがい排水用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ かんがい排水用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 産業用電力，産業用電力Ⅰ，かんがい排水用電力，産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力Ⅰの場合または臨時電力，臨時電力Ⅰもしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ 38（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 39（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，35（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(7) (1)から(6)によって供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給を停止するために適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

41 供給停止の解除

40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

42 供給停止期間中の料金

40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

43 違 約 金

- (1) お客さまが40（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

44 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

45 制限または中止の料金割引

- (1) 当社または当該配電事業者が、44（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、その

お客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満

は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたし

ます。

46 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) 44（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 40（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または52（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

47 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修 理 費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

48 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

49 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

50 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社または当該配電事業者は、原則としてその廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ 52（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(2) 当社または当該配電事業者は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

51 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Ⅰまたは産業用電力Ⅰの場合は、臨時電力Ⅰといたします。ただし、産業用電力Ⅰの場合で、18〔産業用電力Ⅰ〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量（業務

用季時別電力A，業務用季時別電力A－I，産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A－Iの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A－Iの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。)は，契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたこととともない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ロ お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，減少契約電力分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）につき臨時電力（業務用電力Iまたは産業用電力Iの場合は，臨時電力Iといたします。ただし，産業用電力Iの場合で，18〔産業用電力I〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。)として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力A，業務用季時別電力A－I，産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A－Iの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A－Iの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。)は，契約電力の減少分（増加後に

減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、増加契約電力分といたします。)と残余分の比であん分したものといたします。

また、当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分(増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、契約電力の増加に見合う部分といたします。)について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ハ 15(業務用電力) (4)イもしくは17(産業用電力) (4)イによって契約電力を定めるお客さままたは15(業務用電力) (4)イもしくは17(産業用電力) (4)イに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または15(業務用電力) (4)イ(イ)cもしくは17(産業用電力) (4)イ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合または15(業務用電力) (4)イ(イ)cもしくは17(産業用電力) (4)イ(イ)cに準じて契約電力を減少しようとする場合は、イまたはロに準ずるものといたします。この場合、イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15(業務用電力) (4)イ(イ)cもしくは17(産業用電力) (4)イ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日または15(業務用電力) (4)イ(イ)cもしくは17(産業用電力) (4)イ(イ)cに準じて契約電力を減少しようとする日といたします。

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で

利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、需給契約の消滅の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行いません。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

52 解 約 等

- (1) 40（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、50（需給契約の消滅）(1)イによる通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

53 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

54 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

55 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，

要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

56 工事費負担金契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。

なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。

VIII 保 安

57 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

58 保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要が

あるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附

則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものいたします。

3 負荷率別契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）19（負荷率別契約）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受ける需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 需給契約の単位

当社は、1需要場所において、負荷率別契約と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について、1需給契約を結びます。

臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力

(3) 契 約 電 力

契約電力は、業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

(4) 算定対象基準電力

算定対象基準電力は、(3)によって定めた値といたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は、(3)で定める契約電力に22（自家発補給電力）(1)ロまたは(2)ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,142円78銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量をその1月の算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、(10)のとおりといたします。

算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数	1キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	13円91銭	12円92銭
100時間をこえ200時間まで	12円79銭	11円90銭
200時間をこえ300時間まで	12円06銭	11円25銭
300時間をこえ400時間まで	11円67銭	10円89銭
400時間をこえる部分	11円54銭	10円77銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

(6) 契約超過金

契約超過金は、36（契約超過金）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(7) 蓄熱調整契約

イ 料 金

各月の料金は、(5)によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(イ) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left(\begin{array}{l} \text{(ハ)の夏季またはその他季} \\ \text{の電力量料金単価} - \text{(ロ)の蓄熱単価} \end{array} \right)$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、(ハ)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(ハ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。

(ロ) 蓄熱単価

蓄熱単価は、25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ハ)に定める単価といたします。

(ハ) 電力量料金単価

電力量料金単価は、その1月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について、(5)ロにより算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

また、電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価

割引単価は、25（蓄熱・電化契約）(1)ホ(ニ) a に定める単価といたします。

(8) 使用電力量等の計量

イ 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値により算定いたします。

ロ 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（イの場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、29（使用電力量等の計量）(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（イの場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

(9) 供給の停止

お客さまが産業用電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され、かつ、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(4)に準じて電気の供給を停止することがあります。

(10) 日割計算の基本算式

料金適用上の電力量区分は、次のとおりといたします。

なお、日割計算対象日数は、電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。

イ 電力量区分

1 段料金適用電力量 = A

$$A = \text{算定対象基準電力 (キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、1 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2 段料金適用電力量 = B - A

$$B = \text{算定対象基準電力 (キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、2 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たりの使用時間数が 100 時間をこえ 200 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

3 段料金適用電力量 = C - B

$$C = \text{算定対象基準電力 (キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、3 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たりの使用時間数が 200 時間をこえ 300 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

4 段料金適用電力量 = D - C

$$D = \text{算定対象基準電力 (キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、4 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たりの使用時間数が 300 時間をこえ 400 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 端 数 処 理

イによって算定された 1 段料金適用電力量、2 段料金適用電力量、3 段料金適用電力量および 4 段料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ii) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ (4)で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、30 (料金の算定) (1)ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。

ハ 業務用自家発補給電力 I または産業用自家発補給電力 I とあわせて、

負荷率別契約の適用を受けることはできません。

ニ その他の事項については、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

4 深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款23（深夜電力）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受ける需要で、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

(2) 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について、1需給契約を結びます。

イ 1需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力、産業用電力Ⅰまたは負荷率別契約のうちの1契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合

ロ 1需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力と次の1以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力Ⅰのうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力

ハ 1需要場所において、負荷率別契約、深夜電力と次の1以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

(i) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表7（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ii) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表7（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次のaによってえた値について別表7（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電

熱負荷設備の容量との合計

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ハ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって

算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	181円50銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円15銭
------------	-------

(6) 供給の停止

イ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないときに

は、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(4)に準じて電気の供給を停止することがあります。

(7) 制限または中止の料金割引

当社が45（制限または中止の料金割引）(1)によって割引を行なう場合の割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(8) 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

当社は、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にかかわらず、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イまたはロの場合には、需給契約の消滅または変更の日には工事費をお客さまに精算していただきます。

(9) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。

5 第2 深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款24（第2 深夜電力）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受ける需要で、毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

(2) 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需要場所について、1 需給契約を結びます。

イ 1 需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力、産業用電力 I または負荷率別契約のうちの1 契約種別と第2 深夜電力と

をあわせて契約する場合

- ロ 1 需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力または産業用電力 I のうちの 1 契約種別、第 2 深夜電力と次の 1 以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力 I のうちの 1 契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力 I のうちの 1 契約種別、かんがい排水用電力、予備電力

- ハ 1 需要場所において、負荷率別契約、第 2 深夜電力と次の 1 以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力 I のうちの 1 契約種別、自家発補給電力のうちの 1 契約種別、かんがい排水用電力、予備電力

(3) 契 約 電 力

契約電力は、深夜電力に準じて定めます。

(4) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ハ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

231円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	10円47銭
-------------	--------

(6) 供給の停止

イ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(4)に準じて電気の供給を停止することがあります。

(7) 制限または中止の料金割引

当社が45（制限または中止の料金割引）(1)によって割引を行なう場合の割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(8) 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

当社は、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にかかわらず、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イまたはロの場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

(9) その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。

6 蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置

(1) 蓄熱電力量に関する特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(1)の適用

を受けている場合の蓄熱電力量は、25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、ロにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ロ 夜間使用電力量の計量

(イ) 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(ロ) 夜間使用電力量の計量は、29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(ハ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。この場合、控除率は、次に定める標準控除率の値または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

用 途	業 種	標 準 控 除 率
空	旅 館 ・ ホ テ ル	2 0 パ ー セ ン ト
	病 院	1 0 パ ー セ ン ト
調	コ ン ピ ュ ー タ セ ン タ ー	2 0 パ ー セ ン ト
	放 送 局	3 0 パ ー セ ン ト
給 湯	旅 館 ・ ホ テ ル	3 0 パ ー セ ン ト
	寮	1 0 パ ー セ ン ト

ニ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(2) 電化厨房電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(2)の適用を受けている場合の電化厨房電力量は、25（蓄熱・電化契約）(2)ロ(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、ロにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ロ 電化厨房電力量の計量

(イ) 当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、この場合、専用の電路を施設し、原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。

(ロ) 電化厨房電力量の計量は、29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(ハ) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって

行ないます。

(3) 電化空調電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(4)の適用を受けている場合の電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）(4)ハ(ロ)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 電化空調電力量

電化空調電力量は，ロにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお，各月における電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）(4)ハ(ハ)に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

ロ 電化空調電力量の計量

(イ) 当社または当該配電事業者は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。

(ロ) 電化空調電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(ハ) 電化空調電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

7 この離島約款の実施にともなう切替措置

2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島
長崎県壱岐市	壱岐島，若宮島，原島，長島，大島
鹿児島県薩摩川内市	上甑島，中甑島，下甑島
鹿児島県鹿児島郡	竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市)，馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町，南種子町)，屋久島，口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町，瀬戸内町，大和村，宇検村)，喜界島，加計呂麻島，与路島，請島，徳之島，沖永良部島，与論島

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインター

ネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、そ

の端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客様または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（当該お客様に係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客様については、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、27,400円といたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$\left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしていたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日としていたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしていたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としていたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高圧で供給を受ける場合	13銭0厘
	特別高圧で供給を受ける場合	12銭8厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均
液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均
石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当りの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を

上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日としたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるもの

といたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 休日および休日等

(1) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、
1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、
12月31日

(2) 休日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、
1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

6 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）}$$

$$- \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）}$$

$$+ \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

7 契約電力の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合または臨時電力Iのお客さまの契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な

装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は口の係数を乗じないものとしたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によりまゝ。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）との合計（この場合、契約

受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを1 ワットとみなします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、30（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力A，業務用電力A－I，産業用電力A，産業用電力A－I，臨時電力，臨時電力Iおよびかんがい排水用電力のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまに
あらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 28（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計
量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給
契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものと
いたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦
日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含
まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の
日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前
日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属す
る月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対
象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日
数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含
みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止
期間中の日数には含みません。

9 蓄熱電力量協定基準

(1) 蓄熱電力量の協定

蓄熱電力量は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された
電力量をいい、使用用途に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から蓄熱電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱電力量を適正なものに変更していただきます。

イ 給湯

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

$$\text{蓄熱電力量} = \frac{(\text{沸上温度} - \text{給水温度}) (\text{°C}) \times \text{沸上量} (\text{L}) \times 4.19 (\text{kJ/L} \cdot \text{°C}) \times \text{使用日数} (\text{日/年})}{\frac{\text{給湯器加熱能力} (\text{kW})}{\text{給湯器消費電力} (\text{kW})} \times 3,600 (\text{kJ/kWh}) \times \text{使用月数}}$$

なお、沸上量は、貯湯槽の総容量のうち夜間時間の蓄熱運転により沸き上げる容量をいい、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 給湯以外

蓄熱式負荷設備の仕様、使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 日割計算等

料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

10 調整期間および調整時間

(1) 調整期間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

8月13日、8月14日、8月15日、8月16日

(2) 調整時間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間

以上継続するものといたします。

11 適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、
スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、
電気湯沸器、その他加熱厨房機器

12 電化厨房電力量協定基準

電化厨房電力量は、お客さまの業種に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から電化厨房電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきます。

(1) 電化厨房電力量

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

電化厨房機器の総容量（出力）×(2)に定める協定基準稼働時間

(2) 協定基準稼働時間

イ お客さまの業種に応じ、次のとおりといたします。

業 種	協定基準稼働時間	業 種	協定基準稼働時間
飲 食 店	7 0 時間	スーパ－	5 5 時間
病 院	4 0 時間	保 育 所 社 員 食 堂	2 5 時間
学 校 給 食	1 0 時間	旅 館 ホ テ ル	5 0 時間

ロ イに定めのない業種の場合は、電化厨房機器の使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって、イに準じて定めます。

電気事業法施行規則第31条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が、特定小売供給約款等に定める当社の供給区域における標準的な料金その他の供給条件の見直しを行なったことにもない、当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく、離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 離島等供給約款の変更の内容および 新旧対比表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が、特定小売供給約款等に定める標準的な料金率を変更したことおよび一部料金メニューの取扱いを変更したことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

離島等供給約款 [低圧用] 新旧対比表

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p data-bbox="398 555 1012 673">離 島 等 供 給 約 款 [低 圧 用]</p> <p data-bbox="555 877 855 909">令和4年4月12日 実施</p> <p data-bbox="456 1289 954 1327">九州電力送配電株式会社</p>	<p data-bbox="1205 555 1818 673">離 島 等 供 給 約 款 [低 圧 用]</p> <p data-bbox="1317 874 1706 906">令和4-2023年4月121日 実施</p> <p data-bbox="1263 1276 1760 1315">九州電力送配電株式会社</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
離島等供給約款 [低圧用] 目 次	離島等供給約款 [低圧用] 目 次
I 総 則	I 総 則
1 適 用	1 適 用
2 離島等供給約款の届出および変更	2 離島等供給約款の届出および変更
3 定 義	3 定 義
4 単位および端数処理	4 単位および端数処理
5 実 施 細 目	5 実 施 細 目
II 契約の申込み	II 契約の申込み
6 需給契約の申込み	6 需給契約の申込み
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間
8 需 要 場 所	8 需 要 場 所
9 需給契約の単位	9 需給契約の単位
10 供 給 の 開 始	10 供 給 の 開 始
11 供 給 の 単 位	11 供 給 の 単 位
12 承 諾 の 限 界	12 承 諾 の 限 界
13 需給契約書の作成	13 需給契約書の作成
III 契約種別および料金	III 契約種別および料金
14 契 約 種 別	14 契 約 種 別
15 定 額 電 灯	15 定 額 電 灯
16 従 量 電 灯	16 従 量 電 灯
17 時間帯別電灯	17 時間帯別電灯
18 季 時 別 電 灯	18 17 季 時 別 電 灯
19 ピークシフト電灯	19 ピークシフト電灯
20 高負荷率型電灯	20 18 高負荷率型電灯
21 臨 時 電 灯	21 19 臨 時 電 灯
22 公衆街路灯	22 20 公衆街路灯
23 低 圧 電 力	23 21 低 圧 電 力
24 低圧季時別電力	24 22 低圧季時別電力
25 臨 時 電 力	25 23 臨 時 電 力
26 農 事 用 電 力	26 24 農 事 用 電 力
27 深 夜 電 力	27 25 深夜電力 (防霜用)
28 第2深夜電力	28 第2深夜電力
29 低圧蓄熱調整契約	29 低圧蓄熱調整契約
30 口座振替割引契約	30 26 口座振替割引契約

現 行（令和4年4月12日実施）		変 更 後（2023年4月1日実施予定）	
IV 料金の算定および支払い	76	IV 料金の算定および支払い	76IV - 1
31 料金の適用開始の時期	76	3127 料金の適用開始の時期	76IV - 1
32 検 針 日	76	3228 検 針 日	76IV - 1
33 料金の算定期間	77	3329 料金の算定期間	77IV - 2
34 使用電力量の計量	77	3430 使用電力量の計量	77IV - 2
35 料 金 の 算 定	81	3531 料 金 の 算 定	81IV - 5
36 日 割 計 算	82	3632 日 割 計 算	82IV - 6
37 料金の支払義務および支払期日	83	3733 料金の支払義務および支払期日	83IV - 6
38 料金その他の支払方法	84	3834 料金その他の支払方法	84IV - 8
39 延 滞 利 息	86	3935 延 滞 利 息	86IV - 10
40 保 証 金	87	4036 保 証 金	87IV - 10
V 使用および供給	89	V 使用および供給	89V - 1
41 適正契約の保持	89	4137 適正契約の保持	89V - 1
42 力 率 の 保 持	89	4238 力 率 の 保 持	89V - 1
43 需要場所への立入りによる業務の実施	89	4339 需要場所への立入りによる業務の実施	89V - 1
44 電気の使用にともなうお客さまの協力	90	4440 電気の使用にともなうお客さまの協力	90V - 2
45 供 給 の 停 止	91	4541 供 給 の 停 止	91V - 3
46 供給停止の解除	92	4642 供給停止の解除	92V - 4
47 供給停止期間中の料金	92	4743 供給停止期間中の料金	92V - 5
48 違 約 金	93	4844 違 約 金	93V - 5
49 供給の中止または使用の制限もしくは中止	93	4945 供給の中止または使用の制限もしくは中止	93V - 5
50 制限または中止の料金割引	94	5046 制限または中止の料金割引	94V - 6
51 損害賠償の免責	95	5147 損害賠償の免責	95V - 7
52 設 備 の 賠 償	95	5248 設 備 の 賠 償	95V - 7
VI 契約の変更および終了	96	VI 契約の変更および終了	96VI - 1
53 需給契約の変更	96	5349 需給契約の変更	96VI - 1
54 名 義 の 変 更	96	5450 名 義 の 変 更	96VI - 1
55 需給契約の廃止	96	5551 需給契約の廃止	96VI - 1
56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および 工事費の精算	97	5652 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および 工事費の精算	97VI - 2
57 解 約 等	99	5753 解 約 等	99VI - 5
58 需給契約消滅後の債権債務関係	100	5854 需給契約消滅後の債権債務関係	100VI - 5

現 行（令和4年4月12日実施）		変 更 後（2023年4月1日実施予定）	
VII 供給方法および工事	101	VII 供給方法および、工事および工事費の負担	401VII - 1
59 需給地点および施設	101	5955 需給地点および施設供給方法、工事および施設	401VII - 1
60 架空引込線	102	60 架空引込線	102
61 地中引込線	103	61 地中引込線	103
62 接続引込線等	104	62 接続引込線等	104
63 中高層集合住宅等への供給方法	105	63 中高層集合住宅等への供給方法	105
64 引込線の接続	105	64 引込線の接続	105
65 計量器等の取付け	105	65 計量器等の取付け	105
66 電流制限器等の取付け	107	66 電流制限器等の取付け	107
67 専用供給設備	107	67 専用供給設備	107
VIII 工事費の負担	109	VIII 工事費の負担	109
68 一般供給設備の工事費負担金	109	56 工事費負担金等の申受けおよび精算	VII - 1
69 特別供給設備の工事費負担金	111	68 一般供給設備の工事費負担金	109
70 供給設備を変更する場合の工事費負担金	113	69 特別供給設備の工事費負担金	111
71 特別供給設備等の工事費の算定	113	70 供給設備を変更する場合の工事費負担金	113
72 工事費負担金の申受けおよび精算	115	71 特別供給設備等の工事費の算定	113
73 臨時工事費	116	72 工事費負担金の申受けおよび精算	115
74 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	117	73 臨時工事費	116
		74 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	117
IX 保 安	118	IXVIII 保 安	118VIII - 1
75 保安の責任	118	7557 保安の責任	118VIII - 1
76 調 査	118	7658 調 査	118VIII - 1
77 調査等の委託	118	77 調査等の委託	118
78 調査に対するお客さまの協力	119	7859 調査に対するお客さまの協力	119VIII - 1
79 保安に対するお客さまの協力	119	7960 保安に対するお客さまの協力	119VIII - 1
80 検査または工事の受託	120	8061 検査または工事の受託	120VIII - 2
81 自家用電気工作物	120	8162 自家用電気工作物	120VIII - 3
附 則	121	附 則	121附則 - 1
別 表	135	別 表	135別表 - 1

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。</p> <p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。</p> <p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。</p> <p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。</p> <p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(8) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(9) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(10) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(12) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、低圧季特別電力、臨時電力または農事用電力については、23（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワット</p>	<p>(8) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(9) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(10) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(12) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、低圧季特別電力、臨時電力または農事用電力については、2321（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワット</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>トといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>5 実施細目</p> <p>この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>トといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>5 実施細目</p> <p>この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

II 契約の申込み

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに低圧蓄熱調整契約および口座振替割引契約の適用希望の有無

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに低圧蓄熱調整契約および口座振替割引契約の適用希望の有無

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。

ハ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

~~(2)~~(3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

~~(2)~~(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

~~(2)~~(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>措置を講じていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p> <p>8 需 要 場 所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p> <p>1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p>	<p>要な措置を講じていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p> <p>8 需 要 場 所</p> <p>需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p> <p>1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p> <p>ニ そ の 他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。</p> <p>(4) (1)に定める1構内、(2)に定める1建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし</p>	<p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p> <p>ニ そ の 他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。</p> <p>(4) (1)に定める1構内、(2)に定める1建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>不適当でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力のうちの1 契約種別、第2 深夜電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1 契約種別、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯と低圧電力または低圧季時別電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。</p> <p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p> <p>11 供給の単位 当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。 (1) 62（連接引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合 (2) その他技術上、経済上やむをえない場合</p> <p>12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお</p>	<p>不適当でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力のうちの1 契約種別（防霜用）、第2 深夜電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1 契約種別、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯と低圧電力または低圧季時別電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。</p> <p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p> <p>11 供給の単位 当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。 (1) 62（連接引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合 (2) その他技術上、経済上やむをえない場合</p> <p>12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

Ⅲ 契約種別および料金

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	時 間 帯 別 電 灯	
	季 時 別 電 灯	
	ピ ー ク シ フ ト 電 灯	
	高 負 荷 率 型 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
C		
公 衆 街 路 灯	A	
	B	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	低 圧 季 時 別 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B
	深 夜 電 力	A
		B
第 2 深 夜 電 力		

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	時 間 帯 別 電 灯	
	季 時 別 電 灯	
	ピ ー ク シ フ ト 電 灯	
	高 負 荷 率 型 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
C		
公 衆 街 路 灯	A	
	B	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	低 圧 季 時 別 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B
	深 夜 電 力 (防 霜 用)	A
		B
第 2 深 夜 電 力		

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>15 定 額 電 灯</p> <p>(1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>15 定 額 電 灯</p> <p>(1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものとしたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1396 801 1452">1 契約につき</td> <td data-bbox="801 1396 1070 1452">55円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	55円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1396 1608 1452">1 契約につき</td> <td data-bbox="1608 1396 1877 1452">55円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	55円00銭
1 契約につき	55円00銭				
1 契約につき	55円00銭				

現 行 (令和4年4月12日実施)

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	9 1 円 3 3 銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 3 7 円 5 9 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 3 2 円 2 7 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 2 5 円 8 5 銭
60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	5 1 4 円 1 2 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 1 4 円 1 2 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 3 8 円 8 2 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 5 5 円 5 4 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 8 円 3 2 銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	9 1 円 3 3 銭 9 7 円 4 0 銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 3 7 円 5 9 銭 1 4 9 円 7 3 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 3 2 円 2 7 銭 2 5 6 円 5 4 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 2 5 円 8 5 銭 3 6 2 円 2 5 銭
60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	5 1 4 円 1 2 銭 5 7 4 円 7 9 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 1 4 円 1 2 銭 5 7 4 円 7 9 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 3 8 円 8 2 銭 2 5 6 円 9 4 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 5 5 円 5 4 銭 3 9 1 円 7 8 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 8 円 3 2 銭 1 9 6 円 4 4 銭

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>16 従 量 電 灯</p> <p>(1) 従量電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>16 従 量 電 灯</p> <p>(1) 従量電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	314円79銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円46銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けません。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	314円79銭 334円26銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円46銭 18円28銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等を取り付けません。

現 行（令和4年4月12日実施）

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	297円00銭
契約電流15アンペア	445円50銭
契約電流20アンペア	594円00銭
契約電流30アンペア	891円00銭
契約電流40アンペア	1,188円00銭
契約電流50アンペア	1,485円00銭
契約電流60アンペア	1,782円00銭

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	297円00銭 316円24銭
契約電流15アンペア	445円50銭 474円36銭
契約電流20アンペア	594円00銭 632円48銭
契約電流30アンペア	891円00銭 948円72銭
契約電流40アンペア	1,188円00銭 1,264円96銭
契約電流50アンペア	1,485円00銭 1,581円20銭
契約電流60アンペア	1,782円00銭 1,897円44銭

現 行 (令和4年4月12日実施)

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	314円79銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭 18円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭 23円88銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭 26円88銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	314円79銭 334円26銭
---------	-------------------------------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または

現 行（令和4年4月12日実施）

当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表9（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5〔契約負荷設備の総容量の算定〕（託送約款等に定めるところによりま

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

す。）によって総容量を定めます。

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表9〔契約電力等の算定方法〕（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イに

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
<p>(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>よって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>												
<p>(4) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>(4) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 592 799 646">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td data-bbox="799 592 1070 646">297円00銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 592 1608 646">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td data-bbox="1608 592 1879 646">297円00銭 316円24銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭 316円24銭								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭 316円24銭												
<p>(4) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>(4) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 783 799 837">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="799 783 1070 837">17円46銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 837 799 892">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="799 837 1070 892">23円06銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 892 799 946">300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="799 892 1070 946">26円06銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 783 1608 837">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1608 783 1879 837">17円46銭 18円28銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 837 1608 892">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1608 837 1879 892">23円06銭 23円88銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 892 1608 946">300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1608 892 1879 946">26円06銭 26円88銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭 18円28銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭 23円88銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭 26円88銭
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭												
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭												
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭 18円28銭												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭 23円88銭												
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭 26円88銭												
<p>17 時間帯別電灯</p>	<p>17 時間帯別電灯</p>												
<p>(1) 適用範囲 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用时间帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p>	<p>(1) 適用範囲 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用时间帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p>												

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>(3) 契 約 容 量</p> <p>イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。</p> <p>ただし、お客さまの希望により当社の電流制限器等を取り付ける場合は、契約容量は、原則として、電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。</p> $\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流(アンペア)または電流制限器等の定格電流(アンペア)}}{1,000} \times 100\% \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、電流制限器等とは、16 (従量電灯) (1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器等をいいます。</p> <p>ロ 別表12 (夜間蓄熱型機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱型機器」といいます。) を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$ <p>(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>ただし、お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器等を取り付ける場合は、イに準じて算定いたします。</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量 (入力)</p> <p>(4) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼 間 時 間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜 間 時 間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表14 (8時間通電機器) に定める夜間蓄熱型機器および別表13 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。) (以下「8時間通電機器」といいます。) を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、</p>	<p>(3) 契 約 容 量</p> <p>イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。</p> <p>ただし、お客さまの希望により当社の電流制限器等を取り付ける場合は、契約容量は、原則として、電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。</p> $\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流(アンペア)または電流制限器等の定格電流(アンペア)}}{1,000} \times 100\% \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、電流制限器等とは、16 (従量電灯) (1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器等をいいます。</p> <p>ロ 別表12 (夜間蓄熱型機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱型機器」といいます。) を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$ <p>(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>ただし、お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器等を取り付ける場合は、イに準じて算定いたします。</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量 (入力)</p> <p>(4) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼 間 時 間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜 間 時 間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表14 (8時間通電機器) に定める夜間蓄熱型機器および別表13 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。) (以下「8時間通電機器」といいます。) を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,210円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円92銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	30円28銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円22銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。~~

~~(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合~~

1 契約につき	1,210円00銭
--------------------	----------------------

~~(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合~~

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~(イ) 昼間時間~~

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円92銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	30円28銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円22銭

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
<p>(d) 夜 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="338 236 1072 293"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>10円49銭</td> </tr> </table> <p>ハ 8時間通電機器割引額 8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 488 1072 545"> <tr> <td>8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td>154円00銭</td> </tr> </table> <p>なお、8時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 871 1072 928"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>446円79銭</td> </tr> </table> <p>(6) そ の 他 イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11(日割計算の基本算式)①ロによるものといたします。 なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。 ロ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)①にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ハ VIII(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。 ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	1 キロワット時につき	10円49銭	8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭	1 契約につき	446円79銭	<p>(d) 夜 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="1146 236 1881 293"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>10円49銭</td> </tr> </table> <p>ハ 8時間通電機器割引額 8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 488 1881 545"> <tr> <td>8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td>154円00銭</td> </tr> </table> <p>なお、8時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 871 1881 928"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>446円79銭</td> </tr> </table> <p>(6) そ の 他 イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11(日割計算の基本算式)①ロによるものといたします。 なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。 ロ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)①にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ハ VIII(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。 ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	1 キロワット時につき	10円49銭	8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭	1 契約につき	446円79銭
1 キロワット時につき	10円49銭												
8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭												
1 契約につき	446円79銭												
1 キロワット時につき	10円49銭												
8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭												
1 契約につき	446円79銭												

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>18 季 時 別 電 灯</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイトタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用时间帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契 約 容 量</p> <p>契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。</p>	<p>1817 季 時 別 電 灯</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイトタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用时间帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契 約 容 量</p> <p>契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。</p> <p>イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。</p> <p>ただし、お客さまの希望により当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は、契約容量は、原則として、電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。</p> $\text{入力(ワット)} = \frac{\text{制限される電流(A)} \text{または} \text{電流制限器等の定格電流(A)} \times 1000}{1,000}$ <p>なお、電流制限器等とは、16(従量電灯)(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器等をいいます。</p> <p>ロ 別表7(夜間蓄熱型機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱型機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$ <p>(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>ただし、お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は、イに準じて算定いたします。</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量(入力)</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(4) 時間帯区分 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ デイタイム 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>ロ リビングタイム 毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ハ ナイトタイム 毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが8時間通電機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>(4) 時間帯区分 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ デイタイム 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>ロ リビングタイム 毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ハ ナイトタイム 毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが8時間通電機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,210円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	36円78銭	30円92銭

(ロ) リビングタイム

1キロワット時につき	23円24銭
------------	--------

(ハ) ナイトタイム

1キロワット時につき	10円49銭
------------	--------

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,210円00銭 1,325円44銭
---------	-----------------------------------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭 1,842円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭 316円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	36円78銭 35円51銭	30円92銭 29円65銭

(ロ) リビングタイム

1キロワット時につき	23円24銭 23円97銭
------------	-----------------------------

(ハ) ナイトタイム

1キロワット時につき	10円49銭 13円16銭
------------	-----------------------------

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>ハ 8時間通電機器割引額</p> <p>8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。</p>	<p>ハ 8時間通電機器割引額</p> <p>8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 331 817 386">8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td data-bbox="817 331 1070 386">154円00銭</td> </tr> </table>	8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 331 1626 386">8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td data-bbox="1626 331 1879 386">154円00銭</td> </tr> </table>	8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭
8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭				
8時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	154円00銭				
<p>なお、8時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金</p> <p>イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>なお、8時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金</p> <p>イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 715 817 769">1 契約につき</td> <td data-bbox="817 715 1070 769">446円79銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	446円79銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 715 1626 769">1 契約につき</td> <td data-bbox="1626 715 1879 769">446円79銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	446円79銭
1 契約につき	446円79銭				
1 契約につき	446円79銭				
<p>(6) 契約期間</p> <p>契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)②にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11(日割計算の基本算式)①ロによるものといたします。</p> <p>なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。</p> <p>ロ ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)①にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p>	<p>(6) 契約期間</p> <p>契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)②にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11(日割計算の基本算式)①ロによるものといたします。</p> <p>なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。</p> <p>ロイ 当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)①託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p>				

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。</p> <p>ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p> <p>19 ピークシフト電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時間帯区分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ ピーク時間</p> <p>夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 昼間時間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。</p> <p>ハ 夜間時間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが8時間通電機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算</p>	<p>ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。</p> <p>ニロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p> <p>19 ピークシフト電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時間帯区分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ ピーク時間</p> <p>夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 昼間時間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。</p> <p>ハ 夜間時間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが8時間通電機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,210円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 キロワット時につき	55円01銭
-------------	--------

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

~~定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。~~

~~(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合~~

1 契約につき	1,210円00銭
--------------------	----------------------

~~(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合~~

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~(イ) ピーク時間~~

1 キロワット時につき	55円01銭
------------------------	-------------------

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
<p>(d) 昼 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="338 236 1070 406"> <tr> <td>最初の80キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 1 円 9 6 銭</td> </tr> <tr> <td>80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 9 円 0 0 銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>3 2 円 7 7 銭</td> </tr> </table>	最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	2 1 円 9 6 銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	2 9 円 0 0 銭	200キロワット時をこえる1キロワット時につき	3 2 円 7 7 銭	<p>(d) 昼 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="1146 236 1879 406"> <tr> <td>最初の80キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 1 円 9 6 銭</td> </tr> <tr> <td>80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 9 円 0 0 銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>3 2 円 7 7 銭</td> </tr> </table>	最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	2 1 円 9 6 銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	2 9 円 0 0 銭	200キロワット時をこえる1キロワット時につき	3 2 円 7 7 銭
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	2 1 円 9 6 銭												
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	2 9 円 0 0 銭												
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	3 2 円 7 7 銭												
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	2 1 円 9 6 銭												
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	2 9 円 0 0 銭												
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	3 2 円 7 7 銭												
<p>(e) 夜 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="338 507 1070 566"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>1 0 円 4 9 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭	<p>(e) 夜 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="1146 507 1879 566"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>1 0 円 4 9 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭								
1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭												
1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭												
<p>ハ 8 時間通電機器割引額</p> <p>8 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8 時間通電機器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 762 1070 821"> <tr> <td>8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>1 5 4 円 0 0 銭</td> </tr> </table>	8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	1 5 4 円 0 0 銭	<p>ハ 8 時間通電機器割引額</p> <p>8 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8 時間通電機器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 762 1879 821"> <tr> <td>8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>1 5 4 円 0 0 銭</td> </tr> </table>	8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	1 5 4 円 0 0 銭								
8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	1 5 4 円 0 0 銭												
8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	1 5 4 円 0 0 銭												
<p>なお、8 時間通電機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金</p> <p>イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8 時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 1145 1070 1204"> <tr> <td>1 契 約 に つ き</td> <td>4 4 6 円 7 9 銭</td> </tr> </table>	1 契 約 に つ き	4 4 6 円 7 9 銭	<p>なお、8 時間通電機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金</p> <p>イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された8 時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1145 1879 1204"> <tr> <td>1 契 約 に つ き</td> <td>4 4 6 円 7 9 銭</td> </tr> </table>	1 契 約 に つ き	4 4 6 円 7 9 銭								
1 契 約 に つ き	4 4 6 円 7 9 銭												
1 契 約 に つ き	4 4 6 円 7 9 銭												
<p>(6) 契 約 期 間</p> <p>契約期間は、7 (需給契約の成立および契約期間) (2)にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるもの</p>	<p>(6) 契 約 期 間</p> <p>契約期間は、7 (需給契約の成立および契約期間) (2)にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるもの</p>												

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>といたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。</p> <p>(7) そ の 他</p> <p>イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。</p> <p>なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。</p> <p>ロ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。</p> <p>ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	<p>といたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。</p> <p>(7) そ の 他</p> <p>イ 8時間通電機器割引額の日割計算は、別表11（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。</p> <p>なお、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。</p> <p>ロ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものととして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。</p> <p>ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>
<p>20 高負荷率型電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯またはピークシフト電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、原則として、時間帯別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時間帯区分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜間時間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p>	<p>2018 高負荷率型電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>イ 従量電灯の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、または季時別電灯またはピークシフト電灯に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、原則として、時間帯別電灯季時別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時間帯区分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜間時間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1 1, 0 0 0 円 0 0 銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1, 1 0 0 円 0 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(i) 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1 1, 0 0 0 円 0 0 銭 1 1, 1 9 2 円 4 0 銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1, 1 0 0 円 0 0 銭 1, 1 1 9 円 2 4 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(i) 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における

現 行 (令和4年4月12日実施)

計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	2 5 円 6 3 銭	2 2 円 9 2 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭
-------------	-------------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯またはピークシフト電灯に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下である

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	2 5 円 6 3 銭 2 6 円 3 6 銭	2 2 円 9 2 銭 2 3 円 6 5 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭 1 1 円 7 6 銭
-------------	---------------------------------------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、~~時間帯別電灯~~、~~または季時別電灯~~または~~ピークシフト電灯~~に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

イ ~~当社または当該配電事業者が取り付ける~~夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、~~65（計量器等の取付け）(1)託送約款等~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。-

~~ロ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。~~

ニロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21-19 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下である

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>ものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）①ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）①ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円82銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円64銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円64銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	136円47銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	136円47銭

ニ そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円82銭 7円37銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円64銭 14円73銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円64銭 14円73銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	136円47銭 147円29銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	136円47銭 147円29銭

ニ そ の 他

(イ) 当社**または当該配電事業者**は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社**または当該配電事業者**は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社**または当該配電事業者**は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が**27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格**を下回る場合は、別表3（燃料費

現 行 (令和4年4月12日実施)

し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	330円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円67銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キ

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

調整) (1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	330円00銭 351円16銭
---------------	-------------------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円67銭 28円58銭
------------	-----------------------------

ニ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キ

現 行（令和4年4月12日実施）

ロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円67銭
------------	--------

ハ そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

ロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円00銭 351円16銭
-------------------	-------------------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円67銭 28円58銭
------------	-----------------------------

ハ そ の 他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p> <p>22 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p> <p>220 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	49円50銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	83円63銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	125円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209円17銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	293円95銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	461円32銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	461円32銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	49円50銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	83円63銭 89円70銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	125円49銭 137円63銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209円17銭 233円44銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	293円95銭 330円35銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	461円32銭 521円99銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	461円32銭 521円99銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6~~〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6~~〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、~~別表6~~〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 1 4 円 6 2 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 2 0 円 3 4 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 6 0 円 7 2 銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 1 4 円 6 2 銭 2 3 2 円 7 4 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 2 0 円 3 4 銭 3 5 6 円 5 8 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 6 0 円 7 2 銭 1 7 8 円 8 4 銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに~~別表6〔負荷設備の入力換算容量〕~~によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~**別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格**を下回る場合は、別表3（燃料費

現 行（令和4年4月12日実施）

し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	269円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円75銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	293円89銭
--------	---------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	269円50銭 288円74銭
-------------------	-------------------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円75銭 17円57銭
------------	-----------------------------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	293円89銭 322円97銭
--------	-------------------------------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。</p> <p>23 低 圧 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契 約 電 力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたし</p>	<p>ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。</p> <p>2321 低 圧 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契 約 電 力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたし</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

ます。
 (i) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ii) (i)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表9（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

ます。
 (i) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ii) (i)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、~~別表9（契約電力等の算定方法）~~により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社~~または当該配電事業者~~は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~**別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格**を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~**別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格**を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~**別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格**を下回る

現 行（令和4年4月12日実施）

調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,012円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円12銭	15円43銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたし

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,012円00銭 1,023円23銭
---------------	-----------------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円12銭 17円27銭	15円43銭 15円58銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~7~~5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、~~別表8~~（進相用コンデンサ取付容量基準）~~（託送約款等に定めるところによりま~~す。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセ

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ます。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ そ の 他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p> <p>24 低圧季特別電力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。</p> <p>ロ この契約種別から低圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼 間 時 間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜 間 時 間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定され</p>	<p>ント、電熱器については100パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ そ の 他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p> <p>2422 低圧季特別電力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。</p> <p>ロ この契約種別から低圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼 間 時 間</p> <p>毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜 間 時 間</p> <p>毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

た離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円70銭	14円60銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	10円49銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準じて定めます。

(5) 契約期間

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,331円33銭
---------------	-----------------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円70銭 16円76銭	14円60銭 14円66銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	10円49銭 11円03銭
------------	-----------------------------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準じて定めます。

(5) 契約期間

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。</p> <p>(6) そ の 他 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>25 臨 時 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が</p>	<p>契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。</p> <p>(6) そ の 他 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>2523 臨 時 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 395 797 450">契約電力1キロワット1日につき</td> <td data-bbox="797 395 1070 450">195円87銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワット1日につき	195円87銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 395 1606 450">契約電力1キロワット1日につき</td> <td data-bbox="1606 395 1879 450">195円87銭 204円78銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワット1日につき	195円87銭 204円78銭
契約電力1キロワット1日につき	195円87銭				
契約電力1キロワット1日につき	195円87銭 204円78銭				
<p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき23（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、23（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電</p>	<p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき2321（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、2321（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電</p>				

現 行（令和4年4月12日実施）

力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	20円53銭	18円50銭

ハ 力率割引および割増し
 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

26 農 事 用 電 力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	20円53銭 20円72銭	18円50銭 18円69銭

ハ 力率割引および割増し
 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社**または当該配電事業者**は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

2624 農 事 用 電 力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~**別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格**を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)~~ニ~~**ハ**によ

現 行（令和4年4月12日実施）

別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

671円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

て算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

~~671円00銭~~
682円29銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	1 2 円 5 0 銭	1 1 円 4 2 銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものいたします。

ニ そ の 他

(i) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ii) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(iii) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

(2) 農事用電力B (脱穀調整需要)

イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(i) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	1 2 円 5 0 銭 1 2 円 6 5 銭	1 1 円 4 2 銭 1 1 円 5 7 銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものいたします。

ニ そ の 他

(i) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ii) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(iii) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

(2) 農事用電力B (脱穀調整需要)

イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(i) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、

現 行 (令和4年4月12日実施)

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭 3,789.83	円 銭 5,390.99	円 銭 8,592.98	円 銭 11,794.97	円 銭 14,996.96	円 銭 18,198.95
30日をこえる 1日につき	円 銭 30.26	円 銭 60.53	円 銭 121.07	円 銭 181.60	円 銭 242.13	円 銭 302.67

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき23（低圧電力）(5)イの該当料金（電気

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭 3,789.83 3,803.03	円 銭 5,390.99 5,417.09	円 銭 8,592.98 8,644.88	円 銭 11,794.97 11,872.97	円 銭 14,996.96 15,101.06	円 銭 18,198.95 18,328.85
30日をこえる 1日につき	円 銭 30.26 30.70	円 銭 60.53 61.40	円 銭 121.07 122.80	円 銭 181.60 184.20	円 銭 242.13 245.60	円 銭 302.67 307.00

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき~~23~~21（低圧電力）(5)イの該当料金（電

現 行（令和4年4月12日実施）

を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円81銭	16円97銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ハ そ の 他

(i) お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ii) お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)という区分装置として取り扱うものといたします。

(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円81銭 18円96銭	16円97銭 17円12銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ハ そ の 他

(i) お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ii) お客様が電気の使用を休止される場合には、当社**または当該配電事業者**は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、**当社または当該配電事業者が取り付ける**電気の供給をしゃ断する装置は、~~65（計量器等の取付け）~~**(4) 託送約款等**という区分装置として取り扱うものといたします。

(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>27 深夜電力</p> <p>(1) 深夜電力 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>契約電力は、0.5キロワットといたします。</p> <p>ニ 供給条件</p> <p>(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>ホ 料 金</p> <p>料金は、1月につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>2725 深夜電力（防霜用）</p> <p>(1) 深夜電力 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>契約電力は、0.5キロワットといたします。</p> <p>ニ 供給条件</p> <p>(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>ホ 料 金</p> <p>料金は、1月につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

1 契約につき	1,082円94銭
---------	-----------

へ そ の 他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65 (計量器等の取付け) (1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力 B

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力 (小型機器は動力とみなします。) を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23 (低圧電力) (4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

1 契約につき	1,082円94銭
--------------------	----------------------

~~へ そ の 他~~

~~(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65 (計量器等の取付け) (1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~

~~(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。~~

~~(2) 深夜電力 B~~

~~イ 適用範囲~~

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、**防霜のために**動力 ~~(小型機器は動力とみなします。)~~ を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

~~ロ 契約電力~~

契約電力は、~~契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23 (低圧電力) (4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたしますと定めます。~~

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

~~ハ 供給条件~~

~~(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~

~~(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。~~

~~(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間 (以下「契約使用時間」といいます。) の延長または短縮は行ないません。~~

~~(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~

~~ニ 料 金~~

料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が**27,400円別表3 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格**を下回る場合は、別表3 (燃料費

現 行（令和4年4月12日実施）

し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	214円50銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円12銭
------------	-------

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

28 第2 深夜電力

(1) 適用範囲

イ 毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたしま

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニへによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	214円50銭 225円26銭
---------------	-------------------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円12銭 9円66銭
------------	---------------------------

ホ(5) その他

(イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、~~65（計量器等の取付け）~~(1)託送約款等にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

~~28 第2 深夜電力~~

~~(1) 適用範囲~~

~~イ 毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたしま~~

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>す。</p> <p>ロ この契約種別から深夜電力に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則として契約電力の増加をともなわない限り、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>(3) 供 給 条 件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>す。</p> <p>ロ この契約種別から深夜電力に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則として契約電力の増加をともなわない限り、この契約種別を適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>(3) 供 給 条 件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<table border="1" data-bbox="338 204 1070 260"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>275円00銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="338 300 1070 355">ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	275円00銭	<table border="1" data-bbox="1146 204 1879 260"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>275円00銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="1146 300 1879 355">ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	275円00銭
契約電力1キロワットにつき	275円00銭				
契約電力1キロワットにつき	275円00銭				
<table border="1" data-bbox="338 395 1070 451"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>10円49銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	10円49銭	<table border="1" data-bbox="1146 395 1879 451"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>10円49銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	10円49銭
1キロワット時につき	10円49銭				
1キロワット時につき	10円49銭				
<p data-bbox="338 491 1070 515">(5) そ の 他</p> <p data-bbox="338 523 1070 611">イ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p data-bbox="338 619 1070 675">ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	<p data-bbox="1146 491 1879 515">(5) そ の 他</p> <p data-bbox="1146 523 1879 611">イ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p data-bbox="1146 619 1879 675">ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>				
<p data-bbox="338 715 1070 738">29 低圧蓄熱調整契約</p> <p data-bbox="338 746 1070 770">(1) 適 用 範 囲</p> <p data-bbox="338 778 1070 898">低圧電力または低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="338 906 1070 930">(2) 時 間 帯 区 分</p> <p data-bbox="338 938 1070 962">時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p data-bbox="338 970 1070 994">イ 昼 間 時 間</p> <p data-bbox="338 1002 1070 1026">毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p data-bbox="338 1034 1070 1058">ロ 夜 間 時 間</p> <p data-bbox="338 1066 1070 1121">毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p data-bbox="338 1129 1070 1153">(3) 料 金</p> <p data-bbox="338 1161 1070 1281">各月の料金は、低圧電力または低圧季特別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <p data-bbox="338 1289 1070 1313">イ 蓄 熱 割 引 額</p> <p data-bbox="338 1321 1070 1377">蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。</p>	<p data-bbox="1146 715 1879 738">29 低圧蓄熱調整契約</p> <p data-bbox="1146 746 1879 770">(1) 適 用 範 囲</p> <p data-bbox="1146 778 1879 898">低圧電力または低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="1146 906 1879 930">(2) 時 間 帯 区 分</p> <p data-bbox="1146 938 1879 962">時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p data-bbox="1146 970 1879 994">イ 昼 間 時 間</p> <p data-bbox="1146 1002 1879 1026">毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p data-bbox="1146 1034 1879 1058">ロ 夜 間 時 間</p> <p data-bbox="1146 1066 1879 1121">毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p data-bbox="1146 1129 1879 1153">(3) 料 金</p> <p data-bbox="1146 1161 1879 1281">各月の料金は、低圧電力または低圧季特別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <p data-bbox="1146 1289 1879 1313">イ 蓄 熱 割 引 額</p> <p data-bbox="1146 1321 1879 1377">蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。</p>				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。</p> <p>(ロ) 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧季時別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{蓄熱単価}} \right]$ <p>ロ 蓄熱電力量</p> <p>蓄熱電力量は、(イ)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>ハ 控除電力量</p> <p>控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。</p> <p>なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>ニ 蓄熱単価</p> <p>蓄熱単価は、次のとおりといたします。</p>	<p>(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。</p> <p>(ロ) 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧季時別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{蓄熱単価}} \right]$ <p>ロ 蓄熱電力量</p> <p>蓄熱電力量は、(イ)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>ハ 控除電力量</p> <p>控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。</p> <p>なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>ニ 蓄熱単価</p> <p>蓄熱単価は、次のとおりといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 1409 815 1463">蓄熱電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="815 1409 1070 1463">7円95銭</td> </tr> </table>	蓄熱電力量1キロワット時につき	7円95銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 1409 1624 1463">蓄熱電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1624 1409 1879 1463">7円95銭</td> </tr> </table>	蓄熱電力量1キロワット時につき	7円95銭
蓄熱電力量1キロワット時につき	7円95銭				
蓄熱電力量1キロワット時につき	7円95銭				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ホ 単位および端数処理</p> <p>(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 夜間使用電力量の計量</p> <p>イ 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>ロ 夜間使用電力量の計量は、34 (使用電力量の計量) に準じて行ないます。</p> <p>なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値 (乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。</p> <p>ハ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、34 (使用電力量の計量) (8) の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>ニ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。</p> <p>(5) 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い</p> <p>イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、ロによるものといたします。</p> <p>(イ) 別表15 (調整期間および調整時間) (2) に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること (以下「蓄熱ピーク調整」といいます。) が可能であること。</p> <p>(ロ) 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。</p> <p>ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 蓄熱ピーク調整割引額</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱</p>	<p>ホ 単位および端数処理</p> <p>(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 夜間使用電力量の計量</p> <p>イ 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>ロ 夜間使用電力量の計量は、34 (使用電力量の計量) に準じて行ないます。</p> <p>なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値 (乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。</p> <p>ハ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、34 (使用電力量の計量) (8) の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>ニ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。</p> <p>(5) 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い</p> <p>イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、ロによるものといたします。</p> <p>(イ) 別表15 (調整期間および調整時間) (2) に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること (以下「蓄熱ピーク調整」といいます。) が可能であること。</p> <p>(ロ) 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。</p> <p>ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 蓄熱ピーク調整割引額</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額 = (ロ)の契約調整電力×調整時間×(ハ)の割引単価</p> <p>(ロ) 契約調整電力 契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(ハ) 割引単価 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額 = (ロ)の契約調整電力×調整時間×(ハ)の割引単価</p> <p>(ロ) 契約調整電力 契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(ハ) 割引単価 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 528 824 582">契約調整電力1キロワット1時間につき</td> <td data-bbox="824 528 1070 582">660円00銭</td> </tr> </table>	契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 528 1632 582">契約調整電力1キロワット1時間につき</td> <td data-bbox="1632 528 1879 582">660円00銭</td> </tr> </table>	契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭
契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭				
契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭				
<p>(6) そ の 他</p> <p>イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p>	<p>(6) そ の 他</p> <p>イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p>				
<p>30 口座振替割引契約</p> <p>(1) 適用範囲 従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。</p> <p>(2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 料 金 イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負</p>	<p>3026 口座振替割引契約</p> <p>(1) 適用範囲 従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季時別電力、または深夜電力（防霜用）または第2深夜電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。</p> <p>(2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 料 金 イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負</p>				

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力または第2深夜電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 331 1072 389"> <tr> <td data-bbox="338 331 864 389">1 契約につき</td> <td data-bbox="864 331 1072 389">55円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，イの口座振替割引額を適用いたしません。</p> <p>(4) 口座振替割引契約の廃止</p> <p>イ お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。</p> <p>ロ 口座振替割引契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(イ) お客さまが，従量電灯，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力または第2深夜電力による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。</p> <p>(ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。</p>	1 契約につき	55円00銭	<p>荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，または深夜電力（防霜用）または第2深夜電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 331 1881 389"> <tr> <td data-bbox="1146 331 1673 389">1 契約につき</td> <td data-bbox="1673 331 1881 389">55円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，イの口座振替割引額を適用いたしません。</p> <p>(4) 口座振替割引契約の廃止</p> <p>イ お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。</p> <p>ロ 口座振替割引契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(イ) お客さまが，従量電灯，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，または深夜電力（防霜用）または第2深夜電力による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。</p> <p>(ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。</p>	1 契約につき	55円00銭
1 契約につき	55円00銭				
1 契約につき	55円00銭				

IV 料金の算定および支払い

IV 料金の算定および支払い

31 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとにならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

3127 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとにならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

32 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

3228 検 針 日

検針日は、次により、**当社または当該配電事業者**が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（**当社または当該配電事業者**がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) **当社または当該配電事業者**は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) **当社または当該配電事業者**は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）

33 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または34（使用電力量の計量）(9)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

34 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(8)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 32（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 32（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量器の付属装置に検針日の計量値が記録され、遠隔検針により確認できるときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 32（検針日）(6)の場合、計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され、需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針によ

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

3329 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または3430（使用電力量の計量）~~(9)~~(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

3430 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに~~(7)~~(6)および~~(8)~~(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ ~~3228~~（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、~~3531~~（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ ~~3228~~（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量器の付属装置に検針日の計量値が記録され、遠隔検針により確認できるときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、~~3531~~（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ ~~3228~~（検針日）(6)の場合、計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され、需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針によ

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>り確認できるときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ニ 32（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯および低圧季特別電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。</p> <p>なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。</p> <p>(4) 時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について、従量電灯および深夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は次によります。</p> <p>イ お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、</p>	<p>より確認できるときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、3531（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ニ 3228（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、3531（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯および低圧季特別電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に計量を行ないます。</p> <p>なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、<u>原則として</u>、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。</p> <p>(4) 時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について、従量電灯および深夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は次によります。</p> <p>イ お客さまと当社との協議のうえが整った場合、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備と</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ロ 時間帯別電灯、季時別電灯またはピークシフト電灯においてイに該当する場合で、お客さまが8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。</p> <p>(5) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(8)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(8) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(9) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>は別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社または当該配電事業者は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ロ 時間帯別電灯、季時別電灯またはピークシフト電灯においてイに該当する場合で、お客さまが8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社または当該配電事業者は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ イおよびロの場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。</p> <p>(4) (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(5) (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(7) (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(7)(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(7) (7) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表10（使用電力量の協定）を基準として、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) (8) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表10（使用電力量の協定）を基準として、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>35 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 33（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>36 日割計算</p> <p>(1) 当社は、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表11（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表11（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分ならびに時間帯別電灯およびピークシフト電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表11（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表11（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 35（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、35（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表11（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>3531 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 3329（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>3632 日割計算</p> <p>(1) 当社は、3531（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表116（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表116（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分ならびに時間帯別電灯およびピークシフト電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表116（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表116（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 3531（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、3531（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表116（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>37 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、32（検針日）(6)の場合の料金または34（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、34（使用電力量の計量）(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、34（使用電力量の計量）(9)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 38（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p> <p>38 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した</p>	<p>3733 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、3228（検針日）(6)の場合の料金または3430（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、3430（使用電力量の計量）(8)(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、3430（使用電力量の計量）(9)(8)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 3834（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p> <p>3834 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものいたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 32（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別な事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p>	<p>金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものいたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 3228（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別な事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p> <p>39 延 滞 利 息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けけます。ただし、料金を38（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>40 保 証 金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p>	<p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p> <p>3935 延 滞 利 息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けけます。ただし、料金を3834（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>4036 保 証 金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>	<p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金について利息を付しません。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してをお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で、支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>41 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>42 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p> <p>43 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査 (2) 79（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 45（供給の停止）、55（需給契約の廃止）(1)または57（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>4137 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>4238 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p> <p>4339 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査 (2) 7960（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 4541（供給の停止）、5551（需給契約の廃止）(1)または5753（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>44 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p> <p>45 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ 64（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p>	<p>に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>4440 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p> <p>4541 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれか託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ 64（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 公衆街路灯、農事用電力または深夜電力Aの場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ホ 低圧電力または低圧季時別電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト 深夜電力または第2深夜電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>チ 43（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>リ 44（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>	<p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 （延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ 公衆街路灯 または農事用電力または深夜電力Aの場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ロ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ハ 深夜電力（防霜用）または第2深夜電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>(4)(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 公衆街路灯、農事用電力または深夜電力Aの場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ホニ 低圧電力または低圧季時別電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ヘ農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト深夜電力または第2深夜電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>チ 4339（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>リ 4440（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4)(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>46 供給停止の解除 45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p>47 供給停止期間中の料金 45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p> <p>48 違 約 金 (1) お客さまが45（供給の停止）③ロからトまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>49 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニ 非常変災の場合 ホ その他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>4642 供給停止の解除 4541（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p>4743 供給停止期間中の料金 4541（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を3632（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、および公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p> <p>4844 違 約 金 (1) お客さまが4541（供給の停止）③もしくは④ロからトニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>4945 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニ 非常変災の場合 ホ その他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>50 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、49（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力および低圧季時別電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯B、時間帯別電灯、季時別電灯およびピークシフト電灯で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、深夜電力および第2深夜電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、深夜電力および第2深夜電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。</p> <p>51 損害賠償の免責</p> <p>(1) 49（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>5046 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社または当該配電事業者がは、4945（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力および低圧季時別電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯B、時間帯別電灯、季時別電灯およびピークシフト電灯で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、3531（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、および深夜電力（防霜用）および第2深夜電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、深夜電力（防霜用）および第2深夜電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。</p> <p>5147 損害賠償の免責</p> <p>(1) 4945（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(2) 45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または57（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>52 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能の場合 修 理 費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>(2) 4541（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または5753（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>5248 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1)イ 修理可能の場合 修 理 費</p> <p>(2)ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>

VI 契約の変更および終了

53 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

54 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

55 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、57（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災

VI 契約の変更および終了

5349 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

5450 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

5551 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、5753（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

5652 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、および深夜電力（防霜用）および第2深夜電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p>	<p>設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p>(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p>(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p>	<p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p>(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p> <p>イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。</p> <p>ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところ</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p data-bbox="309 236 515 263">57 解 約 等</p> <p data-bbox="331 271 1079 359">(1) 45（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p data-bbox="376 367 1003 394">なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p data-bbox="331 402 1079 521">(2) お客さまが、55（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p data-bbox="309 561 667 588">58 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p data-bbox="331 596 1079 652">需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p data-bbox="1205 172 1796 199">により、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p data-bbox="1124 236 1344 263">5753 解 約 等</p> <p data-bbox="1146 271 1895 359">(1) 4541（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p data-bbox="1191 367 1818 394">なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p data-bbox="1146 402 1895 521">(2) お客さまが、5551（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p data-bbox="1124 561 1496 588">5854 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p data-bbox="1146 596 1895 652">需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

VII 供給方法および工事

59 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 61（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

VII 供給方法および、工事および工事費の負担

5955 需給地点および施設供給方法、工事および施設

(1) 電気の需給地点（~~電気の需給が行なわれる地点をいいます。~~）は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

~~(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~

~~イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~

~~ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~

~~ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~

~~ニ 61（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~

~~ホ その他特別の事情がある場合~~

~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。~~

~~なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~

~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお~~

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>60 架空引込線</p> <p>(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p> <p>61 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の</p>	<p>客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>60 架空引込線</p> <p>(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p> <p>61 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>接続点</p> <p>なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の3階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、69（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>62 接続引込線等</p> <p>(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客様への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは</p>	<p>接続点</p> <p>なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の3階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、69（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>62 接続引込線等</p> <p>(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客様への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p> <p>63 中高層集合住宅等への供給方法</p> <p>中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。</p> <p>なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>64 引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。</p> <p>なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）をする場合には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>65 計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。</p> <p>なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合</p> <p>ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p> <p>63—中高層集合住宅等への供給方法</p> <p>中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。</p> <p>なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>64—引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。</p> <p>なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）をする場合には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>65—計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。</p> <p>なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合</p> <p>ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。</p> <p>また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なうていただくことがあります。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) 当社は、計量器の情報等を伝送するためお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p>	<p>なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。</p> <p>また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なうていただくことがあります。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) 当社は、計量器の情報等を伝送するためお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p>
<p>66 電流制限器等の取付け</p> <p>(1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。</p> <p>(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。</p> <p>(3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p>	<p>66 電流制限器等の取付け</p> <p>(1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。</p> <p>(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。</p> <p>(3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p>
<p>67 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、69（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客様への供給に支障がないと認められる場合</p> <p>ロ 44（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合</p> <p>ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客様のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別な事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路および</p>	<p>67 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、69（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客様への供給に支障がないと認められる場合</p> <p>ロ 44（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合</p> <p>ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客様のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別な事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路および</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>これに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。</p> <p>ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合</p>	<p>これに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。</p> <p>ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

VIII 工事費の負担

~~VIII 工事費の負担~~

56 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

68 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されることを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

~~68 一般供給設備の工事費負担金~~

- ~~(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されることを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

- (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - (\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長})$$

$$\times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- ~~(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~

- ~~(3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。~~

- ~~(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。~~

~~イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~

~~ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~

- ~~(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。~~

~~イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~

~~ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。~~

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - (\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長})$$

$$\times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>(6) 次の言葉は、Ⅷ (工事費の負担) において、それぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 配 電 設 備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物 (支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。) を含みます。</p> <p>ロ 工 事 こ う 長 別表16 (標準設計基準) に定める設計 (以下「標準設計」といいます。) にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) Ⅷ (工事費の負担) の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。</p> <p>イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量</p> <p>ロ 契 約 電 流</p> <p>ハ 契 約 容 量</p> <p>ニ 契 約 電 力</p> <p>なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。</p> <p>69 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合 (新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費 (以下「標準設計工事費」といいます。) をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合</p> <p>ロ 標準設計による配電設備以外の配電設備により供給する場合</p> <p>ハ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備</p>	<p>(6) 次の言葉は、Ⅷ (工事費の負担) において、それぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 配 電 設 備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物 (支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。) を含みます。</p> <p>ロ 工 事 こ う 長 別表16 (標準設計基準) に定める設計 (以下「標準設計」といいます。) にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) Ⅷ (工事費の負担) の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。</p> <p>イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量</p> <p>ロ 契 約 電 流</p> <p>ハ 契 約 容 量</p> <p>ニ 契 約 電 力</p> <p>なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。</p> <p>69 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合 (新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費 (以下「標準設計工事費」といいます。) をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合</p> <p>ロ 標準設計による配電設備以外の配電設備により供給する場合</p> <p>ハ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>を施設する場合 また、この場合も68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(2) 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、イまたはロの金額 イ 標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>ロ 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、イにかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額</p> <p>(3) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p>	<p>を施設する場合 また、この場合も68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(2) 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、イまたはロの金額 イ 標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>ロ 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、イにかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額</p> <p>(3) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p>
<p>70 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、64（引込線の接続）、65（計量器等の取付け）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 44（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p>	<p>70 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、64（引込線の接続）、65（計量器等の取付け）または66（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 44（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p>
<p>71 特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>69（特別供給設備の工事費負担金）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。 イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。 ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いた</p>	<p>71 特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>69（特別供給設備の工事費負担金）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。 イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。 ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いた</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>します。</p> <p>ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。</p> <p>ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、73（臨時工事費）に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p> <p>(3) 69（特別供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イの場合で、その工事費を68（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも68（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ <p>(5) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、68（一般供給設備の工事費負担金）または69（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>なお、この場合の工事費負担金は、69（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。</p> <p>72 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負</p>	<p>します。</p> <p>ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。</p> <p>ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、73（臨時工事費）に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p> <p>(3) 69（特別供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イの場合で、その工事費を68（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも68（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ <p>(5) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、68（一般供給設備の工事費負担金）または69（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>なお、この場合の工事費負担金は、69（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。</p> <p>72 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>イ 68（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 69（特別供給設備の工事費負担金）（68〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）</p> <p>(iii) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p> <p>(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。</p> <p>また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。</p>	<p>担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>イ 68（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 69（特別供給設備の工事費負担金）（68〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）</p> <p>(iii) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p> <p>(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される68（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。</p> <p>また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>73 臨時工事費</p> <p>(1) 21（臨時電灯）または25（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。</p> <p>(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、68（一般供給設備の工事費負担金）、69（特別供給設備の工事費負担金）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、72（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。</p> <p>74 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p> <p>なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>	<p>73 臨時工事費</p> <p>(1) 21（臨時電灯）または25（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。</p> <p>(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、68（一般供給設備の工事費負担金）、69（特別供給設備の工事費負担金）および70（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、72（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。</p> <p>74 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p> <p>なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p style="text-align: center;">IX 保 安</p> <p>75 保安の責任 当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。</p> <p>76 調 査 (1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</p> <p> なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。</p> <p> イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点 検</p> <p>(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。</p> <p> なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。</p> <p>77 調査等の委託 (1) 当社は、76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>78 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">IXVIII 保 安</p> <p>7657 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p> <p>7658 調 査 (1) 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</p> <p> なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。</p> <p> イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点 検</p> <p>(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。</p> <p> なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。</p> <p>77 調査等の委託 (1) 当社は、76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>7859 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関登録調査機関に通知していただきます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(2) 当社は、76（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p> <p>79 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>80 検査または工事の受託</p> <p>(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。</p> <p>(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。</p> <p>(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。</p> <p>(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>	<p>(2) 当社または当該配電事業者は、7658（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p> <p>7960 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>8061 検査または工事の受託</p> <p>(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。</p> <p>(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社または当該配電事業者は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。</p> <p>(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。</p> <p>(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社または当該配電事業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>81 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 76（調査） (2) 77（調査等の委託） (3) 78（調査に対するお客さまの協力） (4) 80（検査または工事の受託） 	<p>8462 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 7658（調査） (2) 77（調査等の委託） (3)(2) 7859（調査に対するお客さまの協力） (4)(3) 8061（検査または工事の受託）

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和4年4月12日から実施いたします。</p> <p>2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p> <p>3 時間帯別電灯（8時間型）のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 なお、旧離島約款附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）にかかる供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合で、特別の事情があるときは、契約種</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和42023年4月121日から実施いたします。</p> <p>2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p> <p>3 時間帯別電灯（8時間型）のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 なお、旧離島約款附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）にかかる供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合で、特別の事情があるときは、契約種</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>別の変更の協議が整うまでの間、この特別措置を適用いたします。</p> <p>(1) 時間帯区分 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜間時間 毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(2) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが(3)イに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(i) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合</p>	<p>別の変更の協議が整うまでの間、この特別措置を適用いたします。</p> <p>(1) 時間帯区分 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜間時間 毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(2) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが(3)イに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものに、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(i) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合</p>				
<table border="1" data-bbox="338 1297 1070 1353"> <tr> <td data-bbox="338 1297 817 1353">1 契約につき</td> <td data-bbox="817 1297 1070 1353">1,210円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	1,210円00銭	<table border="1" data-bbox="1146 1297 1879 1353"> <tr> <td data-bbox="1146 1297 1626 1353">1 契約につき</td> <td data-bbox="1626 1297 1879 1353">1,210円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	1,210円00銭
1 契約につき	1,210円00銭				
1 契約につき	1,210円00銭				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
<p>(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="338 236 1070 347"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td>1,650円00銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td>297円00銭</td> </tr> </table>	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭	<p>(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 236 1879 347"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td>1,650円00銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td>297円00銭</td> </tr> </table>	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭				
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭												
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭												
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭												
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭												
<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(イ) 昼間時間</p> <table border="1" data-bbox="338 544 1070 711"> <tr> <td>最初の90キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21円21銭</td> </tr> <tr> <td>90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>28円02銭</td> </tr> <tr> <td>230キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>31円66銭</td> </tr> </table>	最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円21銭	90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円02銭	230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円66銭	<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(イ) 昼間時間</p> <table border="1" data-bbox="1146 544 1879 711"> <tr> <td>最初の90キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21円21銭</td> </tr> <tr> <td>90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>28円02銭</td> </tr> <tr> <td>230キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>31円66銭</td> </tr> </table>	最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円21銭	90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円02銭	230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円66銭
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円21銭												
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円02銭												
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円66銭												
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円21銭												
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円02銭												
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円66銭												
<p>(ロ) 夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="338 810 1070 871"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>10円15銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	10円15銭	<p>(ロ) 夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="1146 810 1879 871"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>10円15銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	10円15銭								
1キロワット時につき	10円15銭												
1キロワット時につき	10円15銭												
<p>ハ 通電制御型電気温水器割引額 通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 1066 1070 1126"> <tr> <td>通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td>88円00銭</td> </tr> </table>	通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	88円00銭	<p>ハ 通電制御型電気温水器割引額 通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1066 1879 1126"> <tr> <td>通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき</td> <td>88円00銭</td> </tr> </table>	通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	88円00銭								
通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	88円00銭												
通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	88円00銭												
<p>なお、通電制御型電気温水器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたし</p>	<p>なお、通電制御型電気温水器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたし</p>												

現 行 (令和4年4月12日実施)

ます。

1 契約につき

446円79銭

(3) 通電制御型電気温水器

イ 通電制御型電気温水器とは、8時間通電機器のうち次の(イ)または(ロ)に該当するものをいいます。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

- a 給水温度を検知できること。
- b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
- c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。
- d 毎日の夜間時間(34〔使用電力量の計量〕(4)ロの場合は通電時間といたします。)の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 通電制御型電気温水器に対する料金割引

イ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型電気温水器割引額は、(5)イにより日割計算をいたします。

ロ 通電制御型電気温水器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額については、(5)イの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、通電制御型電気温水器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。

(5) そ の 他

イ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分および通電制御型電気温水器割引額の日割計算は、次によるものといたします。

(イ) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ます。~~

~~1 契約につき~~

~~446円79銭~~

~~(3) 通電制御型電気温水器~~

~~イ 通電制御型電気温水器とは、8時間通電機器のうち次の(イ)または(ロ)に該当するものをいいます。~~

~~(イ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~

- ~~a 給水温度を検知できること。~~
- ~~b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。~~
- ~~c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。~~
- ~~d 毎日の夜間時間(34〔使用電力量の計量〕(4)ロの場合は通電時間といたします。)の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~

~~(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。~~

~~ロ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。~~

~~ハ 当社は、イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。~~

~~(4) 通電制御型電気温水器に対する料金割引~~

~~イ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型電気温水器割引額は、(5)イにより日割計算をいたします。~~

~~ロ 通電制御型電気温水器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。~~

~~ハ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額については、(5)イの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。~~

~~なお、この場合、通電制御型電気温水器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。~~

~~(5) そ の 他~~

~~イ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分および通電制御型電気温水器割引額の日割計算は、次によるものといたします。~~

~~(イ) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合~~

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>第1段階料金 適用電力量 = $90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金 適用電力量 = $140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(d) 通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合</p> <p>1月の該当割引額 $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>(e) 35（料金の算定）(i)ハに該当する場合は、(i)および(d)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>(二) (i)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ホ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(i)、(d)および(e)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表11（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。</p> <p>ロ その他の事項については、時間帯別電灯に準ずるものといたします。ただし、この場合、時間帯別電灯にいう昼間時間および夜間時間は(1)の時間帯区分といたします。</p> <p>4 公衆街路灯のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約容量 契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。</p> <p>(2) 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）</p>	<p>第1段階料金 適用電力量 = $90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金 適用電力量 = $140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(d) 通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合</p> <p>1月の該当割引額 $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>(e) 35（料金の算定）(i)ハに該当する場合は、(i)および(d)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>(二) (i)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ホ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(i)、(d)および(e)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表11（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。</p> <p>ロ その他の事項については、時間帯別電灯に準ずるものといたします。ただし、この場合、時間帯別電灯にいう昼間時間および夜間時間は(1)の時間帯区分といたします。</p> <p>4.3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約容量 契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。</p> <p>(2) 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	293円89銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円75銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものとしたします。ただし、36（日割計算）および50（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものとしたします。

5 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりとしたします。

(1) 料 金

料金は、15（定額電灯）(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金（需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

(2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、36（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3) 1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	293円89銭 322円97銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円75銭 17円57銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものとしたします。ただし、~~36~~32（日割計算）および~~50~~46（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものとしたします。

5-4 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりとしたします。

(1) 料 金

料金は、15（定額電灯）(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金（需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

(2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、~~36~~32（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3) 1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>(4) 9 (需給契約の単位) (1), 33 (料金の算定期間) (2), 37 (料金の支払義務および支払期日) (1)ロ, 38 (料金その他の支払方法) (8), 別表3 (燃料費調整) (1)ハ(ロ)および別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものいたします。</p> <p>(5) 45 (供給の停止) (3)ニおよびへについては、農事用電力に準ずるものいたします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものいたします。</p> <p>6 第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている場合には、28(第2深夜電力)(1)にかかわらず、この特別措置を適用いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ロ 契約種別を第2深夜電力に変更される際現に附則7(5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置)の適用を受け、毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合には、28(第2深夜電力)(1)にかかわらず、イに準ずるものいたします。</p> <p>(2) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場</p>	<p>(4) 9 (需給契約の単位) (1), 3329 (料金の算定期間) (2), 3733 (料金の支払義務および支払期日) (1)ロ, 3834 (料金その他の支払方法) (8), 別表3 (燃料費調整) (1)ハホ(ロ)および別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ハホ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものいたします。</p> <p>(5) 4541 (供給の停止) (3)ニイおよびハロについては、農事用電力に準ずるものいたします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものいたします。</p> <p>6—第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>イ 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている場合には、28(第2深夜電力)(1)にかかわらず、この特別措置を適用いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ロ 契約種別を第2深夜電力に変更される際現に附則7(5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置)の適用を受け、毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合には、28(第2深夜電力)(1)にかかわらず、イに準ずるものいたします。</p> <p>(2) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>				
<p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 496 857 555">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="857 496 1072 555">198円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	198円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 496 1668 555">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1668 496 1883 555">198円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	198円00銭
契約電力1キロワットにつき	198円00銭				
契約電力1キロワットにつき	198円00銭				
<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 687 857 746">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="857 687 1072 746">8円73銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	8円73銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 687 1668 746">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1668 687 1883 746">8円73銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	8円73銭
1キロワット時につき	8円73銭				
1キロワット時につき	8円73銭				
<p>(3) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、この特別措置による電気の供給と第2深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし、同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ その他の事項については、第2深夜電力に準ずるものといたします。</p>	<p>(3) そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、この特別措置による電気の供給と第2深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし、同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ その他の事項については、第2深夜電力に準ずるものといたします。</p>				
<p>7 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 適 用 イ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。） なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ 契約種別を時間帯別電灯に変更される際現にイ、ハ、ニまたは附則6（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。 ハ 契約種別を季時別電灯に変更される際現にイ、ロ、ニまたは附則6</p>	<p>7 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 適 用 イ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。） なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ 契約種別を時間帯別電灯に変更される際現にイ、ハ、ニまたは附則6（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。 ハ 契約種別を季時別電灯に変更される際現にイ、ロ、ニまたは附則6</p>				

現 行 (令和4年4月12日実施)

(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。

ニ 契約種別を高負荷率型電灯に変更される際現にイ、ロ、ハまたは附則6(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。

ホ イ、ロ、ハまたはニの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間(季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。)に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに34(使用電力量の計量)(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 料 金

5時間通電機器を使用される場合の料金は、17(時間帯別電灯)(5)または18(季特別電灯)(5)にかかわらず、17(時間帯別電灯)(5)または18(季特別電灯)(5)によって料金として算定された金額から、イ(4)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。

ただし、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合で、5時間通電機器を使用されるとき料金は、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)(2)にかかわらず、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)(2)によって料金として算定された金額から、イ(4)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 5時間通電機器割引額

(4) 時間帯別電灯または季特別電灯の場合

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	176円00銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。~~

~~ニ 契約種別を高負荷率型電灯に変更される際現にイ、ロ、ハまたは附則6(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。~~

~~ホ イ、ロ、ハまたはニの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間(季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。)に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに34(使用電力量の計量)(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。~~

~~(2) 料 金~~

~~5時間通電機器を使用される場合の料金は、17(時間帯別電灯)(5)または18(季特別電灯)(5)にかかわらず、17(時間帯別電灯)(5)または18(季特別電灯)(5)によって料金として算定された金額から、イ(4)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。~~

~~ただし、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合で、5時間通電機器を使用されるとき料金は、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)(2)にかかわらず、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)(2)によって料金として算定された金額から、イ(4)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。~~

~~イ 5時間通電機器割引額~~

~~(4) 時間帯別電灯または季特別電灯の場合~~

~~5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。~~

5時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	176円00銭
---	--------------------

~~なお、5時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~(4) 附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合~~

~~5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

5時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき

121円00銭

なお、5時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 最低月額料金

17(時間帯別電灯)イおよびロ、18(季時別電灯)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イによって算定された8時間通電機器割引額およびイ(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イに定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イに定める最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合で、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イによって算定された通電制御型電気温水器割引額およびイ(ロ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イに定める最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イに定める最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

③ そ の 他

イ (2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イおよび附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イは適用いたしません。

ロ 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額を日割する場合に準ずるものといたします。

8 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、34(使

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~5時間通電機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき~~

~~121円00銭~~

~~なお、5時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~ロ 最低月額料金~~

~~17(時間帯別電灯)イおよびロ、18(季時別電灯)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イによって算定された8時間通電機器割引額およびイ(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イに定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イに定める最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。~~

~~ただし、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)の適用を受ける場合で、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イによって算定された通電制御型電気温水器割引額およびイ(ロ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イに定める最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イに定める最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。~~

~~③ そ の 他~~

~~イ (2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、17(時間帯別電灯)イまたは18(季時別電灯)イおよび附則3(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)イは適用いたしません。~~

~~ロ 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額を日割する場合に準ずるものといたします。~~

~~8.5 計量器の読みにかかわる取扱い~~

~~乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、34~~

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>用電力量の計量) (2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。</p> <p>なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたしません。</p> <p>なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>6 時間帯別電灯のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款17（時間帯別電灯）または旧離島約款附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕）のお客さまについての特別措置の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>なお、時間帯別電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契 約 容 量</p> <p>契約容量は、季時別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 夜 間 時 間 毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
	<p>算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1144 783 1879 839"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>1,325円44銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="1144 940 1879 1054"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td>1,842円40銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(イ) 昼間時間</p> <table border="1" data-bbox="1144 1249 1879 1422"> <tr> <td>最初の80キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円25銭</td> </tr> <tr> <td>80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>29円61銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>33円55銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	1,325円44銭	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円25銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	29円61銭	200キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円55銭
1 契約につき	1,325円44銭												
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭												
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭												
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円25銭												
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	29円61銭												
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円55銭												

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(四) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき

13円16銭

(6) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、季時別電灯に準ずるものといたします。

(7) 日 割 計 算

当社は、32(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、次によるものといたします。

イ 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 80 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 31(料金の算定)①ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ハ イによって算定された日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイおよびロの「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表6(日割計算の基本算式)②および④によります。

(8) 燃 料 費 調 整

燃料費調整は、季時別電灯に準ずるものといたします。

(9) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>7 ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款19（ピークシフト電灯）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>なお、ピークシフト電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契 約 容 量</p> <p>契約容量は、季特別電灯に準じて定めます。</p> <p>(4) 時 間 帯 区 分</p> <p>時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。</p> <p>ロ 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。</p> <p>ハ 夜間時間 毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)								
	<p>算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。 ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(i) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 687 1879 743"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>1,325円44銭</td> </tr> </table> <p>(ii) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 842 1879 898"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td>1,842円40銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(i) ピーク時間</p> <table border="1" data-bbox="1146 1155 1879 1211"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>45円74銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	1,325円44銭	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	1キロワット時につき	45円74銭
1 契約につき	1,325円44銭								
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,842円40銭								
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316円24銭								
1キロワット時につき	45円74銭								

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)								
	<p data-bbox="1182 172 1384 197">(ロ) 昼 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="1146 233 1881 405"> <tr> <td data-bbox="1146 233 1626 288">最初の80キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1626 233 1881 288">21円29銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 288 1626 344">80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1626 288 1881 344">28円33銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 344 1626 405">200キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1626 344 1881 405">32円10銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="1182 443 1384 469">(ハ) 夜 間 時 間</p> <table border="1" data-bbox="1146 504 1881 560"> <tr> <td data-bbox="1146 504 1626 560">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1626 504 1881 560">13円16銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="1146 603 1339 628">(6) 契 約 期 間</p> <p data-bbox="1167 635 1868 691">契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。</p> <p data-bbox="1167 697 1883 753">イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p data-bbox="1167 759 1883 850">ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p data-bbox="1167 857 1883 912">ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、季特別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。</p> <p data-bbox="1146 919 1361 944">(7) 使用電力量の計量</p> <p data-bbox="1182 951 1787 976">使用電力量の計量は、季特別電灯に準ずるものといたします。</p> <p data-bbox="1146 983 1339 1008">(8) 日 割 計 算</p> <p data-bbox="1167 1015 1883 1106">当社は、32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、時間帯別電灯に準ずるものといたします。</p> <p data-bbox="1146 1112 1339 1137">(9) 燃 料 費 調 整</p> <p data-bbox="1182 1144 1720 1169">燃料費調整は、季特別電灯に準ずるものといたします。</p> <p data-bbox="1146 1176 1339 1201">(10) そ の 他</p> <p data-bbox="1167 1208 1883 1299">イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p data-bbox="1167 1305 1883 1361">ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	21円29銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	28円33銭	200キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円10銭	1キロワット時につき	13円16銭
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	21円29銭								
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	28円33銭								
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円10銭								
1キロワット時につき	13円16銭								

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>8 深夜電力のお客さまについての特別措置</p> <p>(1) 深夜電力 A</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款27（深夜電力）(1)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>なお、深夜電力Aにかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>契約電力は、0.5キロワットといたします。</p> <p>ニ 供給条件</p> <p>(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>ホ 料 金</p> <p>料金は、1月につき次によって算定された金額およびチ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、リ(ロ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、リ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、ヌ(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニ</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>バーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、又(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 300 1879 357"> <tr> <td data-bbox="1146 300 1610 357">1 契約につき</td> <td data-bbox="1610 300 1879 357">1,433円65銭</td> </tr> </table> <p>へ 供給の停止 お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、41（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(イ) 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合 (ロ) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合</p> <p>ト 供給停止期間中の料金 41（供給の停止）またはへによって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中の料金を申し受けません。</p> <p>チ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ロに準ずるものといたします。</p> <p>(ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(イ)に準ずるものといたします。</p> <p>なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ロ)に準ずるものといたします。</p> <p>リ 燃料費調整 (イ) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、別表3（燃料費調整）(1)ニ(ロ)に準ずるものといたします。</p> <p>なお、別表3（燃料費調整）(1)ニ(ロ) a および b にいう(2)の基準単価は、(ハ)の基準単価といたします。</p> <p>(ロ) 燃料費調整額 燃料費調整額は、(イ)によって算定された燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ハ) 基 準 単 価</p>	1 契約につき	1,433円65銭
1 契約につき	1,433円65銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き

1 3 円 6 4 銭 0 厘

ヌ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニに準ずるものといたします。

なお、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニ(イ)、(ロ)および(ハ)にいう(2)の離島基準単価は、(ハ)の離島基準単価といたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、(イ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ハ) 離島基準単価

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き

3 3 銭 0 厘

ル そ の 他

(イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力 B

この離島約款実施の際現に旧離島約款27（深夜電力）(2)の適用を受けているお客さま（防霜のために動力を使用するお客さまを除きます。）の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、深夜電力 Bにかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

イ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）		
	<p>荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>ハ 供 給 条 件</p> <p>(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行いません。</p> <p>(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1394 1879 1449"> <tr> <td data-bbox="1146 1394 1615 1449">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1615 1394 1879 1449">230円38銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	230円38銭
契約電力1キロワットにつき	230円38銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 268 1883 327"> <tr> <td data-bbox="1146 268 1615 327">1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="1615 268 1883 327">13円10銭</td> </tr> </table> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。</p> <p>9 第2 深夜電力のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款28（第2 深夜電力）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>なお、第2 深夜電力にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>(3) 供 給 条 件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p>	1 キロワット時につき	13円10銭
1 キロワット時につき	13円10銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
	<p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 911 1879 970"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>290円88銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1102 1879 1161"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>13円10銭</td> </tr> </table> <p>(5) そ の 他</p> <p>イ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	290円88銭	1キロワット時につき	13円10銭
契約電力1キロワットにつき	290円88銭				
1キロワット時につき	13円10銭				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>10 第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）の適用を受けている場合には、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず、この特別措置を適用いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(2) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1233 1879 1295"> <tr> <td data-bbox="1146 1233 1668 1295">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1668 1233 1879 1295">213円88銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電 力 量 料 金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	213円88銭
契約電力1キロワットにつき	213円88銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

1 キロワット時につき

13円10銭

(3) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、この特別措置による電気の供給と第2 深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし、同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ その他の事項については、第2 深夜電力に準ずるものといたします。

11 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款29 (低圧蓄熱調整契約) の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 適 用 範 囲

低圧電力または低圧季時別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転 (以下「蓄熱運転」といいます。) によって、(2) に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

(i) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他の季料金} \end{array} - \text{蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他の季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。</p> <p>(ロ) 低圧季特別電力として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧季特別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{蓄熱単価}} \right]$ <p>ロ 蓄熱電力量</p> <p>蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>ハ 控除電力量</p> <p>控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。</p> <p>なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>ニ 蓄熱単価</p> <p>蓄熱単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1206 1879 1265"> <tr> <td>蓄熱電力量1キロワット時につき</td> <td>8円12銭</td> </tr> </table> <p>ホ 単位および端数処理</p> <p>(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 夜間使用電力量の計量</p>	蓄熱電力量1キロワット時につき	8円12銭
蓄熱電力量1キロワット時につき	8円12銭		

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>ロ 夜間使用電力量の計量は、30（使用電力量の計量）に準じて行ないます。</p> <p>なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。</p> <p>ハ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、30（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>ニ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。</p> <p>(5) 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い</p> <p>イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、ロによるものといたします。</p> <p>(イ) (6)ロに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。</p> <p>(ロ) 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。</p> <p>ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 蓄熱ピーク調整割引額</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。</p> <p>蓄熱ピーク調整割引額 = (ロ)の契約調整電力 × 調整時間 × (イ)の割引単価</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>(ロ) 契約調整電力 契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(ハ) 割引単価 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 391 1879 448"> <tr> <td data-bbox="1146 391 1630 448">契約調整電力1キロワット1時間につき</td> <td data-bbox="1630 391 1879 448">660円00銭</td> </tr> </table> <p>(6) 調整期間および調整時間 イ 調整期間 毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日 ロ 調整時間 調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。</p> <p>(7) そ の 他 イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>12 使用電力量の計量についての特別措置 時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について、従量電灯および深夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更された場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、当分の間、次によります。</p> <p>(1) お客さまと当社との協議が整った場合、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに30（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。</p>	契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭
契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭		

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>(2) 夜間蓄熱型機器については、当社または当該配電事業者は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(3) 時間帯別電灯、季時別電灯またはピークシフト電灯において(1)に該当する場合で、お客さまが(7)に定める8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社または当該配電事業者は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(4) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器については、(2)または(3)にかかわらず、当社または当該配電事業者は、原則として毎日午前1時から午前6時以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。）</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(5) (2)、(3)および(4)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。</p> <p>(6) オフピーク蓄熱型電気温水器</p> <p>イ オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</p> <p>ロ オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ 当社は、オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示してい</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>ただくことがあります。</p> <p>(7) 8時間通電機器</p> <p>イ 8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。</p> <p>(i) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（(3)の場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。</p> <p>(ii) (i)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。</p> <p>ロ 8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ 当社は、8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>13 この離島約款の実施にともなう切替措置</p> <p>2023年4月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

別 表

別 表

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島, 海栗島, 泊島, 赤島, 沖ノ島, 島山島
長崎県壱岐市	壱岐島, 若宮島, 原島, 長島, 大島
鹿児島県薩摩川内市	上甕島, 中甕島, 下甕島
鹿児島県鹿児島郡	竹島, 硫黄島, 黒島, 口之島, 中之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 小宝島, 宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市), 馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町, 南種子町), 屋久島, 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村), 喜界島, 加計呂麻島, 与路島, 請島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島, 海栗島, 泊島, 赤島, 沖ノ島, 島山島
長崎県壱岐市	壱岐島, 若宮島, 原島, 長島, 大島
鹿児島県薩摩川内市	上甕島, 中甕島, 下甕島
鹿児島県鹿児島郡	竹島, 硫黄島, 黒島, 口之島, 中之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 小宝島, 宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市), 馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町, 南種子町), 屋久島, 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村), 喜界島, 加計呂麻島, 与路島, 請島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を **あらかじめ当社の事務所に掲示インターネットを利用する方法等によりお知らせ**いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(4) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(4) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第</p>	<p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、および農事用電力Bおよび深夜電力A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(4) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(4) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>3 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>3 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、27,400円といたします。</p> <p>ハ 調整上限燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、41,100円</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、41,100円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	<p>といたします。</p> <p>ロニ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合</p> <p>(イ) a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(イ) b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円基準燃料価格を上回り、かつ、41,100円調整上限燃料価格以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(イ) c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円調整上限燃料価格を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、41,100円調整上限燃料価格といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) (イ) 以外の場合</p> <p>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

現 行（令和4年4月12日実施）

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたし

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{②の基準単価}}{1,000}$$

△ホ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたし

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ます。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(4)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(4) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(5) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(4) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>ます。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(4)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニへ 燃料費調整額</p> <p>(4) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、および農事用電力Bおよび深夜電力A 燃料費調整額は、ロニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(5) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(4) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

電	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円29銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

電	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円29銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

現 行 (令和4年4月12日実施)

- (ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)
基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

- (ホ) 深夜電力A
基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 3 円 6 4 銭 0 厘
---------	-----------------

- ロ 従量制供給の場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

- (ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)
基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

- ~~(ホ) 深夜電力A~~
~~基準単価は、1月につき次のとおりといたします。~~

1 契約につき	1 3 円 6 4 銭 0 厘
--------------------	----------------------------

- ロ 従量制供給の場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等の**揭示お知らせ**

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロニによって算定された燃料費調整単価を**当社の事務所に掲示インターネット**を利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 1.0000$</p> <p>$\beta = 0.0000$</p> <p>$\gamma = 0.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $(52,500\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $(\text{離島平均燃料価格} - 52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800円といたします。</p>	<p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 1.0000$</p> <p>$\beta = 0.0000$</p> <p>$\gamma = 0.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。</p> <p>ハ 離島調整上限燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>ロニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円離島基準燃料価格を下回る場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $-(\text{52,500円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ $(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円離島基準燃料価格を上回り、かつ、78,800円離島調整上限燃料価格以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $-(\text{離島平均燃料価格} - \text{52,500円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ $(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円離島調整上限燃料価格を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800円離島調整上限燃料価格といたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(78,800円 - 52,500円) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとい

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$-(78,800円 - 52,500円) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

$$(離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとい

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>たします。この場合、(ｲ)という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(ｲ)という検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>(ｲ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯A 離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>たします。この場合、(ｲ)という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(ｲ)という検針日は、応当日といたします。</p> <p>二へ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>(ｲ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯A、臨時電力、および農事用電力Bおよび深夜電力A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯A 離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1 銭 3 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2 銭 5 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	5 銭 2 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7 銭 7 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1 2 銭 9 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1 2 銭 9 厘
	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき		7 銭 7 厘
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに		3 銭 9 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	2 銭 1 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	2 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2 銭 2 厘
-----------------	---------

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1 銭 3 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2 銭 5 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	5 銭 2 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7 銭 7 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1 2 銭 9 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1 2 銭 9 厘
	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき		7 銭 7 厘
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに		3 銭 9 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	2 銭 1 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	2 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2 銭 2 厘
-----------------	---------

現 行（令和4年4月12日実施）

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.006	円 銭 厘 0.011	円 銭 厘 0.022	円 銭 厘 0.033	円 銭 厘 0.043	円 銭 厘 0.054

(ホ) 深夜電力A

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	33銭0厘
---------	-------

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.006	円 銭 厘 0.011	円 銭 厘 0.022	円 銭 厘 0.033	円 銭 厘 0.043	円 銭 厘 0.054

~~(ホ) 深夜電力A~~

~~離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。~~

1 契約につき	33銭0厘
--------------------	------------------

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の **揭示お知らせ**

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) **ロニ**によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を **当社の事務所に揭示インターネットを利用する方法等によりお知らせ**いたします。

~~5 契約負荷設備の総容量の算定~~

~~(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。~~

~~イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合~~

~~差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。~~

~~ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合~~

~~電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。~~

~~(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。~~

~~イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院~~

~~1 差込口につき 50ボルトアンペア~~

~~ロ イ以外の場合~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

1 差込口につき 100ボルトアンペア

6 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~1 差込口につき 100ボルトアンペア~~

~~6 負荷設備の入力換算容量~~

~~(1) 照明用電気機器~~

~~照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。~~

~~イ け い 光 灯~~

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

~~ロ ネオン管灯~~

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

現 行 (令和4年4月12日実施)

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ハ スリムラインランプ~~

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

~~ニ 水 銀 灯~~

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

現 行 (令和4年4月12日実施)

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入 力 (ワット)
	入 力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力 (馬力) × 93.3パーセント
出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

- レントゲン装置の換算容量は、次によります。
- なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(2) 誘 導 電 動 機~~

~~イ 単相誘導電動機~~

- ~~(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。~~
- ~~(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。~~

出力 (ワット)	換 算 容 量		入 力 (ワット)
	入 力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

~~ロ 3相誘導電動機~~

換算容量 (入力 [キロワット])
出力 (馬力) × 93.3パーセント
出力 (キロワット) × 125.0パーセント

~~(3) レントゲン装置~~

- ~~レントゲン装置の換算容量は、次によります。~~
- ~~なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

装置種別 (携帯型および 移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルト以下)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診 察 用 装 置	95キロボルト以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " " 50 " "	2
		50 " " 100 " "	3
		100 " " 200 " "	4
		200 " " 300 " "	5
		300 " " 500 " "	7.5
		500 " " 1,000 " "	10
	95キロボルト超過 100キロボルト以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " " 500 " "	8
		500 " " 1,000 " "	13.5
	100キロボルト超過 125キロボルト以下	500リアンペア以下	9.5
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
125キロボルト超過 150キロボルト以下	500リアンペア以下	11	
	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

装置種別 (携帯型および 移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルト以下)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診 察 用 装 置	95キロボルト以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " " 50 " "	2
		50 " " 100 " "	3
		100 " " 200 " "	4
		200 " " 300 " "	5
		300 " " 500 " "	7.5
		500 " " 1,000 " "	10
	95キロボルト超過 100キロボルト以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " " 500 " "	8
		500 " " 1,000 " "	13.5
	100キロボルト超過 125キロボルト以下	500リアンペア以下	9.5
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
125キロボルト超過 150キロボルト以下	500リアンペア以下	11	
	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

現 行 (令和4年4月12日実施)

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力 (ワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力 (ワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器 総 容 量}}$$

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(4) 電気溶接機~~

~~電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。~~

~~イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合~~

~~入力 (ワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント~~

~~ロ イ以外の場合~~

~~入力 (ワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント~~

~~(5) そ の 他~~

~~イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。~~

~~ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定いたします。~~

~~ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。~~

~~7.5 加重平均力率の算定~~

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器 総 容 量}}$$

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

8 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

~~8 進相用コンデンサ取付容量基準~~

~~進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。~~

~~(1) 照明用電気機器~~

~~イ けい 光 灯~~

~~進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。~~

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

~~ロ ネオン管灯~~

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

現 行 (令和4年4月12日実施)

ハ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
40以下	20	4.5
60 "	30	7
80 "	40	9
100 "	50	9
125 "	50	9
200 "	75	11
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	350	75

(2) 誘 導 電 動 機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(i) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)	0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	20	30	30	40

(ii) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格 出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ハ 水 銀 灯~~

出 力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
40以下	20	4.5
60 "	30	7
80 "	40	9
100 "	50	9
125 "	50	9
200 "	75	11
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	350	75

~~(2) 誘 導 電 動 機~~

~~イ 個々にコンデンサを取り付ける場合~~

~~(i) 単相誘導電動機~~

電動機定格出力 (キロワット)	0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	20	30	30	40

~~(ii) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)~~

電動機 定格 出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	

~~ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合~~

~~やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。~~

現 行（令和4年4月12日実施）

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ の 他

(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9 契約電力等の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または23（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

10 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

~~(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~イ 交流アーク溶接機~~

溶接機 最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

~~ロ 交流抵抗溶接機~~

~~イの容量の50パーセントといたします。~~

~~(4) そ の 他~~

~~(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~9 契約電力等の算定方法~~

~~16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または23（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。~~

~~(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合~~

~~$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$~~

~~なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。~~

~~(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合~~

~~$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$~~

~~10 使用電力量の協定~~

~~使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。~~

~~(1) 過去の使用電力量による場合~~

~~次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>イ 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>ロ 前3月間の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。</p> $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、65(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。</p> <p>(5) 公差をこえる誤差により修正する場合</p> $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ <p>なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。</p> <p>イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月</p> <p>ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</p>	<p>イ 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>ロ 前3月間の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。</p> $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、65(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。</p> <p>(5) 公差をこえる誤差により修正する場合</p> $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ <p>なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。</p> <p>イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月</p> <p>ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</p>
<p>11 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合</p> $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、35(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>	<p>11 6 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合</p> $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、35(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯Aの電力量区分を日割りする場合</p> $\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯Cの電力量区分を日割りする場合</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 時間帯別電灯およびピークシフト電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>第1段階料金適用電力量=80キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=120キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ニ) 8時間通電機器割引額を日割りする場合</p> $1 \text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>(ホ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯Aの電力量区分を日割りする場合</p> $\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯Cの電力量区分を日割りする場合</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 時間帯別電灯およびピークシフト電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>第1段階料金適用電力量=80キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=120キロワット時</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ニ) 8時間通電機器割引額を日割りする場合</p> <p>1月の該当割引額</p> $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>(ホ) (イ)、または(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(イ) 35（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 35（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 35（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季時別電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 35（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 35（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または34（使用電力量の計量）(9)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検</p>	<p>(イ) 3531（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、ロおよび(ハ)ニおよび(ニ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 3531（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 3531（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季時別電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 3531（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 3531（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または3430（使用電力量の計量）(9)(8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p> <p>(6) 供給停止期間中の8時間通電機器割引額については、(1)ロの日割計算対象日数を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお、この場合、8時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。</p> <p>12 夜間蓄熱型機器</p> <p>(1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。</p> <p>(2) (1)の「主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能」とは、次の場合を含みます。</p> <p>イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）とすることのできる装置を取り付けた場合</p> <p>ロ 34（使用電力量の計量）(4)イまたはロの場合で、当社が夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合</p>	<p>日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p> <p>(6) 供給停止期間中の8時間通電機器割引額については、(1)ロの日割計算対象日数を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお、この場合、8時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。</p> <p>12.7 夜間蓄熱型機器</p> <p>(1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。</p> <p>(2) (1)の「主として夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能」とは、次の場合お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。 イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）とすることのできる装置を取り付けた場合</p> <p>ロ 34（使用電力量の計量）(4)イまたはロの場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間（季特別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間」といたします。）に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付け</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>(3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>13 オフピーク蓄熱型電気温水器</p> <p>(1) オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</p> <p>(2) オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>14 8時間通電機器</p> <p>(1) 8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。 イ 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（34〔使用電力量の計量〕(4)ロの場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。 ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。</p> <p>(2) 8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>15 調整期間および調整時間</p> <p>(1) 調 整 期 間 毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、 8月13日、8月14日、8月15日、8月16日</p>	<p style="text-align: center;">た場合</p> <p>(3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>13 オフピーク蓄熱型電気温水器</p> <p>(1) オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</p> <p>(2) オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>14 8時間通電機器</p> <p>(1) 8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。 イ 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（34〔使用電力量の計量〕(4)ロの場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。 ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。</p> <p>(2) 8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>15 調整期間および調整時間</p> <p>(1) 調 整 期 間 毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、 8月13日、8月14日、8月15日、8月16日</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

(2) 調 整 時 間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものいたします。

16 標準設計基準

(1) 目 的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は，日本工業規格，電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単 位 等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²

(3) 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといた

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(2) 調 整 時 間~~

~~調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものいたします。~~

~~16 標準設計基準~~

~~(1) 目 的~~

~~イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。~~

~~この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~

~~ロ 地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。~~

~~ハ 材料および機器の規格は，日本工業規格，電力用規格等の規格に準じます。~~

~~(2) 単 位 等~~

~~単位等は次の記号で表示いたします。~~

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm²

~~(3) 電 線 路~~

~~イ 一 般 基 準~~

~~(イ) 電圧降下の許容限度~~

~~電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといた~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

します。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	低	圧	高 圧 6,600
	100	200	
電圧降下許容限度 (V)	6	20	600

(ロ) 経 過 地

電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(イ) 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

- a 架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。
なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。
- b 架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(イ) 標 準 径 間

架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~します。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。~~

公 称 電 圧 (V)	低	圧	高 圧 6,600
	100	200	
電圧降下許容限度 (V)	6	20	600

~~(ロ) 経 過 地~~

~~電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。~~

~~(イ) 電線路の種類~~

~~電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。~~

~~ロ 架 空 電 線 路~~

~~(イ) 電線路の施設~~

- ~~a 架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。~~
- ~~b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。~~

~~(ロ) 支持物の種類~~

- ~~a 架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。
なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。~~
- ~~b 架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。~~

~~(イ) 標 準 径 間~~

~~架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	40
そ の 他	50

(イ) 支持物の長さ

架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	低圧 (m)	高圧 (m)	低高圧併架(m)
市 街 地	9	10	12
そ の 他	9	9	10

(ロ) 装 柱

- a 低圧架空電線路の装柱は垂直配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合および低圧単独線路については水平配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- c 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは、低圧架空電線路はラック金物等、高圧架空電線路は高圧直付金物等を使用いたします。

(ハ) 支線および支柱

架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。

(ニ) が い し

架空電線路で使用するがいしは、次によります。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	40
そ の 他	50

~~(イ) 支持物の長さ~~

~~架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。~~

施設地域	低圧 (m)	高圧 (m)	低高圧併架(m)
市 街 地	9	10	12
そ の 他	9	9	10

~~(ロ) 装 柱~~

- ~~a 低圧架空電線路の装柱は垂直配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合および低圧単独線路については水平配列とすることがあります。~~
- ~~b 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。~~
- ~~c 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは、低圧架空電線路はラック金物等、高圧架空電線路は高圧直付金物等を使用いたします。~~

~~(ハ) 支線および支柱~~

~~架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。~~

~~(ニ) が い し~~

~~架空電線路で使用するがいしは、次によります。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

		通 り 用	引 留 用
低 圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧ピンがいし, 低圧引留がいし, DVがいし等	
高 圧 線		高圧中実がいし 限流アークン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アークン付引留がいし

(f) 電線の種類および太さ

- a 架空電線には、アルミ線を使用し、また、低圧引込線には硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 架空電線および架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、低圧架空電線の中性線等の感電のおそれがない箇所および、高圧架空電線の海峡横断箇所等の人が容易に立ち入らない長径間箇所においては、裸電線を使用することがあります。
- c 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶 縁 電 線		裸アルミ線
	アルミ線	硬銅線	
低 圧 電 線	25mm ² 以上	—	25mm ² 以上
高 圧 電 線	25mm ² 以上	—	120mm ² 以上
低 圧 引 込 線	—	2.6mm以上	—

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

		通 り 用	引 留 用
低 圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧ピンがいし, 低圧引留がいし, DVがいし等	
高 圧 線		高圧中実がいし 限流アークン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アークン付引留がいし

(f) 電線の種類および太さ

- ~~a 架空電線には、アルミ線を使用し、また、低圧引込線には硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。~~
- ~~b 架空電線および架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、低圧架空電線の中性線等の感電のおそれがない箇所および、高圧架空電線の海峡横断箇所等の人が容易に立ち入らない長径間箇所においては、裸電線を使用することがあります。~~
- ~~c 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。~~

~~(第1表)~~

	絶 縁 電 線		裸アルミ線
	アルミ線	硬銅線	
低 圧 電 線	25mm²以上	—	25mm²以上
高 圧 電 線	25mm²以上	—	120mm²以上
低 圧 引 込 線	—	2.6mm以上	—

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(第2表)

電線種類 および太さ	連続許容電流 (A)						裸 電 線
	OC電線	OE電線	OW電線	D V 電線			
				導体2	導体3		
硬	2.6mm	—	—	—	38	34	—
	3.2"	—	—	—	50	44	—
	14mm ²	—	—	—	70	62	—
銅	22"	—	—	—	92	80	—
	38"	—	—	153	130	113	—
線	60"	—	—	206	174	152	—
	100"	—	—	283	238	209	—
ア ル ミ 線	25"	—	107	90	—	—	135
	58"	—	177	145	—	—	225
	120"	—	271	220	—	—	400
	200"	473	—	—	—	—	540
	400"	723	—	—	—	—	850

(i) 柱上変圧器の種類と容量

a 柱上変圧器の種類

柱上変圧器の種類は、単相変圧器または一体形変圧器とし、既設供給設備の状況等を考慮して、技術上、経済上最も適当なものを選定いたします。

b 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、技術上、経済上必要最小のものを選定いたします。

~~(第2表)~~

電線種類 および太さ	連続許容電流 (A)						裸 電 線
	OC電線	OE電線	OW電線	D V 電線			
				導体2	導体3		
硬	2.6mm	—	—	—	38	34	—
	3.2"	—	—	—	50	44	—
	14mm²	—	—	—	70	62	—
銅	22"	—	—	—	92	80	—
	38"	—	—	153	130	113	—
線	60"	—	—	206	174	152	—
	100"	—	—	283	238	209	—
ア ル ミ 線	25"	—	107	90	—	—	135
	58"	—	177	145	—	—	225
	120"	—	271	220	—	—	400
	200"	473	—	—	—	—	540
	400"	723	—	—	—	—	850

~~(i) 柱上変圧器の種類と容量~~

~~a 柱上変圧器の種類~~

~~柱上変圧器の種類は、単相変圧器または一体形変圧器とし、既設供給設備の状況等を考慮して、技術上、経済上最も適当なものを選定いたします。~~

~~b 柱上変圧器の容量~~

~~柱上変圧器の容量は、次の中から、技術上、経済上必要最小のものを選定いたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

区 分	変 圧 器 容 量 (kVA)
単 相	10, 20, 30, 50, 100
一 体 形	20+10, 30+20, 50+30, 100+50

- (x) 電力用変圧器の結線
3相電力負荷に対しては、単相変圧器2台または一体形変圧器(単相変圧器2台を内蔵)1台を用いてV結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合は、単相変圧器3台を用いてΔ結線により使用いたします。
- (y) 変圧器の1次側開閉器
変圧器の1次側には保護用として、カットアウトを取り付けます。
- (z) 線路用区分開閉器の取付け
高压架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。
- (aa) 耐 雷 施 設
架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。
- (ab) 特殊地域の施設
塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。
- (ac) 架空引込線のこう長
架空引込線のこう長は、50m以下といたします。ただし、途中で支持物がある場合は、60m以下といたします。
- (ad) 引込直付金物および引込用アームの取付け
引込直付金物および引込用アームの取付けは、次によります。
- a 引込線がある箇所は、引込直付金物を使用いたします。
なお、低压ラック金物および変圧器が施設されている場合は、それぞれの下部に取り付けます。
- b 次の場合は、引込直付金物にかえて引込用アームを使用いたします。
- (a) 昇降柱経路が確保できない場合
(b) OW引込線がある場合
(c) 引込柱の同一箇所からの引込線数が3を超過する場合
(d) 22mm²以上の引込線がある場合

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

区 分	変 圧 器 容 量 (kVA)
単 相	10, 20, 30, 50, 100
一 体 形	20+10, 30+20, 50+30, 100+50

- ~~(x) 電力用変圧器の結線
3相電力負荷に対しては、単相変圧器2台または一体形変圧器(単相変圧器2台を内蔵)1台を用いてV結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合は、単相変圧器3台を用いてΔ結線により使用いたします。~~
- ~~(y) 変圧器の1次側開閉器
変圧器の1次側には保護用として、カットアウトを取り付けます。~~
- ~~(z) 線路用区分開閉器の取付け
高压架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。~~
- ~~(aa) 耐 雷 施 設
架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。~~
- ~~(ab) 特殊地域の施設
塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。~~
- ~~(ac) 架空引込線のこう長
架空引込線のこう長は、50m以下といたします。ただし、途中で支持物がある場合は、60m以下といたします。~~
- ~~(ad) 引込直付金物および引込用アームの取付け
引込直付金物および引込用アームの取付けは、次によります。~~
- ~~a 引込線がある箇所は、引込直付金物を使用いたします。
なお、低压ラック金物および変圧器が施設されている場合は、それぞれの下部に取り付けます。~~
- ~~b 次の場合は、引込直付金物にかえて引込用アームを使用いたします。~~
- ~~(a) 昇降柱経路が確保できない場合
(b) OW引込線がある場合
(c) 引込柱の同一箇所からの引込線数が3を超過する場合
(d) 22mm²以上の引込線がある場合~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (J C S 168) に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

種	類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 200, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔、変圧器塔の施設

a 地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。

b 変圧器を地上に施設する必要がある場合には、変圧器塔を施設いたします。

(4) 変 電 設 備

イ 一 般 基 準

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ハ 地 中 電 線 路~~

~~(イ) 電線路の施設~~

~~地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。~~

~~a 直接埋設式~~

~~重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合~~

~~b 暗きょ式~~

~~当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合~~

~~(ロ) ケーブルの選定~~

~~地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。~~

~~なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (J C S 168) に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。~~

種	類	太さ (mm²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 200, 325, 725

~~(ハ) 工 事 方 法~~

~~技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。~~

~~(ニ) 開閉器塔、変圧器塔の施設~~

~~a 地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。~~

~~b 変圧器を地上に施設する必要がある場合には、変圧器塔を施設いたします。~~

~~(4) 変 電 設 備~~

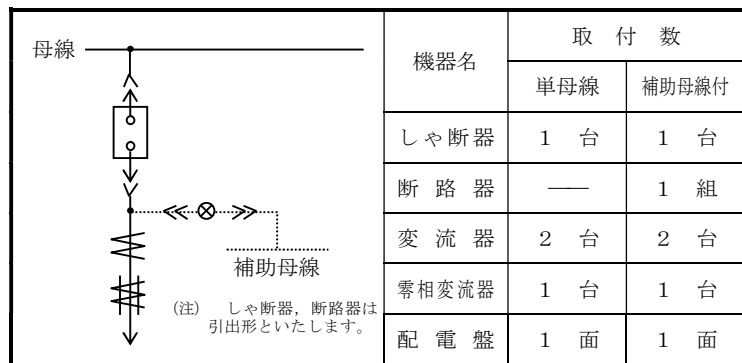
~~イ 一 般 基 準~~

~~電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。~~

~~ロ 結 線 方 法~~

~~当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)



(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡例	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

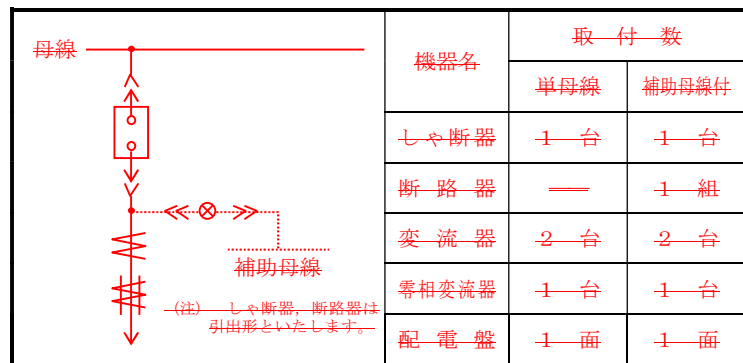
ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)



(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡例	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

離島等供給約款 [高圧・特別高圧用] 新旧対比表

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p data-bbox="398 555 1012 673">離 島 等 供 給 約 款 [高 圧 ・ 特 別 高 圧 用]</p> <p data-bbox="555 874 855 906">令和4年4月12日 実施</p> <p data-bbox="456 1276 954 1311">九州電力送配電株式会社</p>	<p data-bbox="1205 555 1818 673">離 島 等 供 給 約 款 [高 圧 ・ 特 別 高 圧 用]</p> <p data-bbox="1317 874 1706 906">令和4-2023年4月121日 実施</p> <p data-bbox="1263 1276 1760 1311">九州電力送配電株式会社</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
離島等供給約款 [高圧・特別高圧用]	離島等供給約款 [高圧・特別高圧用]
目 次	目 次
I 総 則	I 総 則
1 適 用	1 適 用
2 離島等供給約款の届出および変更	2 離島等供給約款の届出および変更
3 定 義	3 定 義
4 単位および端数処理	4 単位および端数処理
5 実 施 細 目	5 実 施 細 目
II 契約の申込み	II 契約の申込み
6 需給契約の申込み	6 需給契約の申込み
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間
8 需 要 場 所	8 需 要 場 所
9 需給契約の単位	9 需給契約の単位
10 供 給 の 開 始	10 供 給 の 開 始
11 供 給 の 単 位	11 供 給 の 単 位
12 承 諾 の 限 界	12 承 諾 の 限 界
13 需給契約書等の作成	13 需給契約書等の作成
III 契約種別および料金	III 契約種別および料金
14 契 約 種 別	14 契 約 種 別
15 業 務 用 電 力	15 業 務 用 電 力
16 業 務 用 電 力 I	16 業 務 用 電 力 I
17 産 業 用 電 力	17 産 業 用 電 力
18 産 業 用 電 力 I	18 産 業 用 電 力 I
19 負 荷 率 別 契 約	19 負 荷 率 別 契 約
20 臨 時 電 力	2019 臨 時 電 力
21 臨 時 電 力 I	2120 臨 時 電 力 I
22 かんがい排水用電力	2221 かんがい排水用電力
23 深 夜 電 力	23 深 夜 電 力
24 第 2 深 夜 電 力	24 第 2 深 夜 電 力
25 自 家 発 補 給 電 力	2522 自 家 発 補 給 電 力
26 自 家 発 補 給 電 力 I	2623 自 家 発 補 給 電 力 I
27 予 備 電 力	2724 予 備 電 力
28 蓄 熱 ・ 電 化 契 約	2825 蓄 熱 ・ 電 化 契 約

現 行（令和4年4月12日実施）		変 更 後（2023年4月1日実施予定）	
IV 料金の算定および支払い	88	IV 料金の算定および支払い	88IV - 1
29 料金の適用開始の時期	88	2926 料金の適用開始の時期	88IV - 1
30 検 針 日	88	3027 検 針 日	88IV - 1
31 料金の算定期間	89	3128 料金の算定期間	89IV - 2
32 使用電力量等の計量	90	3229 使用電力量等の計量	90IV - 3
33 料 金 の 算 定	93	3330 料 金 の 算 定	93IV - 6
34 日 割 計 算	94	3431 日 割 計 算	94IV - 7
35 料金の支払義務および支払期日	95	3532 料金の支払義務および支払期日	95IV - 8
36 料金その他の支払方法	96	3633 料金その他の支払方法	96IV - 10
37 保 証 金	98	3734 保 証 金	98IV - 12
V 使用および供給	100	V 使用および供給	100V - 1
38 適正契約の保持	100	3835 適正契約の保持	100V - 1
39 契 約 超 過 金	100	3936 契 約 超 過 金	100V - 1
40 力 率 の 保 持	100	4037 力 率 の 保 持	100V - 1
41 需要場所への立入りによる業務の実施	101	4138 需要場所への立入りによる業務の実施	101V - 2
42 電気の使用にともなうお客さまの協力	102	4239 電気の使用にともなうお客さまの協力	102V - 3
43 供 給 の 停 止	102	4340 供 給 の 停 止	102V - 3
44 供給停止の解除	104	4441 供給停止の解除	104V - 5
45 供給停止期間中の料金	105	4542 供給停止期間中の料金	105V - 6
46 違 約 金	105	4643 違 約 金	105V - 6
47 供給の中止または使用の制限もしくは中止	105	4744 供給の中止または使用の制限もしくは中止	105V - 6
48 制限または中止の料金割引	106	4845 制限または中止の料金割引	106V - 6
49 損害賠償の免責	108	4946 損害賠償の免責	108V - 9
50 設 備 の 賠 償	109	5047 設 備 の 賠 償	109V - 9
VI 契約の変更および終了	110	VI 契約の変更および終了	110VI - 1
51 需給契約の変更	110	5148 需給契約の変更	110VI - 1
52 名 義 の 変 更	110	5249 名 義 の 変 更	110VI - 1
53 需給契約の消滅	110	5350 需給契約の消滅	110VI - 1
54 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう料金および 工事費の精算	111	5451 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう料金および 工事費の精算	111VI - 2
55 解 約 等	114	5552 解 約 等	114VI - 5
56 需給契約消滅後の債権債務関係	114	5653 需給契約消滅後の債権債務関係	114VI - 5

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
VII 供給方法および工事 115	VII 供給方法および、工事および工事費の負担 115VII - 1
57 需給地点および施設 115	5754 需給地点および施設供給方法, 工事および施設 115VII - 1
58 架空引込線 116	58 架空引込線 116
59 地中引込線 116	59 地中引込線 116
60 接続引込線等 118	60 接続引込線等 118
61 引込線の接続 118	61 引込線の接続 118
62 計量器等の取付け 118	62 計量器等の取付け 118
63 通信設備の施設 119	63 通信設備の施設 119
64 専用供給設備 120	64 専用供給設備 120
VIII 工事費の負担 122	VIII 工事費の負担 122
65 一般供給設備の工事費負担金 122	55 工事費負担金等の申受けおよび精算 VII - 1
66 特別供給設備の工事費負担金 127	65 一般供給設備の工事費負担金 122
67 供給設備を変更する場合の工事費負担金 128	66 特別供給設備の工事費負担金 127
68 特別供給設備等の工事費の算定 129	67 供給設備を変更する場合の工事費負担金 128
69 工事費負担金の申受けおよび精算 132	68 特別供給設備等の工事費の算定 129
70 臨時工事費 133	69 工事費負担金の申受けおよび精算 132
71 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 135	70 臨時工事費 133
72 工事費負担金契約書の作成 135	71 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 135
	7256 工事費負担金契約書の作成 135VII - 2
IX 保 安 136	IXVIII 保 安 136VIII - 1
73 保安の責任 136	7357 保安の責任 136VIII - 1
74 保安等に対するお客さまの協力 136	7458 保安等に対するお客さまの協力 136VIII - 1
附 則 137	附 則 137附則 - 1
別 表 138	別 表 138別表 - 1

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。</p> <p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕によります。</p> <p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(2) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この離島約款は、別表1（離島）に定める離島に適用いたします。</p> <p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕によります。</p> <p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(2) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト、60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。</p> <p>イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯</p> <p>ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯</p> <p>ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯</p> <p>ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯</p> <p>(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 契約使用期間 契約上使用できる期間をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) 休 日 別表5（休日および休日等）(1)に定める日をいいます。</p> <p>(15) 平 日 休日以外の日をいいます。</p> <p>(16) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(17) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(18) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(19) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(20) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</p>	<p>なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。</p> <p>イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯</p> <p>ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯</p> <p>ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯</p> <p>ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯</p> <p>(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 契約使用期間 契約上使用できる期間をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) 休 日 別表5（休日および休日等）(1)に定める日をいいます。</p> <p>(15) 平 日 休日以外の日をいいます。</p> <p>(16) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(17) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表5（休日および休日等）(2)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(18) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(19) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(20) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イを適用した場合に算定された値または15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イに準じて適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>5 実施細目 この離島約款の実施上必要な細目の事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イを適用した場合に算定された値または15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イに準じて適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>5 実施細目 この離島約款の実施上必要な細目の事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p style="text-align: center;">Ⅱ 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約、電化厨房契約、オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(4) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがいがい、かつ、当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）別冊系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス要綱を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によつ</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約、電化厨房契約、オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無</p> <p>(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。</p> <p>ハ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</p> <p>(3)(3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4)(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5)(5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがいがい、かつ、当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）別冊託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>て連系していただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電力および臨時電力Ⅰの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電力および臨時電力Ⅰの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。</p> <p>8 需 要 場 所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>(イ) 居住用の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該</p>	<p>発電設備系統連系サービス要綱を遵守し、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。</p> <p>(5)(6) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電力および臨時電力Ⅰの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電力および臨時電力Ⅰの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。</p> <p>8 需 要 場 所</p> <p>需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>(イ) 居住用の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>(a) 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(a) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(a)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(4)に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。</p> <p>(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。</p> <p>(4) (1)に定める1構内、(1)イに定める1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(i) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ii) 当社が特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの</p>	<p>当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>(a) 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(a) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(a)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(4)に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。</p> <p>(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。</p> <p>(4) (1)に定める1構内、(1)イに定める1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(i) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ii) 当社が特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p>	<p>土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、41（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p>
<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの1契約種別と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力Ⅰのうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(2) 1需要場所において、負荷率別契約と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めるとき。</p> <p>(4) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けていると認められるお客さまと当社との協議によって、一括して1需給契約を結ぶとき。</p>	<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の1需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの1契約種別と臨時電力もしくは臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、自家発補給電力もしくは自家発補給電力Ⅰのうちの1契約種別、かんがい排水用電力または予備電力のうちの1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、業務用電力、業務用電力Ⅰ、産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの1契約種別と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力Ⅰのうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(2) 1需要場所において、負荷率別契約と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めるとき。</p> <p>(4) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けていると認められるお客さまと当社との協議によって、一括して1需給契約を結ぶとき。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p> <p>11 供給の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>(1) 9（需給契約の単位）(4)の場合</p> <p>(2) 27（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合</p> <p>(3) 60（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(4) 65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)cの方式のお客さまに電気を供給する場合</p> <p>(5) その他技術上、経済上やむをえない場合</p> <p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>13 需給契約書等の作成</p> <p>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p> <p>また、当社は、47（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および74（保安等に対するお客さまの協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。</p>	<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p> <p>11 供給の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>(1) 9（需給契約の単位）(4)の場合</p> <p>(2) 27（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合</p> <p>(3) 60（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(4) 65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)cの方式のお客さまに電気を供給する場合</p> <p>(5) その他技術上、経済上やむをえない場合</p> <p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といったします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>13 需給契約書等の作成</p> <p>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p> <p>なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。</p> <p>また、当社は、4744（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および7458（保安等に対するお客さまの協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

Ⅲ 契約種別および料金

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 業 務 用 電 力
 - イ 業務用電力A
 - ロ 業務用季時別電力A
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A
- (2) 業 務 用 電 力 I
 - イ 業務用電力A-I
 - ロ 業務用季時別電力A-I
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A-I
- (3) 産 業 用 電 力
 - イ 産業用電力A
 - ロ 産業用季時別電力A
- (4) 産 業 用 電 力 I
 - イ 産業用電力A-I
 - ロ 産業用季時別電力A-I
- (5) 負 荷 率 別 契 約
- (6) 臨 時 電 力
- (7) 臨 時 電 力 I
- (8) かんがい排水用電力
- (9) 深夜電力
- (10) 第2深夜電力
- (11) 自家発補給電力
 - イ 業務用自家発補給電力
 - ロ 産業用自家発補給電力
- (12) 自家発補給電力I
 - イ 業務用自家発補給電力I
 - ロ 産業用自家発補給電力I
- (13) 予 備 電 力

15 業 務 用 電 力

- (1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来におい

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 業 務 用 電 力
 - イ 業務用電力A
 - ロ 業務用季時別電力A
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A
- (2) 業 務 用 電 力 I
 - イ 業務用電力A-I
 - ロ 業務用季時別電力A-I
 - ハ 業務用休日エコノミー電力A-I
- (3) 産 業 用 電 力
 - イ 産業用電力A
 - ロ 産業用季時別電力A
- (4) 産 業 用 電 力 I
 - イ 産業用電力A-I
 - ロ 産業用季時別電力A-I
- ~~(5) 負 荷 率 別 契 約~~
- ~~(6) (5) 臨 時 電 力~~
- ~~(7) (6) 臨 時 電 力 I~~
- ~~(8) (7) かんがい排水用電力~~
- ~~(9) 深 夜 電 力~~
- ~~(10) 第 2 深 夜 電 力~~
- ~~(11) (8) 自家発補給電力~~
 - イ 業務用自家発補給電力
 - ロ 産業用自家発補給電力
- ~~(12) (9) 自家発補給電力I~~
 - イ 業務用自家発補給電力I
 - ロ 産業用自家発補給電力I
- ~~(13) (10) 予 備 電 力~~

15 業 務 用 電 力

- (1) 適 用 範 囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来におい

現 行（令和4年4月12日実施）

て契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iとあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高压で電気の供給を受ける場合に限ります。）

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに高压で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高压で電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

て契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23(1)（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iとあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高压で電気の供給を受ける場合に限ります。）

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに高压で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高压で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。</p> <p>b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iと同一計量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種</p>	<p>供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。</p> <p>b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iと同一計量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定め ます。</p> <p>なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日から1 年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない認められ るときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加で きるものといたします。</p> <p>(ロ) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iと同一計 量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力 Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務 用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間中にお ける30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務 用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とそ の1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供 給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか 大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けてい るお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約 電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電 力は、イによって定めます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発 電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課 金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引また は割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平 均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニに よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費 調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、 別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定さ れた離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニ バーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサー ビス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス 調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場 合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定され た離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定め ます。</p> <p>なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日から1 年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない認められ るときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加で きるものといたします。</p> <p>(ロ) 業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iと同一計 量される場合で、業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力 Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務 用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供給時間中にお ける30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務 用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とそ の1月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Iの供 給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか 大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けてい るお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約 電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電 力は、イによって定めます。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発 電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課 金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引また は割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平 均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格 を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料 費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定 された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃 料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された 燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調 整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離 島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回 る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定 された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4 （離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃 料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定め る離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサー ビス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を 加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(i) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭

(ii) 業務用季特別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭

(iii) 業務用休日エコノミー電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(i) 業務用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(i) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭 2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭 1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭 1,917円55銭

(ii) 業務用季特別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭 2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭 1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭 1,917円55銭

(iii) 業務用休日エコノミー電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭 2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭 1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭 1,917円55銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(i) 業務用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 2 円 9 9 銭	1 2 円 0 6 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 1 円 9 0 銭	1 1 円 0 7 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 1 円 7 9 銭	1 0 円 9 7 銭

(ロ) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 6 円 9 5 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 3 2 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 1 7 銭

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 4 円 4 8 銭	1 3 円 5 3 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 3 円 1 3 銭	1 2 円 2 8 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 3 円 0 0 銭	1 2 円 1 8 銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 2 円 9 9 銭 1 3 円 3 7 銭	1 2 円 0 6 銭 1 2 円 4 4 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 1 円 9 0 銭 1 2 円 0 5 銭	1 1 円 0 7 銭 1 1 円 2 2 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 1 円 7 9 銭 1 1 円 9 4 銭	1 0 円 9 7 銭 1 1 円 1 2 銭

(ロ) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 6 円 9 5 銭 1 7 円 2 6 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 3 2 銭 1 5 円 4 3 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 1 7 銭 1 5 円 2 8 銭

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 4 円 4 8 銭 1 4 円 7 9 銭	1 3 円 5 3 銭 1 3 円 8 4 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 3 円 1 3 銭 1 3 円 2 4 銭	1 2 円 2 8 銭 1 2 円 3 9 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 3 円 0 0 銭 1 3 円 1 1 銭	1 2 円 1 8 銭 1 2 円 2 9 銭

現 行 (令和4年4月12日実施)

c 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	9円06銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	8円59銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	8円51銭

(v) 業務用休日エコノミー電力A

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	10円29銭	9円60銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	9円49銭	8円88銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	9円38銭	8円78銭

b 平 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円11銭	13円09銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円93銭	12円00銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円82銭	11円89銭

ハ 力率割引および割増し

(i) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表9（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセン

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

c 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	9円06銭 9円59銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	8円59銭 8円80銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	8円51銭 8円72銭

(v) 業務用休日エコノミー電力A

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	10円29銭 10円67銭	9円60銭 9円98銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	9円49銭 9円64銭	8円88銭 9円03銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	9円38銭 9円53銭	8円78銭 8円93銭

b 平 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円11銭 14円49銭	13円09銭 13円47銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円93銭 13円08銭	12円00銭 12円15銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円82銭 12円97銭	11円89銭 12円04銭

ハ 力率割引および割増し

(i) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における~~いて~~託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~この場合、平均力率は、別表9（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセン

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>トとみなします。</p> <p>(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>イ 業務用休日エコノミー電力Aの場合、契約期間満了に先だって、原則として業務用休日エコノミー電力A以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ 業務用電力Aから業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Aを適用いたしません。また、業務用季時別電力Aから業務用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季時別電力Aを適用いたしません。</p> <p>ハ 業務用休日エコノミー電力A、業務用電力Iの契約種別または負荷率別契約から業務用電力Aまたは業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用休日エコノミー電力Aを適用いたしません。</p>	<p>トとみなします。</p> <p>(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>イ 業務用休日エコノミー電力Aの場合、契約期間満了に先だって、原則として業務用休日エコノミー電力A以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ 業務用電力Aから業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Aを適用いたしません。また、業務用季時別電力Aから業務用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季時別電力Aを適用いたしません。</p> <p>ハ 業務用休日エコノミー電力A、または業務用電力Iの契約種別または負荷率別契約から業務用電力Aまたは業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用休日エコノミー電力Aを適用いたしません。</p>
<p>16 業務用電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>高压で電気の供給を受ける需要で、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、業務用電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場</p>	<p>16 業務用電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>高压で電気の供給を受ける需要で、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、業務用電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニハによって算定さ</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)												
<p>合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>	<p>れた離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>												
<p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。</p>	<p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。</p>												
<p>(イ) 業務用電力A-I</p>	<p>(イ) 業務用電力A-I</p>												
<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭	<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭 1,416円78銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭								
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭												
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭												
<p>(ロ) 業務用季時別電力A-I</p>	<p>(ロ) 業務用季時別電力A-I</p>												
<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭	<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭 1,416円78銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭								
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭												
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭												
<p>(ハ) 業務用休日エコノミー電力A-I</p>	<p>(ハ) 業務用休日エコノミー電力A-I</p>												
<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭	<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,320円00銭 1,416円78銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭								
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭												
契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭 1,416円78銭												
<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりいたします。</p>	<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりいたします。</p>												
<p>(イ) 業務用電力A-I</p>	<p>(イ) 業務用電力A-I</p>												
<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>	<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>18円60銭</td> <td>17円15銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	18円60銭	17円15銭	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>18円60銭 18円98銭</td> <td>17円15銭 17円53銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	18円60銭 18円98銭	17円15銭 17円53銭
	夏季料金	その他季料金											
1キロワット時につき	18円60銭	17円15銭											
	夏季料金	その他季料金											
1キロワット時につき	18円60銭 18円98銭	17円15銭 17円53銭											
<p>(ロ) 業務用季時別電力A-I</p>	<p>(ロ) 業務用季時別電力A-I</p>												
<p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>												

現 行 (令和4年4月12日実施)

a ピーク時間

1キロワット時につき	26円46銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円36銭	21円33銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	9円06銭
------------	-------

(v) 業務用休日エコノミー電力A-I

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円87銭	11円94銭

b 平 日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円00銭	19円34銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

a ピーク時間

1キロワット時につき	26円46銭 26円77銭
------------	-----------------------------

b 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円36銭 22円67銭	21円33銭 21円64銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	9円06銭 9円59銭
------------	---------------------------

(v) 業務用休日エコノミー電力A-I

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休 日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円87銭 13円25銭	11円94銭 12円32銭

b 平 日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円00銭 21円38銭	19円34銭 19円72銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力Ⅰの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ 業務用休日エコノミー電力A、業務用電力Ⅰの契約種別または負荷率別契約から業務用電力Aまたは業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。また、業務用電力の契約種別または負荷率別契約から業務用電力Ⅰの契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。</p> <p>ハ 業務用電力Ⅰの各契約種別からその他の業務用電力Ⅰの契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。</p>	<p>イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力Ⅰの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ 業務用休日エコノミー電力A、または業務用電力Ⅰの契約種別または負荷率別契約から業務用電力Aまたは業務用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。また、業務用電力の契約種別または負荷率別契約から業務用電力Ⅰの契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。</p> <p>ハ 業務用電力Ⅰの各契約種別からその他の業務用電力Ⅰの契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の業務用電力Ⅰの契約種別を適用いたしません。</p>
<p>17 産業用電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）②ハまたは③ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）④を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p>	<p>17 産業用電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）②ハまたは③ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕2321（低圧電力）④を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

契約電力 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力 2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
契約電力 10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
契約電力 50,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

- (3) 契約負荷設備および契約受電設備
契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 契約電力
契約電力は、次によって定めます。
イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高压で電気の供給を受ける場合に限ります。）
 (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 a 新たに高压で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高压で電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。
 b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

契約電力 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
契約電力 2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
契約電力 10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
契約電力 50,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

- (3) 契約負荷設備および契約受電設備
契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 契約電力
契約電力は、次によって定めます。
イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高压で電気の供給を受ける場合に限ります。）
 (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 a 新たに高压で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高压で電気の供給を受ける前から引き続き当社**または当該配電事業者**の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。
 b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iと同一計量される場合で、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日からの1年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない認められるときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電</p>	<p>電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iと同一計量される場合で、産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日からの1年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない認められるときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(i) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(i) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭 2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭 1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭 1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭 1,851円55銭

現 行 (令和4年4月12日実施)

(ロ) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 産業用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	12円51銭	11円62銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円51銭	10円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円40銭	10円61銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	11円30銭	10円51銭

(ロ) 産業用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	16円95銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円32銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円17銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	15円03銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(ロ) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭 2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭 1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭 1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭 1,851円55銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。

(イ) 産業用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	12円51銭 12円89銭	11円62銭 12円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円51銭 11円66銭	10円70銭 10円85銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円40銭 11円55銭	10円61銭 10円76銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	11円30銭 11円45銭	10円51銭 10円66銭

(ロ) 産業用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	16円95銭 17円26銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円32銭 15円43銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円17銭 15円28銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	15円03銭 15円14銭

現 行 (令和4年4月12日実施)

b 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円48銭	13円53銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭	12円28銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円00銭	12円18銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円88銭	12円07銭

c 夜 間 時 間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円06銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円59銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円51銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	8円44銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表9（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

b 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円48銭 14円79銭	13円53銭 13円84銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭 13円24銭	12円28銭 12円39銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円00銭 13円11銭	12円18銭 12円29銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円88銭 12円99銭	12円07銭 12円18銭

c 夜 間 時 間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円06銭 9円59銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円59銭 8円80銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円51銭 8円72銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	8円44銭 8円65銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における~~いて託送約款等に定めるところにより算定された~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~この場合、平均力率は、別表9（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 発電設備等~~その他~~を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ロ 産業用電力Aから産業用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力Aを適用いたしません。また、産業用季時別電力Aから産業用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用季時別電力Aを適用いたしません。</p> <p>18 産業用電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の需要で、産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力 契約電力は、産業用電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金 基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>ロ 産業用電力Aから産業用季時別電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力Aを適用いたしません。また、産業用季時別電力Aから産業用電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用季時別電力Aを適用いたしません。</p> <p>18 産業用電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の需要で、産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力 契約電力は、産業用電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）①ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）①ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）①ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）①ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金 基本料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)		変 更 後 (2023年4月1日実施予定)	
(イ) 産業用電力A-I		(イ) 産業用電力A-I	
契約電力1キロワットにつき	1,375円00銭	契約電力1キロワットにつき	1,375円00銭 1,471円78銭
(ロ) 産業用季時別電力A-I		(ロ) 産業用季時別電力A-I	
契約電力1キロワットにつき	1,375円00銭	契約電力1キロワットにつき	1,375円00銭 1,471円78銭
ロ 電力量料金 電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。		ロ 電力量料金 電力量料金は、契約種別により、1月につき次のとおりといたします。	
(イ) 産業用電力A-I		(イ) 産業用電力A-I	
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。		電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	16円00銭	14円78銭	
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	16円00銭 16円38銭	14円78銭 15円16銭	
(ロ) 産業用季時別電力A-I		(ロ) 産業用季時別電力A-I	
電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。		電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	
a ピーク時間		a ピーク時間	
1キロワット時につき	23円87銭	1キロワット時につき	23円87銭 24円18銭
b 昼間時間		b 昼間時間	
昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。		昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	20円35銭	19円08銭	
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	20円35銭 20円66銭	19円08銭 19円39銭	

現 行 (令和4年4月12日実施)

c 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	9円06銭
-------------	-------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だつて、原則として産業用電力 I の契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、産業用電力 A-I の適用を受ける場合は産業用電力 A に準じて算定し、産業用季特別電力 A-I の適用を受ける場合は産業用季特別電力 A に準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ 産業用電力 I の契約種別、負荷率別契約、かんがい排水用電力、深夜電力または第2深夜電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。また、産業用電力の契約種別、負荷率別契約、かんがい排水用電力、深夜電力または第2深夜電力から産業用電力 I の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。

ニ 産業用電力 A-I から産業用季特別電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 A-I を適用いたしません。また、産業用季特別電力 A-I から産業用電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用季特別電力 A-I を適用いたしません。

19 負 荷 率 別 契 約

(1) 適 用 範 囲

高压で電気の供給を受ける需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

(3) 算 定 対 象 基 準 電 力

算定対象基準電力は、(2)によって定めた値といたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は、(2)で定める契約電力に25 (自家発補給電力) (1)ロまたは(2)ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

c 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	9円06銭 9円59銭
-------------	---------------------------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だつて、原則として産業用電力 I の契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、産業用電力 A-I の適用を受ける場合は産業用電力 A に準じて算定し、産業用季特別電力 A-I の適用を受ける場合は産業用季特別電力 A に準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ 産業用電力 I の契約種別、~~負荷率別契約、または~~かんがい排水用電力、~~深夜電力または第2深夜電力~~から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。また、産業用電力の契約種別、~~負荷率別契約、または~~かんがい排水用電力、~~深夜電力または第2深夜電力~~から産業用電力 I の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。

ニ 産業用電力 A-I から産業用季特別電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力 A-I を適用いたしません。また、産業用季特別電力 A-I から産業用電力 A-I に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用季特別電力 A-I を適用いたしません。

~~19 負 荷 率 別 契 約~~

~~(1) 適 用 範 囲~~

~~高压で電気の供給を受ける需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。~~

~~(2) 契 約 電 力~~

~~契約電力は、業務用電力または産業用電力に準じて定めます。~~

~~(3) 算 定 対 象 基 準 電 力~~

~~算定対象基準電力は、(2)によって定めた値といたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は、(2)で定める契約電力に25 (自家発補給電力) (1)ロまたは(2)ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

2,046円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量をその1月の算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、別表12（日割計算の基本算式）(1)ハのとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(4) 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

~~契約電力1キロワットにつき~~

~~2,046円00銭~~

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量をその1月の算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、別表12（日割計算の基本算式）(1)ハのとおりといたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数	1キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	13円53銭	12円54銭
100時間をこえ200時間まで	12円41銭	11円52銭
200時間をこえ300時間まで	11円68銭	10円87銭
300時間をこえ400時間まで	11円29銭	10円51銭
400時間をこえる部分	11円16銭	10円39銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

(5) 契約超過金

契約超過金は、39 (契約超過金) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額 (消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息 (閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。) を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(6) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 業務用休日エコノミー電力A、業務用電力Iの契約種別、産業用電

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数	1キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	13円53銭	12円54銭
100時間をこえ200時間まで	12円41銭	11円52銭
200時間をこえ300時間まで	11円68銭	10円87銭
300時間をこえ400時間まで	11円29銭	10円51銭
400時間をこえる部分	11円16銭	10円39銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

(5) 契約超過金

契約超過金は、39 (契約超過金) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額 (消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息 (閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。) を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(6) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 業務用休日エコノミー電力A、業務用電力Iの契約種別、産業用電

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>力Ⅰの契約種別、負荷率別契約、かんがい排水用電力、深夜電力または第2深夜電力から業務用電力A、業務用季時別電力Aまたは産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、負荷率別契約を適用いたしません。</p> <p>ハ (3)で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、33（料金の算定）(1)ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。</p> <p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし、高压で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表10（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。</p> <p>(3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の20パー</p>	<p>力Ⅰの契約種別、負荷率別契約、かんがい排水用電力、深夜電力または第2深夜電力から業務用電力A、業務用季時別電力Aまたは産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、負荷率別契約を適用いたしません。</p> <p>ハ (3)で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、33（料金の算定）(1)ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。</p> <p>2019 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし、高压で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表107（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。</p> <p>(3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の20パー</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

セントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円03銭	13円91銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円73銭	12円74銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円61銭	12円62銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円45銭	13円38銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円27銭	12円30銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭	12円19銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	13円01銭	12円06銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

セントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、業務用電力Aまたは産業用電力Aの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円03銭 15円50銭	13円91銭 14円38銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円73銭 13円92銭	12円74銭 12円93銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円61銭 13円80銭	12円62銭 12円81銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円45銭 14円92銭	13円38銭 13円85銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円27銭 13円46銭	12円30銭 12円49銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭 13円32銭	12円19銭 12円38銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	13円01銭 13円20銭	12円06銭 12円25銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) ~~負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。</p> <p>(4) そ の 他</p> <p>イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または産業用電力に準ずるものいたします。</p> <p>21 臨時電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>高压で電気の供給を受け、契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限りま</p> <p>す。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、臨時電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>	<p>100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。</p> <p>(4) そ の 他</p> <p>イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または産業用電力に準ずるものいたします。</p> <p>2120 臨時電力 I</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>高压で電気の供給を受け、契約使用期間が1年未満の需要で、業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限りま</p> <p>す。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、臨時電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

イ 基本料金

基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円76銭	20円03銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円65銭	17円18銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、臨時電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力Iを適用いたします。

ハ 臨時電力の適用を受けるお客さまは、臨時電力Iに需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、臨時電力に準ずるものといたします。

料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、業務用電力A-Iまたは産業用電力A-Iの該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円76銭 22円23銭	20円03銭 20円50銭

(ロ) 産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円65銭 19円12銭	17円18銭 17円65銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、臨時電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力Iを適用いたします。

ハ 臨時電力の適用を受けるお客さまは、臨時電力Iに需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、臨時電力に準ずるものといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>22 かんがい排水用電力</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 期 間 契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。 イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、(4)に定める契約年度の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>(3) 契 約 使 用 期 間 契約使用期間は、契約期間内において、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>(4) 契 約 年 度 契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。</p> <p>(5) 契 約 電 力 契約電力は、産業用電力に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表10（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。</p> <p>(6) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定され</p>	<p>2221 かんがい排水用電力</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 期 間 契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。 イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、(4)(3)に定める契約年度の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>(3) 契 約 使 用 期 間 契約使用期間は、契約期間内において、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>(4)(3) 契 約 年 度 契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。</p> <p>(5)(4) 契 約 電 力 契約電力は、産業用電力に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表107（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。</p> <p>(6)(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

た離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

(イ) 基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	495円00銭
	標準電圧20,000ボルト以上 で供給を受ける場合	462円00銭

(ロ) 契約年度における基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものいたします。

なお、契約年度の中で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は、その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	11円03銭	10円28銭
	標準電圧20,000ボルト以上 で供給を受ける場合	10円87銭	10円10銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものいたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

~~なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。~~

イ 基本料金

(イ) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

~~なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	495円00銭 591円78銭
	標準電圧20,000ボルト以上 で供給を受ける場合	462円00銭 509円55銭

(ロ) 契約年度における基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものいたします。

なお、契約年度の中で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は、その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	11円03銭 11円41銭	10円28銭 10円66銭
	標準電圧20,000ボルト以上 で供給を受ける場合	10円87銭 11円02銭	10円10銭 10円25銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものいたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) ~~負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基~~

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。</p> <p>(7) そ の 他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ 契約使用期間満了にともなってお客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハ 契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は、当該契約年度の翌年度の1月の検針日といたします。ただし、契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。</p> <p>ニ その他の事項については、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>ただし、特別高压で電気の供給を受ける需要で、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ロ)に定める事項については、当社負担額はその60パーセントに相当する額といたします。</p> <p>23 深夜電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。</p> <p>なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1</p>	<p>準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。</p> <p>(7)(6) そ の 他</p> <p>イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>ロ 契約使用期間満了にともなってお客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>ハイ 契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は、当該契約年度の翌年度の1月の検針日といたします。ただし、契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。</p> <p>ニロ その他の事項については、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>ただし、特別高压で電気の供給を受ける需要で、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ロ)に定める事項については、当社負担額はその60パーセントに相当する額といたします。</p> <p>23 深夜電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。</p> <p>なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ワットとみなします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備の総入力 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表10（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>(ロ) 契約受電設備の総容量 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表10（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。 ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次のaによってえた値について別表10（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。 a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計 b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合 (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま す。 (ロ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>(3) 供 給 条 件 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ハ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、63（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課</p>	<p>ワットとみなします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備の総入力 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表10（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>(ロ) 契約受電設備の総容量 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表10（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。 ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次のaによってえた値について別表10（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。 a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計 b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合 (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま す。 (ロ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>(3) 供 給 条 件 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ハ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、63（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 719 819 775">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="819 719 1070 775">181円50銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	181円50銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 719 1628 775">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1628 719 1879 775">181円50銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	181円50銭
契約電力1キロワットにつき	181円50銭				
契約電力1キロワットにつき	181円50銭				
<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 911 819 967">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="819 911 1070 967">8円62銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	8円62銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 911 1628 967">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1628 911 1879 967">8円62銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	8円62銭
1キロワット時につき	8円62銭				
1キロワット時につき	8円62銭				
<p>(5) そ の 他 イ 深夜電力から第2深夜電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をともなわない限り、深夜電力を適用いたしません。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p>	<p>(5) そ の 他 イ 深夜電力から第2深夜電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をともなわない限り、深夜電力を適用いたしません。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p>				
<p>24 第2 深夜電力</p> <p>(1) 適用範囲 高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、深夜電力に準じて定めます。</p>	<p>24 第2 深夜電力</p> <p>(1) 適用範囲 高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、深夜電力に準じて定めます。</p>				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>(3) 供給条件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、62(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>(3) 供給条件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、62(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 1201 819 1257">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="819 1201 1070 1257">231円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	231円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 1201 1628 1257">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1628 1201 1879 1257">231円00銭</td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	231円00銭
契約電力1キロワットにつき	231円00銭				
契約電力1キロワットにつき	231円00銭				
<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 1393 819 1449">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="819 1393 1070 1449">9円94銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	9円94銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 1393 1628 1449">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1628 1393 1879 1449">9円94銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	9円94銭
1キロワット時につき	9円94銭				
1キロワット時につき	9円94銭				

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(5) そ の 他</p> <p>イ 第2深夜電力から深夜電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとまなわない限り、第2深夜電力を適用いたしません。</p> <p>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>25 自家発補給電力</p> <p>(1) 業務用自家発補給電力</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力を契約していただきます。</p> <p>また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渾水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>a 予備発電設備が設置されている場合</p> <p>お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値</p> <p>なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。</p> <p>b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合</p> <p>お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し</p>	<p>(5) そ の 他</p> <p>イ 第2深夜電力から深夜電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとまなわない限り、第2深夜電力を適用いたしません。</p> <p>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>25.22 自家発補給電力</p> <p>(1) 業務用自家発補給電力</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力を契約していただきます。</p> <p>また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渾水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>a 予備発電設備が設置されている場合</p> <p>お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値</p> <p>なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。</p> <p>b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合</p> <p>お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,250円60銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,129円60銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,057円00銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,250円60銭 2,347円38銭
	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,129円60銭 2,177円15銭
	標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	2,057円00銭 2,104円55銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	675円40銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	639円10銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	617円10銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円01銭	12円99銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円83銭	11円90銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円71銭	11円79銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	16円85銭	15円55銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	15円36銭	14円22銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	15円21銭	14円07銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 業務用自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	675円40銭 723円79銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	639円10銭 662円88銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	617円10銭 640円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円01銭 14円39銭	12円99銭 13円37銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円83銭 12円98銭	11円90銭 12円05銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円71銭 12円86銭	11円79銭 11円94銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	16円85銭 17円23銭	15円55銭 15円93銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	15円36銭 15円51銭	14円22銭 14円37銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	15円21銭 15円36銭	14円07銭 14円22銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 業務用自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。</p> <p>ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 (イ) 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。</p> <p>a 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常</p>	<p>の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。</p> <p>ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 (イ) 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。</p> <p>a 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>時供給分の平均電力</p> <p>b 業務用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 業務用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(d) 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>(v) 使用電力量の区分 業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト そ の 他</p> <p>(i) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p> <p>(ii) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(vi) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 産業用自家発補給電力</p> <p>イ 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、産業用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、産業用自家発補給電力を契約していただきます。 また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ハ 料 金</p>	<p>時供給分の平均電力</p> <p>b 業務用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 業務用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(d) 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>(v) 使用電力量の区分 業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト そ の 他</p> <p>(i) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p> <p>(ii) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(vi) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 産業用自家発補給電力</p> <p>イ 適 用 範 囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、産業用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、産業用自家発補給電力を契約していただきます。 また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ハ 料 金</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,250円60銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,129円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,984円40銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,250円60銭 2,347円38銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,129円60銭 2,177円15銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭 2,104円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,984円40銭 2,031円95銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	449円90銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	425円70銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	411円40銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	397円10銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	13円49銭	12円51銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円40銭	11円51銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円26銭	11円40銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	12円15銭	11円30銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	16円17銭	14円95銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円82銭	13円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円67銭	13円58銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	14円50銭	13円44銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	449円90銭 498円29銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	425円70銭 449円48銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	411円40銭 435円18銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	397円10銭 420円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	13円49銭 13円87銭	12円51銭 12円89銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円40銭 12円55銭	11円51銭 11円66銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円26銭 12円41銭	11円40銭 11円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	12円15銭 12円30銭	11円30銭 11円45銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	16円17銭 16円55銭	14円95銭 15円33銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円82銭 14円97銭	13円71銭 13円86銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円67銭 14円82銭	13円58銭 13円73銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	14円50銭 14円65銭	13円44銭 13円59銭

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(イ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>ニ 産業用自家発補給電力の使用</p> <p>(イ) お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が17（産業用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。</p> <p>ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p>	<p>(イ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>ニ 産業用自家発補給電力の使用</p> <p>(イ) お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が17（産業用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。</p> <p>ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で、産業用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。</p> <p>a 産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</p> <p>b 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 産業用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(d) 産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>(v) 使用電力量の区分</p> <p>産業用自家発補給電力の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト そ の 他</p> <p>(i) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</p> <p>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ii) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p>	<p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。</p> <p>a 産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</p> <p>b 産業用自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 産業用自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(d) 産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>(v) 使用電力量の区分</p> <p>産業用自家発補給電力の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト そ の 他</p> <p>(i) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</p> <p>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ii) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(v) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p>
<p>26 自家発補給電力 I</p> <p>(1) 業務用自家発補給電力 I</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、業務用自家発補給電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(v)によって力率割</p>	<p>2623 自家発補給電力 I</p> <p>(1) 業務用自家発補給電力 I</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、業務用自家発補給電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(v)によって力率割</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

契約電力1キロワットにつき	1,452円00銭
---------------	-----------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

契約電力1キロワットにつき	435円60銭
---------------	---------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~27,400円~~別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

契約電力1キロワットにつき	1,452円00銭 1,548円78銭
---------------	-----------------------------------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

契約電力1キロワットにつき	435円60銭 483円99銭
---------------	-------------------------------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

a 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	20円18銭	18円60銭

b a 以外の場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	24円54銭	22円55銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用自家発補給電力に準ずるものといいたします。

ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(i) 使用電力量は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といいたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといいたします。

a 業務用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 業務用自家発補給電力 I の使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 業務用自家発補給電力 I の使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ii) 業務用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力 I の使用電力量といいたします。

(v) 使用電力量の区分

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

a 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	20円18銭 20円56銭	18円60銭 18円98銭

b a 以外の場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	24円54銭 24円92銭	22円55銭 22円93銭

(v) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用自家発補給電力に準ずるものといいたします。

ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(i) 使用電力量は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といいたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に、休日平日別に計量している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといいたします。

a 業務用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 業務用自家発補給電力 I の使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 業務用自家発補給電力 I の使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ii) 業務用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力 I の使用電力量といいたします。

(v) 使用電力量の区分

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。</p> <p>なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) 業務用自家発補給電力Ⅰから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。</p> <p>(ニ) 業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて、負荷率別契約の適用を受けることはできません。</p> <p>(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 産業用自家発補給電力Ⅰ</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、契約電力が500キロワット未満、かつ、産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、産業用自家発補給電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均</p>	<p>業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。</p> <p>なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) 業務用自家発補給電力Ⅰから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。</p> <p>(ニ) 業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて、負荷率別契約の適用を受けることはできません。</p> <p>(ホ) (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 産業用自家発補給電力Ⅰ</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、契約電力が500キロワット未満、かつ、産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>ロ 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、産業用自家発補給電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサ</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,512円50銭
---------------	-----------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	302円50銭
---------------	---------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円33銭	16円00銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円96銭	19円31銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

ルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,512円50銭 1,609円28銭
---------------	-----------------------------------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	302円50銭 350円89銭
---------------	-------------------------------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円33銭 17円71銭	16円00銭 16円38銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円96銭 21円34銭	19円31銭 19円69銭

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(イ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、産業用自家発補給電力に準ずるものとしていたします。</p> <p>ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。</p> <p>a 産業用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</p> <p>b 産業用自家発補給電力 I の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 産業用自家発補給電力 I の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力 I の使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分 産業用自家発補給電力 I の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力 I の最大需要電力に産業用自家発補給電力 I の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</p> <p>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) 産業用自家発補給電力 I から産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用自家発補</p>	<p>(イ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、産業用自家発補給電力に準ずるものとしていたします。</p> <p>ニ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力 I の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力 I の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。</p> <p>a 産業用自家発補給電力 I の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</p> <p>b 産業用自家発補給電力 I の使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 産業用自家発補給電力 I の使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(ロ) 産業用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力 I の使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分 産業用自家発補給電力 I の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力 I の最大需要電力に産業用自家発補給電力 I の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</p> <p>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) 産業用自家発補給電力 I から産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用自家発補</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>給電力 I を適用いたしません。</p> <p>(ニ) 産業用自家発補給電力 I とあわせて、負荷率別契約の適用を受けることはできません。</p> <p>(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用自家発補給電力に準ずるものいたします。</p>	<p>給電力 I を適用いたしません。</p> <p>(ニ) 産業用自家発補給電力 I とあわせて、負荷率別契約の適用を受けることはできません。</p> <p>(ホ) (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用自家発補給電力に準ずるものいたします。</p>
<p>27 予 備 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力、業務用電力 I、産業用電力、産業用電力 I または負荷率別契約のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</p> <p>イ 予 備 電 線</p> <p>常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>ロ 予 備 電 源</p> <p>常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものいたします。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えた</p>	<p>2724 予 備 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力、業務用電力 I、産業用電力、または産業用電力 I または 負荷率別契約のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</p> <p>イ 予 備 電 線</p> <p>常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>ロ 予 備 電 源</p> <p>常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものいたします。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イ</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

ものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予 備 線	予 備 電 源
契 約 電 力 1キロボルト につき	高压で常時供給を受ける場合	77円00銭	99円00銭
	特別高压で常時供給を受ける場合	66円00銭	110円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

28 蓄熱・電化契約

(1) 蓄熱調整契約

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、ロに

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

によって算定された離島平均燃料価格が~~52,500円~~別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニへによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高压で常時供給を受け、かつ、高压で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予 備 線	予 備 電 源
契 約 電 力 1キロボルト につき	高压で常時供給を受ける場合	77円00銭 84円66銭	99円00銭 109円00銭
	特別高压で常時供給を受ける場合	66円00銭 67円00銭	110円00銭 107円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

2825 蓄熱・電化契約

(1) 蓄熱調整契約

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、ロに

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>ロ 時間帯区分 時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>ハ 料 金 各月の料金は、業務用電力の契約種別、業務用電力Ⅰの契約種別、産業用電力の契約種別、産業用電力Ⅰの契約種別または負荷率別契約によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。</p> <p>(イ) 蓄熱割引額 蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。</p> <p>a 業務用電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用電力Aの夏季料金} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>b 業務用季時別電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用季時別電力Aの夜間} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>c 業務用休日エコノミー電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用休日エコノミー電力Aの夏季} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{もしくはその他季休日料金または} - \text{蓄熱単価} \right. \\ \left. \text{夏季もしくはその他季平日料金} \right]$ <p>この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力</p>	<p>定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>ロ 時間帯区分 時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>ハ 料 金 各月の料金は、業務用電力の契約種別、業務用電力Ⅰの契約種別、産業用電力の契約種別、産業用電力Ⅰの契約種別または負荷率別契約によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。</p> <p>(イ) 蓄熱割引額 蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。</p> <p>a 業務用電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用電力Aの夏季料金} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>b 業務用季時別電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用季時別電力Aの夜間} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>c 業務用休日エコノミー電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{蓄熱電力量} \times \left[\text{業務用休日エコノミー電力Aの夏季} \begin{matrix} \text{(ロ)} \\ \text{の} \end{matrix} \right. \\ \left. \text{もしくはその他季休日料金または} - \text{蓄熱単価} \right. \\ \left. \text{夏季もしくはその他季平日料金} \right]$ <p>この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。</p> <p>d 業務用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用電力A-Iの夏季}_{(2)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>e 業務用季特別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用季特別電力A-I}_{(2)} \text{の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>f 業務用休日エコノミー電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用休日エコノミー電力A-I}_{(2)} \text{の夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。</p> <p>g 産業用電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用電力Aの夏季}_{(2)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>h 産業用季特別電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用季特別電力Aの夜間}_{(2)} \text{の時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>i 産業用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用電力A-Iの夏季}_{(2)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iの夏季料</p>	<p>量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。</p> <p>d 業務用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用電力A-Iの夏季}_{(2)(4)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>e 業務用季特別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用季特別電力A-I}_{(2)(4)} \text{の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>f 業務用休日エコノミー電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{業務用休日エコノミー電力A-I}_{(2)(4)} \text{の夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。</p> <p>g 産業用電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用電力Aの夏季}_{(2)(4)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力Aの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力Aのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>h 産業用季特別電力Aとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用季特別電力Aの夜間}_{(2)(4)} \text{の時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>i 産業用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用電力A-Iの夏季}_{(2)(4)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iの夏季料</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>j 産業用季時別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用季時別電力A-Iの(イ)の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>k 負荷率別契約として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{(ホ)の夏季またはその他季の(イ)の電力量料金単価} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、(ホ)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(ホ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p> <p>(ロ) 蓄熱電力量</p> <p>蓄熱電力量は、ニにより計量された夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(ハ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>(ニ) 控除電力量</p> <p>控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。)を乗じてえた値といたします。この場合、控除率は、別表13(標準控除率表)に定める値、または蓄熱槽を有する負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の稼動状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p>	<p>金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>j 産業用季時別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用季時別電力A-Iの(イ)の(ハ)の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>k 負荷率別契約として電気の供給を受ける場合</p> $\text{蓄熱} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{(ホ)の夏季またはその他季の(イ)の(ハ)の電力量料金単価} - \text{蓄熱単価} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、(ホ)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(ホ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p> <p>(ロ) 蓄熱電力量</p> <p>蓄熱電力量は、ニにより計量された夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(ハ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>蓄熱電力量は、別表9(蓄熱電力量協定基準)に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(ニ) 控除電力量</p> <p>控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。)を乗じてえた値といたします。この場合、控除率は、別表13(標準控除率表)に定める値、または蓄熱槽を有する負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の稼動状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

(二) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量 1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	7円41銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	7円14銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	7円09銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	7円03銭

(三) 負荷率別契約における電力量料金単価

負荷率別契約における電力量料金単価は、その1月の使用電力量(蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。)について、19(負荷率別契約)(4)ロにより算定された電力量料金(燃料費調整額を含まないものといたします。)をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

(四) 単位および端数処理

- a 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- b 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。
- c 負荷率別契約における電力量料金単価は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 夜間使用電力量の計量

(イ) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(ロ) 夜間使用電力量の計量は、32(使用電力量等の計量)に準じて行ないます。

(ハ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ホ 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(イ) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(ロ)によるものといたします。

- a 別表14(調整期間および調整時間)(2)に定める調整時間に蓄熱

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~(二)~~蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量 1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	7円41銭 7円84銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	7円14銭 7円31銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	7円09銭 7円26銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	7円03銭 7円20銭

~~(三)負荷率別契約における電力量料金単価~~

~~負荷率別契約における電力量料金単価は、その1月の使用電力量(蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。)について、19(負荷率別契約)(4)ロにより算定された電力量料金(燃料費調整額を含まないものといたします。)をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。~~

~~(四)単位および端数処理~~

- ~~a 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~
- ~~b 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。~~
- ~~c 負荷率別契約における電力量料金単価は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~ニ 夜間使用電力量の計量~~

~~(イ) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。~~

~~(ロ) 夜間使用電力量の計量は、32(使用電力量等の計量)に準じて行ないます。~~

~~(ハ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。~~

~~ホニ~~自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(イ) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(ロ)によるものといたします。

- a 別表~~14~~10(調整期間および調整時間)(2)に定める調整時間に蓄熱

現 行 (令和4年4月12日実施)

式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

- b 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。
- (ii) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、ハによって算定された金額から a によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

- a 蓄熱ピーク調整割引額
蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = b \text{ の契約調整電力} \times \text{調整時間} \times c \text{ の割引単価}$$

- b 契約調整電力
契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- c 割引単価
割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力 1キロワット 1時間につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,067円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,039円50銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,012円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	984円50銭

- へ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い
- (i) 空調システム、給湯および暖房等の蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は、ハによって算定された金額から(ii)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
- (ii) 蓄熱ピークシフト割引額
蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

- b 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。
- (ii) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、ハによって算定された金額から a によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

- a 蓄熱ピーク調整割引額
蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = b \text{ の契約調整電力} \times \text{調整時間} \times c \text{ の割引単価}$$

- b 契約調整電力
契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- c 割引単価
割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力 1キロワット 1時間につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,067円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,039円50銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,012円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	984円50銭

- △ホ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い
- (i) 空調システム、給湯および暖房等の蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は、ハによって算定された金額から(ii)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
- (ii) 蓄熱ピークシフト割引額
蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

ただし、まったく電気を使用しない場合の(=)の割引単価は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = \text{(A)の蓄熱ピークシフト電力} \times \text{(=)の割引単価}$$

(A) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、次のとおり定めるものといたします。

a 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

蓄熱ピークシフト電力は、1年を通じての夜間時間の最大需要電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値といたします。ただし、この場合の蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

b 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(=) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

a 業務用電力の契約種別、産業用電力の契約種別および負荷率別契約の場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,739円10銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,645円60銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,589円50銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1,533円40銭

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

ただし、まったく電気を使用しない場合の(=)の割引単価は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = \text{(A)の蓄熱ピークシフト電力} \times \text{(=)の割引単価}$$

(A) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、次のとおり定めるものといたします。

a 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

蓄熱ピークシフト電力は、1年を通じての夜間時間の最大需要電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値といたします。ただし、この場合の蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

b 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(=) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

a 業務用電力の契約種別、~~おおよび~~産業用電力の契約種別~~および負荷率別契約~~の場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,739円10銭 1,821円36銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,645円60銭 1,686円02銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,589円50銭 1,629円92銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	1,533円40銭 1,573円82銭

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>b 業務用電力 I の契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="338 236 1070 293"> <tr> <td>蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき</td> <td>1,122円00銭</td> </tr> </table>	蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,122円00銭	<p>b 業務用電力 I の契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 236 1879 293"> <tr> <td>蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき</td> <td>1,122円00銭 1,204円26銭</td> </tr> </table>	蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,122円00銭 1,204円26銭
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,122円00銭				
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,122円00銭 1,204円26銭				
<p>c 産業用電力 I の契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="338 394 1070 451"> <tr> <td>蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき</td> <td>1,168円75銭</td> </tr> </table>	蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,168円75銭	<p>c 産業用電力 I の契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 394 1879 451"> <tr> <td>蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき</td> <td>1,168円75銭 1,251円01銭</td> </tr> </table>	蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,168円75銭 1,251円01銭
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,168円75銭				
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,168円75銭 1,251円01銭				
<p>(ホ) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>(ハ) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。</p> <p>なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。</p> <p>ト そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(2) 電化厨房契約</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 別表15（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。</p> <p>(ロ) 電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>	<p>(ホ) 当社または当該配電事業者は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>(ハ) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。</p> <p>なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。</p> <p>トへ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(2) 電化厨房契約</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要で、かつ、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 別表15(イ)（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。</p> <p>(ロ) 電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>				

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）				
<p>(イ) 電化厨房割引額 電化厨房割引額は、その1月の電化厨房電力量により、次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額＝(ロ)の電化厨房電力量×(ハ)の割引単価</p> <p>(ロ) 電化厨房電力量 電化厨房電力量は、ハにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 割 引 単 価 割引単価は、次のとおりといたします。</p>	<p>(イ) 電化厨房割引額 電化厨房割引額は、その1月の電化厨房電力量により、次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額＝(ロ)の電化厨房電力量×(ハ)の割引単価</p> <p>(ロ) 電化厨房電力量 電化厨房電力量は、ハにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。電化厨房電力量は、別表12（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(ハ) 割 引 単 価 割引単価は、次のとおりといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 560 815 614">電化厨房電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="815 560 1070 614">3円30銭</td> </tr> </table>	電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 560 1624 614">電化厨房電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1624 560 1879 614">3円30銭</td> </tr> </table>	電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭				
電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭				
<p>ハ 電化厨房電力量の計量</p> <p>(イ) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。 なお、この場合、専用の電路を施設し、原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。</p> <p>(ロ) 電化厨房電力量の計量は、32（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>ニ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(3) オール電化割引</p> <p>イ 適 用 範 囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 需要場所における給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。</p> <p>(ロ) 電化厨房機器を使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。</p> <p>ロ 料 金 各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から</p>	<p>ハ 電化厨房電力量の計量</p> <p>(イ) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。 なお、この場合、専用の電路を施設し、原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。</p> <p>(ロ) 電化厨房電力量の計量は、32（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>ニハ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(3) オール電化割引</p> <p>イ 適 用 範 囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 需要場所における給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。</p> <p>(ロ) 電化厨房機器を使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。</p> <p>ロ 料 金 各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から</p>				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>(イ)によって算定された金額(以下「オール電化割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。</p> <p>(イ) オール電化割引額 オール電化割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。 ただし、次により算定された金額が(ロ)に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、(ロ)に定めるオール電化割引上限額といたします。</p> $\text{オール電化割引額} = \text{(ロ)のオール電化割引対象額} \times \text{(ハ)のオール電化割引率}$ <p>(ロ) オール電化割引対象額 オール電化割引対象額は、各契約種別によって料金として算定された金額から、当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。</p> <p>(ハ) オール電化割引率 オール電化割引率は、5パーセントといたします。</p> <p>(ニ) オール電化割引上限額 オール電化割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>(イ)によって算定された金額(以下「オール電化割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。</p> <p>(イ) オール電化割引額 オール電化割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。 ただし、次により算定された金額が(ロ)に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、(ロ)に定めるオール電化割引上限額といたします。</p> $\text{オール電化割引額} = \text{(ロ)のオール電化割引対象額} \times \text{(ハ)のオール電化割引率}$ <p>(ロ) オール電化割引対象額 オール電化割引対象額は、各契約種別によって料金として算定された金額から、当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。</p> <p>(ハ) オール電化割引率 オール電化割引率は、5パーセントといたします。</p> <p>(ニ) オール電化割引上限額 オール電化割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 751 779 805">1 契約につき</td> <td data-bbox="779 751 1070 805">550,000円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	550,000円00銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 751 1588 805">1 契約につき</td> <td data-bbox="1588 751 1879 805">550,000円00銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	550,000円00銭
1 契約につき	550,000円00銭				
1 契約につき	550,000円00銭				
<p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、オール電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) この割引は、お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し、この割引の契約が成立した日以降適用いたします。</p> <p>(ハ) お客さまが、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(ニ) オール電化需要でないことが明らかになった場合は、46(違約金)に準じて違約金を申し受けます。ただし、(ハ)による申し出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>(ホ) 当社は、34(日割計算)に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。</p> <p>(4) 電化空調割引 イ 適用範囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。</p>	<p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、オール電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) この割引は、お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し、この割引の契約が成立した日以降適用いたします。</p> <p>(ハ) お客さまが、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(ニ) オール電化需要でないことが明らかになった場合は、4643(違約金)に準じて違約金を申し受けます。ただし、(ハ)による申し出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>(ホ) 当社は、3431(日割計算)に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。</p> <p>(4) 電化空調割引 イ 適用範囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要で、かつ、この割引の適用を希望される場合に適用いたします。</p>				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>(イ) (1)の適用を受ける需要であること。</p> <p>(ロ) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。</p> <p>なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式または交流3相4線式とし、定格電圧は200ボルト以上といたします。</p> <p>ロ 時間帯区分 時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) オフピーク時間 ピーク時間以外の時間をいいます。</p> <p>ハ 料 金 各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>(イ) 電化空調割引額 電化空調割引額は、その1月の電化空調電力量により、次のとおり算定いたします。</p> <p>電化空調割引額=(ロ)の電化空調電力量×(ニ)の割引単価</p> <p>(ロ) 電化空調電力量 電化空調電力量は、ニにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。</p> <p>なお、各月における電化空調電力量は、(ハ)に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。</p> <p>(イ) 電化空調上限電力量 各月の電化空調上限電力量は、(1)ハ(ロ)に定めるその1月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に3を乗じてえた値といたします。ただし、蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は、蓄熱電力量に3を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に3を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。</p> <p>(ニ) 割 引 単 価 割引単価は、次のとおりといたします。</p>	<p>(イ) (1)の適用を受ける需要であること。</p> <p>(ロ) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。</p> <p>なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式または交流3相4線式とし、定格電圧は200ボルト以上といたします。</p> <p>ロ 時間帯区分 時間帯区分は、3（定義）にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) オフピーク時間 ピーク時間以外の時間をいいます。</p> <p>ハ 料 金 各月の料金は、各契約種別によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>(イ) 電化空調割引額 電化空調割引額は、その1月の電化空調電力量により、次のとおり算定いたします。</p> <p>電化空調割引額=(ロ)の電化空調電力量×(ニ)の割引単価</p> <p>(ロ) 電化空調電力量 電化空調電力量は、ニにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。 電化空調電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、各月における電化空調電力量は、(ハ)に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。</p> <p>(イ) 電化空調上限電力量 各月の電化空調上限電力量は、(1)ハ(ロ)に定めるその1月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に3を乗じてえた値といたします。ただし、蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は、蓄熱電力量に3を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に3を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。</p> <p>(ニ) 割 引 単 価 割引単価は、次のとおりといたします。</p>				
<table border="1" data-bbox="338 1361 1070 1417"> <tr> <td data-bbox="338 1361 817 1417">電化空調電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="817 1361 1070 1417">3円30銭</td> </tr> </table>	電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭	<table border="1" data-bbox="1146 1361 1879 1417"> <tr> <td data-bbox="1146 1361 1626 1417">電化空調電力量1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1626 1361 1879 1417">3円30銭</td> </tr> </table>	電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭
電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭				
電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ニ 電化空調電力量の計量</p> <p>(イ) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>(ロ) 電化空調電力量の計量は、32（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化空調電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、電気空調システムの内容の変更等をされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、この割引の適用を開始し、またはこの割引の契約が消滅した場合は、電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。</p>	<p>ニ 電化空調電力量の計量</p> <p>(イ) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>(ロ) 電化空調電力量の計量は、32（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化空調電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>ホニ そ の 他</p> <p>(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) お客さまが、電気空調システムの内容の変更等をされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、この割引の適用を開始し、またはこの割引の契約が消滅した場合は、電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

IV 料金の算定および支払い

29 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

30 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

IV 料金の算定および支払い

2926 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

3027 検 針 日

検針日は、次により、**当社または当該配電事業者**が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（**当社または当該配電事業者**がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) **当社または当該配電事業者**は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) **当社または当該配電事業者**は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>31 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。</p> <p>(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。</p> <p>32 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(8)および(9)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</p> <p>イ 30（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p>	<p>3128 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。</p> <p>(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。また、15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）(4)もしくは17（産業用電力）(4)に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は、需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合、変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。</p> <p>3129 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(8)および(9)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</p> <p>イ 3027（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、3330（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ロ 30（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 30（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ニ 30（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 業務用季特別電力A、業務用季特別電力A-I、産業用季特別電力Aおよび産業用季特別電力A-Iの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの使用電力量の計量は、原則として休日平日別に行ないます。</p> <p>(3) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(iii)および(iv)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>(4) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。</p>	<p>ロ 3027（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、3330（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 3027（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、3330（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ニ 3027（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、3330（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 業務用季特別電力A、業務用季特別電力A-I、産業用季特別電力Aおよび産業用季特別電力A-Iの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの使用電力量の計量は、原則として休日平日別に計量を行ないます。</p> <p>(3) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(iii)および(iv)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>(4) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(6) 使用電力量または最大需要電力は、(5)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p> <p>(7) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(8) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。</p> <p>(9) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-I、負荷率別契約またはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、(8)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。</p> <p>(10) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-I、負荷率別契約またはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(9)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>なお、(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(9)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>(11) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(12)の場合を除き、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(3)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>(12) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表11（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社と</p>	<p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(6) 使用電力量または最大需要電力は、(5)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p> <p>(7) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(8) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、原則として、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。</p> <p>(9) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-I、負荷率別契約またはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、(8)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。</p> <p>(10) 業務用電力A、業務用電力A-I、産業用電力A、産業用電力A-I、負荷率別契約またはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(9)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>なお、(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(9)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>(11) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(12)の場合を除き、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(3)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>(12) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表11（使用電力量等の協定）を基準として託送約款等に定める</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>の協議によって定めます。</p> <p>33 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 31 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ニ 31 (料金の算定期間) (2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>34 日割計算</p> <p>(1) 当社は、33 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表12 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表12 (日割計算の基本算式) (1)ロにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表12 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 33 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、33 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表12 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p>	<p>ところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>3330 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 3128 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5を上回り、または下回るとき。</p> <p>ニ 3128 (料金の算定期間) (2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>3431 日割計算</p> <p>(1) 当社は、3330 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表128 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表128 (日割計算の基本算式) (1)ロにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表128 (日割計算の基本算式) (1)ニハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 3330 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、3330 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表128 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p> <p>35 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。</p> <p>イ 30（検針日）(6)の場合の料金または32（使用電力量等の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、32（使用電力量等の計量）(12)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。</p> <p>(2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>ロ お客さまが、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合</p> <p>ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>ニ お客さまが、公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(3) お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。</p> <p>イ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>ロ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の</p>	<p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p> <p>3532 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。</p> <p>イ 3027（検針日）(6)の場合の料金または3229（使用電力量等の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、3229（使用電力量等の計量）(12)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。</p> <p>(2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>ロ お客さまが、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合</p> <p>ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>ニ お客さまが、公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(3) お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。</p> <p>イ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>ロ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>(4) お客さまが②イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。</p> <p>36 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 この場合、料金の口座振替日は35（料金の支払義務および支払期日）②にかかわらず、当社の指定した日といたします。 ただし、35（料金の支払義務および支払期日）②イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を①イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、①ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。</p> <p>(3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。</p>	<p>翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>なお、②イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。</p> <p>(4) お客さまが②イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。</p> <p>3633 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 この場合、料金の口座振替日は3532（料金の支払義務および支払期日）②にかかわらず、当社の指定した日といたします。 ただし、3532（料金の支払義務および支払期日）②イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を①イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、①ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。</p> <p>(3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたしま</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 30（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までの算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(7) 臨時電力、臨時電力Ⅰおよびかんがい排水用電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金について利息を付しません。</p>	<p>す。)を申し受けます。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 3027（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までの算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(7) 臨時電力、臨時電力Ⅰおよびかんがい排水用電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金について利息を付しません。</p>
<p>37 保 証 金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。</p> <p>なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。</p>	<p>3734 保 証 金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。</p> <p>なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</p> <p>(5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、あらかじめ(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。</p> <p>(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約電力を増加される場合は、あらかじめ(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金との差額を預けていただきます。</p> <p>(7) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、保証金をお返すことがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。</p>	<p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</p> <p>(5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、あらかじめ(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。</p> <p>(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約電力を増加される場合は、あらかじめ(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金との差額を預けていただきます。</p> <p>(7) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、保証金をお返すことがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

V 使用および供給

38 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

39 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

40 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

41 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾して

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

V 使用および供給

3835 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

3936 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社**または当該配電事業者**の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

4037 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、**託送約款等に定めるところにより**、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社**または当該配電事業者**は、技術上必要がある場合には、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

4138 需要場所への立入りによる業務の実施

当社**または当該配電事業者**は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（**需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。**）には、

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>いただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 74（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 43（供給の停止）、53（需給契約の消滅）または55（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務</p> <p>42 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。</p> <p>なお、この場合には、当社は、発電設備系統連系サービス要綱により、当該発電設備について、アンシラリーサービス料を申し受けます。</p>	<p>正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 7458（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 4340（供給の停止）、5350（需給契約の消滅）または5552（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務</p> <p>4239 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。</p> <p>なお、この場合には、当社は、発電設備系統連系サービス要綱により、当該発電設備について、アンシラリーサービス料を申し受けます。</p> <p>なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>43 供給の停止</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 61（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、35〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）</p> <p>ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 産業用電力、産業用電力 I、かんがい排水用電力、深夜電力、第2深夜電力、産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力 I の</p>	<p>4340 供給の停止</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 61（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、35³²〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）</p> <p>ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ かんがい排水用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ロ かんがい排水用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>(4)(4) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 産業用電力、産業用電力 I、かんがい排水用電力、深夜電力、第2深夜電力、産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力 I の</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>場合または負荷率別契約、臨時電力、臨時電力 I もしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。</p> <p>ホ かんがい排水用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>へ かんがい排水用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト 深夜電力または第2 深夜電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>チ 41（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>リ 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、38（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6) (1)から(5)によって供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を停止するために適当な処置を行いません。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>44 供給停止の解除</p> <p>43（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p>45 供給停止期間中の料金</p> <p>43（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を34（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>	<p>場合または負荷率別契約、臨時電力、臨時電力 I もしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。</p> <p>ホ かんがい排水用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>へ かんがい排水用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト 深夜電力または第2 深夜電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>チ 4138（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>リ 4239（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4)(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、3835（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(5)(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6)(7) (1)から(5)(6)によって供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を停止するために適当な処置を行いません。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>4441 供給停止の解除</p> <p>4340（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p>4542 供給停止期間中の料金</p> <p>4340（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を3431（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>46 違 約 金</p> <p>(1) お客さまが43 (供給の停止) (3)ロ, ハ, ニ, ホまたはへに該当し, そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には, 当社は, その免れた金額の3倍に相当する金額を, 違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は, この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と, 不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は, 6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>47 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は, 次の場合には, 供給時間中に電気の供給を中止し, またはお客さまに電気の使用を制限し, もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ, または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検, 修繕, 変更その他の工事中やむをえない場合</p> <p>ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1)の場合には, 当社は, あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし, 緊急やむをえない場合は, この限りではありません。</p> <p>48 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は, 47 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって, 電気の供給を中止し, または電気の使用を制限し, もしくは中止した場合には, 次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし, その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は, そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合 (高压で電気の供給を受ける場合に限ります。)</p> <p>(i) 割 引 の 対 象</p> <p>基本料金 (力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。) といたします。ただし, 33 (料金の算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ii) 割 引 率</p> <p>1月中の制限し, または中止した延べ日数1日ごとに4パーセン</p>	<p>4643 違 約 金</p> <p>(1) お客さまが4340 (供給の停止) (3)もしくは(4)ロからニ, ハ, ニ, ホまたはへまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し, そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には, 当社は, その免れた金額の3倍に相当する金額を, 違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は, この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と, 不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は, 6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>4744 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社または当該配電事業者は, 次の場合には, 託送約款等に定めるところにより, 供給時間中に電気の供給を中止し, またはお客さまに電気の使用を制限し, もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ, または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検, 修繕, 変更その他の工事中やむをえない場合</p> <p>ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1)の場合には, 当社は, あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし, 緊急やむをえない場合は, この限りではありません。</p> <p>4845 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社または当該配電事業者は, 4744 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって, 電気の供給を中止し, または電気の使用を制限し, もしくは中止した場合には, 当社は, 次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし, その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は, そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合 (高压で電気の供給を受ける場合に限ります。)</p> <p>(i) 割 引 の 対 象</p> <p>基本料金 (力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。) といたします。ただし, 3330 (料金の算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ii) 割 引 率</p> <p>1月中の制限し, または中止した延べ日数1日ごとに4パーセン</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>トといたします。</p> <p>(v) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(i) 割引の対象 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）(i)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ii) 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。</p> <p>(vi) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。 なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。</p> <p>a 需要電力を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ <p>H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値</p> <p>b 使用電力量を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B = 制限時間中の使用電力量</p> <p>c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。</p>	<p>トといたします。</p> <p>(v) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>(i) 割引の対象 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、3330（料金の算定）(i)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ii) 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。</p> <p>(vi) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。 なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。</p> <p>a 需要電力を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ <p>H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値</p> <p>b 使用電力量を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B = 制限時間中の使用電力量</p> <p>c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 深夜電力および第2深夜電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。</p>	<p>(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 深夜電力および第2深夜電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。</p>
<p>49 損害賠償の免責</p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 47（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4) 43（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または55（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p>	<p>4946 損害賠償の免責</p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 4744（供給の中止または使用の制限もしくは中止）47によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>(4) 4340（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または5552（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</p>
<p>50 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修 理 費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>5047 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イイ 修理可能な場合 修 理 費</p> <p>ロロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>

VI 契約の変更および終了

VI 契約の変更および終了

51 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

5148 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

52 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

5249 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

53 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものいたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社は、原則としてその廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

ロ 55（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものいたします。

(2) 当社は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を

5350 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものいたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社または当該配電事業者は、原則としてその廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

ロ 552（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものいたします。

(2) 当社または当該配電事業者は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備にお

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>54 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金（深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。）および工事費をお客さまに精算していただきます。</p> <p>イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Iまたは産業用電力Iの場合は、臨時電力Iといたします。ただし、産業用電力Iの場合で、18〔産業用電力I〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量（業務用季時別電力A、業務用季時別電力A-I、産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A-Iの場合は、各時間帯別の使用電力量とし、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの場合は、休日平日別の使用電力量といたします。）は、契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。</p> <p>また、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設した供給設備（当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分を除きます。）について、65（一般供給設備の工事費負担金）(5)により算定した工事費負担金および70（臨時工事費）により算定した臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少契約電力分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、増加契約電力分といたします。）につき臨時電力（業務用電力Iまたは産業用電力Iの場合は、臨時電力Iといたします。ただし、産業用電力Iの場合で、18〔産業用電力I〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受</p>	<p>いて、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>5451 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金（深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。）および工事費をお客さまに精算していただきます。</p> <p>イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Iまたは産業用電力Iの場合は、臨時電力Iといたします。ただし、産業用電力Iの場合で、18〔産業用電力I〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量（業務用季時別電力A、業務用季時別電力A-I、産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A-Iの場合は、各時間帯別の使用電力量とし、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの場合は、休日平日別の使用電力量といたします。）は、契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。</p> <p>また、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分を除きます。）について、65（一般供給設備の工事費負担金）(5)により算定した工事費負担金および70（臨時工事費）により算定した臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p>ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少契約電力分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、増加契約電力分といたします。）につき臨時電力（業務用電力Iまたは産業用電力Iの場合は、臨時電力Iといたします。ただし、産業用電力Iの場合で、18〔産業用電力I〕(4)ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>けます。</p> <p>なお、この場合には、それぞれの使用電力量（業務用季時別電力A、業務用季時別電力A-I、産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A-Iの場合は、各時間帯別の使用電力量とし、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの場合は、休日平日別の使用電力量といたします。）は、契約電力の減少分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。</p> <p>また、当社の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、契約電力の増加に見合う部分といたします。）について、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)により算定した工事費（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）および70（臨時工事費）により算定した臨時工事費（高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ハ 15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcにより契約電力を減少しようとする場合または15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcに準じて契約電力を減少しようとする場合は、イまたはロに準ずるものといたします。この場合、イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcにより契約電力を減少しようとする日または15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcに準じて契約電力を減少しようとする日といたします。</p> <p>(2) お客さまが当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。</p>	<p>けます。</p> <p>なお、この場合には、それぞれの使用電力量（業務用季時別電力A、業務用季時別電力A-I、産業用季時別電力Aおよび産業用季時別電力A-Iの場合は、各時間帯別の使用電力量とし、業務用休日エコノミー電力Aおよび業務用休日エコノミー電力A-Iの場合は、休日平日別の使用電力量といたします。）は、契約電力の減少分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。</p> <p>また、当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少契約電力が増加契約電力を上回るときは、契約電力の増加に見合う部分といたします。）について、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)により算定した工事費（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）および70（臨時工事費）により算定した臨時工事費（高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。）と既に申し受けた工事費負担金との差額次の金額を申し受けます。</p> <p>(4) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額</p> <p>ハ 15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イもしくは17（産業用電力）(4)イに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcにより契約電力を減少しようとする場合または15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcに準じて契約電力を減少しようとする場合は、イまたはロに準ずるものといたします。この場合、イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15（業務用電力）(4)イ(4)イcもしくは17（産業用電力）(4)イ(4)イcにより契約電力を減少しようとする日または15（業務用電力）(4)イ(4)イcに準じて契約電力を減少しようとする日といたします。</p> <p>(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>なお、需給契約の消滅の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行ないます。</p> <p>(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。</p> <p>55 解 約 等</p> <p>(1) 43 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、53 (需給契約の消滅) (1)イによる通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>56 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>なお、需給契約の消滅の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行ないます。</p> <p>(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。</p> <p>5552 解 約 等</p> <p>(1) 4340 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社 または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、5350 (需給契約の消滅) (1)イによる通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>5653 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

VII 供給方法および工事

57 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

VII 供給方法および、工事および工事費の負担

5754 需給地点および施設供給方法、工事および施設

(1) 電気の需給地点（~~電気の需給が行なわれる地点をいいます。~~）は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

~~(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~

~~イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~

~~ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~

~~ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~

~~ニ 59（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~

~~ホ その他特別の事情がある場合~~

~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。~~

~~なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~

~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお~~

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>58 架空引込線</p> <p>(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。</p> <p>59 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する接続装置の接続点</p> <p>なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の3階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p>	<p>客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>58 架空引込線</p> <p>(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。</p> <p>59 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する接続装置の接続点</p> <p>なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の3階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、66（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>60 接続引込線等</p> <p>当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）によって当社の電線路とお客様の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>61 引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続は、当社が行いません。</p> <p>なお、お客様の希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）およびこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>62 計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客</p>	<p>なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、66（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>60 接続引込線等</p> <p>当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）によって当社の電線路とお客様の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>61 引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続は、当社が行いません。</p> <p>なお、お客様の希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）およびこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>62 計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>63 通信設備の施設</p> <p>(1) 系統運用上必要な電力保安通信用電話設備は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。</p> <p>(2) 系統運用上必要な給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は、原則として当社の所有とし、当社で施設いたします。</p> <p>ロ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、お客さまと当社との協議により定めます。</p> <p>なお、給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所および必要な電源は、お客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(3) 当社の通信設備とお客さまの通信設備との接続点は、原則として需要場所内の地点とし、お客さまと当社との協議により定めます。ただし、山間地等の場合、その他特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。</p> <p>(4) (3)の接続点から当社側の通信設備は、原則として当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。</p> <p>(5) お客さまの希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>64 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、66（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障が</p>	<p>さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>63 通信設備の施設</p> <p>(1) 系統運用上必要な電力保安通信用電話設備は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。</p> <p>(2) 系統運用上必要な給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等は、原則として当社の所有とし、当社で施設いたします。</p> <p>ロ 給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、お客さまと当社との協議により定めます。</p> <p>なお、給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等の施設場所および必要な電源は、お客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(3) 当社の通信設備とお客さまの通信設備との接続点は、原則として需要場所内の地点とし、お客さまと当社との協議により定めます。ただし、山間地等の場合、その他特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。</p> <p>(4) (3)の接続点から当社側の通信設備は、原則として当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。</p> <p>(5) お客さまの希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p> <p>64 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、66（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障が</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>ないと認められる場合</p> <p>ロ 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合</p> <p>ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位の電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限り，ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。</p> <p>ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合</p>	<p>ないと認められる場合</p> <p>ロ 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合</p> <p>ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位の電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限り，ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。</p> <p>ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

VIII 工事費の負担

~~VIII 工事費の負担~~

55 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

65 一般供給設備の工事費負担金

- (1) 高圧で電気の供給を受ける場合
 - イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20

~~65 一般供給設備の工事費負担金~~

- ~~(1) 高圧で電気の供給を受ける場合
 - イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20~~

現 行（令和4年4月12日実施）

（臨時電力）または21（臨時電力I）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、70（臨時工事費）によるものといたします。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

ハ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ニ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \frac{\text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} \right)}{\text{架空配電設備の無償こう長}} \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

~~（臨時電力）または21（臨時電力I）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、70（臨時工事費）によるものといたします。~~

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

~~なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~

~~ロ 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。~~

~~ハ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。~~

~~(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~

~~(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~

~~ニ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。~~

~~(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~

~~(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。~~

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \frac{\text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} \right)}{\text{架空配電設備の無償こう長}} \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

現 行（令和4年4月12日実施）

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されることを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(4)により算定される工事費が(5)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、(5)および70（臨時工事費）によるものいたします。

(4) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	550円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	176円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	110円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

b 地中配電設備の場合

（工事こう長 100メートル当たり）

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	671円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	539円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	330円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式によって算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

~~(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合~~

~~イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されることを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(4)により算定される工事費が(5)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、(5)および70（臨時工事費）によるものいたします。~~

~~(4) 工 事 費~~

~~a 架空配電設備の場合~~

~~（工事こう長 100メートル当たり）~~

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	550円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	176円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	110円00銭

~~なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。~~

~~b 地中配電設備の場合~~

~~（工事こう長 100メートル当たり）~~

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	671円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	539円00銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	330円00銭

~~なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。~~

~~c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式によって算定いたします。~~

~~なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

時並行して供給を受ける方式をいいます。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$b \text{ の工事費単価} \times \{100\% \text{ セット} + 20\% \text{ セット} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

(ロ) 当 社 負 担 額

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭
------------------	-----------

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内（その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。

イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備

ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備

(4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後3年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。

(5) 20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまが、(2)ロの施設後3年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限って利用される場合は、(2)イ(4)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~時並行して供給を受ける方式をいいます。~~

~~$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$~~

~~この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。~~

~~$$b \text{ の工事費単価} \times \{100\% \text{ セット} + 20\% \text{ セット} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$~~

~~(ロ) 当 社 負 担 額~~

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭
-----------------------------	----------------------

~~ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内（その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日〔仮合格の場合は仮合格の日といたします。〕、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。）の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。~~

~~(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。~~

~~イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備~~

~~ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備~~

~~(4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後3年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。~~

~~(5) 20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまが、(2)ロの施設後3年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限って利用される場合は、(2)イ(4)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。~~

~~(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。~~

~~イ 配 電 設 備~~

~~発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ロ 工事こう長</p> <p>別表16(標準設計基準)に定める設計(以下「標準設計」といいます。) にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力は、15(業務用電力)(4)イもしくは17(産業用電力)(4)イによって契約電力が定められている場合または15(業務用電力)(4)イもしくは17(産業用電力)(4)イに準じて契約電力が定められている場合には、契約受電設備の総容量といたします。</p> <p>なお、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。</p> <p>66 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20(臨時電力)または21(臨時電力I)によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、65(一般供給設備の工事費負担金)(5)および70(臨時工事費)によるものといたします。</p> <p>イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>(i) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合</p> <p>(ii) 標準設計による配電設備以外の配電設備により供給する場合</p> <p>(iii) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合</p> <p>また、この場合も65(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>ロ 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、(i)または(ii)の金額</p>	<p>ロ 工事こう長</p> <p>別表16(標準設計基準)に定める設計(以下「標準設計」といいます。) にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力は、15(業務用電力)(4)イもしくは17(産業用電力)(4)イによって契約電力が定められている場合または15(業務用電力)(4)イもしくは17(産業用電力)(4)イに準じて契約電力が定められている場合には、契約受電設備の総容量といたします。</p> <p>なお、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。</p> <p>66 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20(臨時電力)または21(臨時電力I)によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、65(一般供給設備の工事費負担金)(5)および70(臨時工事費)によるものといたします。</p> <p>イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>(i) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合</p> <p>(ii) 標準設計による配電設備以外の配電設備により供給する場合</p> <p>(iii) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合</p> <p>また、この場合も65(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>ロ 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、(i)または(ii)の金額</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(イ) 標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も65（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額</p> <p>ハ 64（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p> <p>(2) お客さまが25（自家発補給電力）、26（自家発補給電力I）または27（予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20（臨時電力）または21（臨時電力I）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、65（一般供給設備の工事費負担金）(5)および70（臨時工事費）によるものといたします。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p> <p>67 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）または63（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>68 特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>66（特別供給設備の工事費負担金）および67（供給設備を変更する場合</p>	<p>(イ) 標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も65（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額</p> <p>ハ 64（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p> <p>(2) お客さまが25（自家発補給電力）、26（自家発補給電力I）または27（予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。ただし、20（臨時電力）または21（臨時電力I）によって電気の供給を受けるお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、65（一般供給設備の工事費負担金）(5)および70（臨時工事費）によるものといたします。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。</p> <p>67—供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）または63（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>68—特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>66（特別供給設備の工事費負担金）および67（供給設備を変更する場合</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>の工事費負担金)の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。</p> <p>イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。</p> <p>なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。</p> <p>ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。</p> <p>ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。</p> <p>ニ 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。</p> <p>ホ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。</p> <p>ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り、工事費に含みます。</p> <p>ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、70（臨時工事費）に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p> <p>なお、66（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。</p> <p>(3) 66（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(4)の場合で、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額</p>	<p>の工事費負担金)の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。</p> <p>イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。</p> <p>なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。</p> <p>ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。</p> <p>ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。</p> <p>ニ 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。</p> <p>ホ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。</p> <p>ヘ 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り、工事費に含みます。</p> <p>ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、70（臨時工事費）に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p> <p>なお、66（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。</p> <p>(3) 66（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(4)の場合で、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イまたは65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ <p>(5) 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後3年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。</p> <p>なお、この場合の工事費は、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に準じて算定いたします。</p> <p>(6) 66（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合で、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および65（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および65（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>なお、27（予備電力）によって電気の供給を受ける場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）で、配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。</p> <p>(7) 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。</p> <p>(8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更</p>	<p>を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合</p> $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ <p>(5) 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後3年以内の配電設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。</p> <p>なお、この場合の工事費は、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に準じて算定いたします。</p> <p>(6) 66（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合で、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および65（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、その工事費を65（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)に定める工事費単価および65（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>なお、27（予備電力）によって電気の供給を受ける場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）で、配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、65（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(4)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。</p> <p>(7) 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（(3)および(6)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。</p> <p>(8) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、65（一般供給設備の工事費負担金）または66（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>なお、この場合の工事費負担金は、66（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。</p> <p>69 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>イ 65（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 66（特別供給設備の工事費負担金）（65〔一般供給設備の工事費負担金〕(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(4)に定める工事費単価によって工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および67（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 高压で電気の供給を受ける場合</p> <p>a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）</p> <p>c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p> <p>(ii) 特別高压で電気の供給を受ける場合 原則としてすべての場合</p> <p>(3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p>	<p>されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、65（一般供給設備の工事費負担金）または66（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>なお、この場合の工事費負担金は、66（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。</p> <p>69 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>イ 65（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ii) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 66（特別供給設備の工事費負担金）（65〔一般供給設備の工事費負担金〕(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または65〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(4)に定める工事費単価によって工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および67（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(i) 高压で電気の供給を受ける場合</p> <p>a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）</p> <p>c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p> <p>(ii) 特別高压で電気の供給を受ける場合 原則としてすべての場合</p> <p>(3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備の施設後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>70 臨時工事費</p> <p>(1) 20 (臨時電力) または21 (臨時電力 I) によって電気の供給を受けるお客さまが、そのお客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用される場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費 (諸掛りを含みます。) を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、工事着手前に申し受けます。</p> <p>ただし、新たに施設する供給設備 (高圧で電気の供給を受ける場合に限り) のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。</p> <p>なお、変圧器ならびに機器の余裕を利用して申込みに応ずるものについては、変圧器損耗料を申し受けません。</p> <p>イ 高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>新設材料費 (変圧器、開閉器等の機器を除きます。) ×50パーセント+新設工費+撤去工費+変圧器損耗料+諸掛り</p> <p>この場合、変圧器 (開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。) 損耗料については、契約使用期間を通じてその価額の5パーセントといたします。</p> <p>ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>新設材料費 (変圧器、開閉器等の機器を除きます。) -撤去材料倉入額+新設工費+撤去工費+変圧器損耗料+諸掛り</p> <p>この場合、変圧器 (開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。) 損耗料については、契約使用期間1月につきその価額の1パーセントといたします。ただし、1月未満は1月といたします。</p> <p>(3) 臨時工事費を申し受ける場合は、65 (一般供給設備の工事費負担金) (5)による場合を除き、65 (一般供給設備の工事費負担金)、66 (特別供給設備の工事費負担金) および67 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、69 (工事費負担金の申受けおよび精算) (2)ロの場合に準ずるものといたします。</p> <p>71 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p> <p>なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、調達した資材等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>	<p>70 臨時工事費</p> <p>(1) 20 (臨時電力) または21 (臨時電力 I) によって電気の供給を受けるお客さまが、そのお客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用される場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費 (諸掛りを含みます。) を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、工事着手前に申し受けます。</p> <p>ただし、新たに施設する供給設備 (高圧で電気の供給を受ける場合に限り) のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。</p> <p>なお、変圧器ならびに機器の余裕を利用して申込みに応ずるものについては、変圧器損耗料を申し受けません。</p> <p>イ 高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>新設材料費 (変圧器、開閉器等の機器を除きます。) ×50パーセント+新設工費+撤去工費+変圧器損耗料+諸掛り</p> <p>この場合、変圧器 (開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。) 損耗料については、契約使用期間を通じてその価額の5パーセントといたします。</p> <p>ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>新設材料費 (変圧器、開閉器等の機器を除きます。) -撤去材料倉入額+新設工費+撤去工費+変圧器損耗料+諸掛り</p> <p>この場合、変圧器 (開閉器、避雷器、断路器、コンデンサ等を含みます。) 損耗料については、契約使用期間1月につきその価額の1パーセントといたします。ただし、1月未満は1月といたします。</p> <p>(3) 臨時工事費を申し受ける場合は、65 (一般供給設備の工事費負担金) (5)による場合を除き、65 (一般供給設備の工事費負担金)、66 (特別供給設備の工事費負担金) および67 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、69 (工事費負担金の申受けおよび精算) (2)ロの場合に準ずるものといたします。</p> <p>71 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p> <p>なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、調達した資材等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>72 工事費負担金契約書の作成</p> <p>当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。</p>	<p>7256 工事費負担金契約書の作成</p> <p>当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p style="text-align: center;">IX 保 安</p> <p>73 保安の責任 当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。</p> <p>74 保安等に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>(3) 当社は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。</p>	<p style="text-align: center;">ⅨⅧ 保 安</p> <p>7357 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p> <p>7458 保安等に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和4年4月12日から実施いたします。</p> <p>2 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和42023年4月121日から実施いたします。</p> <p>2 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p> <p>3 負荷率別契約のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）19（負荷率別契約）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受ける需要で、業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 需給契約の単位 当社は、1需要場所において、負荷率別契約と次の1または2以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について、1需給契約を結びます。 臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの1契約種別、深夜電力または第2深夜電力のうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(3) 契 約 電 力 契約電力は、業務用電力または産業用電力に準じて定めます。</p> <p>(4) 算定対象基準電力 算定対象基準電力は、(3)によって定めた値といたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は、(3)で定める契約電力に22（自家発補給電力）(1)ロまたは(2)ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。</p> <p>(5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 813 1881 874"> <tr> <td data-bbox="1146 813 1621 874">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1621 813 1881 874">2,142円78銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量をその1月の算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、⑩のとおりいたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	2,142円78銭
契約電力1キロワットにつき	2,142円78銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数	1キロワット時につき	
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
最初の100時間まで	1 3 円 9 1 銭	1 2 円 9 2 銭
100時間をこえ200時間まで	1 2 円 7 9 銭	1 1 円 9 0 銭
200時間をこえ300時間まで	1 2 円 0 6 銭	1 1 円 2 5 銭
300時間をこえ400時間まで	1 1 円 6 7 銭	1 0 円 8 9 銭
400時間をこえる部分	1 1 円 5 4 銭	1 0 円 7 7 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

(6) 契 約 超 過 金

契約超過金は、36 (契約超過金) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息 (閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。) を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(7) 蓄 熱 調 整 契 約

イ 料 金

各月の料金は、(5)によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
	<p>間を定めることがあります。</p> <p>(4) 蓄熱割引額 蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\begin{array}{l} \text{(ハ)の夏季またはその他季の} \\ \text{電力量料金単価} - \text{(四)の蓄熱単価} \end{array} \right]$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、(ハ)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(ハ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p> <p>(四) 蓄熱単価 蓄熱単価は、25 (蓄熱・電化契約) (1)ハ(ハ)に定める単価といたします。</p> <p>(ハ) 電力量料金単価 電力量料金単価は、その1月の使用電力量 (蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。) について、(5)ロにより算定された電力量料金 (燃料費調整額を含まないものといたします。) をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。</p> <p>また、電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価 割引単価は、25 (蓄熱・電化契約) (1)ホ(ニ) a に定める単価といたします。</p> <p>(8) 使用電力量等の計量 イ 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、29 (使用電力量等の計量) (8)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。</p> <p>ロ 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合 (イの場合を除きます。) には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>なお、29 (使用電力量等の計量) (8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合 (イの場合を除きます。) は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
	<p>他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>(9) 供給の停止 お客様が産業用電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され、かつ、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(4)に準じて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(10) 日割計算の基本算式 料金適用上の電力量区分は、次のとおりといたします。 なお、日割計算対象日数は、電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。</p> <p>イ 電 力 量 区 分 1段料金適用電力量=A</p> $A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、1段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>2段料金適用電力量=B-A</p> $B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、2段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>3段料金適用電力量=C-B</p> $C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、3段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>4段料金適用電力量=D-C</p> $D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、4段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ロ 端 数 処 理 イによって算定された1段料金適用電力量、2段料金適用電力量、3段料金適用電力量および4段料金適用電力量の単位は、1キロワッ</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>ト時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ii) そ の 他</p> <p>イ 契約期間満了に先だって、原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ (4)で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、30（料金の算定）(i)ロの契約電力の変更に準ずるものいたします。</p> <p>ハ 業務用自家発補給電力 I または産業用自家発補給電力 I とあわせて、負荷率別契約の適用を受けることはできません。</p> <p>ニ その他の事項については、業務用電力または産業用電力に準ずるものいたします。</p> <p>4 深夜電力のお客さまについての特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款23（深夜電力）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について、1需給契約を結びます。</p> <p>イ 1需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力、産業用電力 I または負荷率別契約のうちの1契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合</p> <p>ロ 1需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力または産業用電力 I のうちの1契約種別、深夜電力と次の1以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力 I のうちの1契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力 I のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>ハ 1需要場所において、負荷率別契約、深夜電力と次の1以上の契約種別とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電力または臨時電力 I のうちの1契約種別、自家発補給電力のうちの1契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(3) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
	<p>以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。</p> <p>なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。</p> <p>(i) 契約負荷設備の総入力 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表7（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>(ii) 契約受電設備の総容量 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表7（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。</p> <p>ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次のaによってえた値について別表7（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。</p> <p>a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計</p> <p>b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(4) 供 給 条 件</p> <p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	181円50銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円15銭
------------	-------

(6) 供 給 の 停 止

イ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
	<p>の停止) (4)に準じて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(7) 制限または中止の料金割引 当社が45 (制限または中止の料金割引) (1)によって割引を行なう場合の割引対象時間は、契約使用時間といたします。</p> <p>(8) 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 当社は、51 (需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算) (1)にかかわらず、51 (需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算) (1)イまたはロの場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。</p> <p>(9) そ の 他 その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。</p> <p>5 第2 深夜電力のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款24 (第2 深夜電力) の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 適 用 範 囲 高压で電気の供給を受ける需要で、毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り動力 (付帯電灯を含みます。) を使用するものに適用いたします。</p> <p>(2) 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需要場所について、1 需給契約を結びます。 イ 1 需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力、産業用電力 I または負荷率別契約のうちの1 契約種別と第2 深夜電力とをあわせて契約する場合 ロ 1 需要場所において、業務用電力、業務用電力 I、産業用電力または産業用電力 I のうちの1 契約種別、第2 深夜電力と次の1 以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力 I のうちの1 契約種別、自家発補給電力または自家発補給電力 I のうちの1 契約種別、かんがい排水用電力、予備電力 ハ 1 需要場所において、負荷率別契約、第2 深夜電力と次の1 以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力 I のうちの1 契約種別、自家発補給電力のうちの1 契約種別、かんがい排水用電力、予備電力</p> <p>(3) 契 約 電 力 契約電力は、深夜電力に準じて定めます。</p> <p>(4) 供 給 条 件</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)		
	<p>イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>ニ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。</p> <p>ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1295 1879 1353"> <tr> <td data-bbox="1146 1295 1630 1353">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="1630 1295 1879 1353">231円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	231円00銭
契約電力1キロワットにつき	231円00銭		

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

1 キロワット時につき

10円47銭

(6) 供給の停止

イ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(3)に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて、40（供給の停止）(4)に準じて電気の供給を停止することがあります。

(7) 制限または中止の料金割引

当社が45（制限または中止の料金割引）(1)によって割引を行なう場合の割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(8) 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

当社は、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にかかわらず、51（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イまたはロの場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

(9) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、産業用電力に準ずるものといたします。

6 蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置

(1) 蓄熱電力量に関する特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(1)の適用を受けている場合の蓄熱電力量は、25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は、ロにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

ロ 夜間使用電力量の計量

- (イ) 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。
- (ロ) 夜間使用電力量の計量は、29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (ハ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ハ 控 除 電 力 量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。この場合、控除率は、次に定める標準控除率の値または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

用 途	業 種	標 準 控 除 率
空	旅 館 ・ ホ テ ル	20 パーセント
	病 院	10 パーセント
	コ ン ピ ュ ー タ セ ン タ ー	20 パーセント
調	放 送 局	30 パーセント
給湯	旅 館 ・ ホ テ ル	30 パーセント
	寮	10 パーセント

ニ 単位および端数処理

- (イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - (ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 電化厨房電力量を計量する場合の特別措置
この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(2)の適用を受けている場合の電化厨房電力量は、25（蓄熱・電化契約）(2)ロ(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、ロにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ロ 電化厨房電力量の計量

- (イ) 当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、そ

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
	<p>他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。</p> <p>なお、この場合、専用の電路を施設し、原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。</p> <p>(ロ) 電化厨房電力量の計量は、29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>(3) 電化空調電力量を計量する場合の特別措置</p> <p>この離島約款実施の際現に旧離島約款28（蓄熱・電化契約）(4)の適用を受けている場合の電化空調電力量は、25（蓄熱・電化契約）(4)ハロにかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電化空調電力量</p> <p>電化空調電力量は、ロにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。</p> <p>なお、各月における電化空調電力量は、25（蓄熱・電化契約）(4)ハハに定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。</p> <p>ロ 電化空調電力量の計量</p> <p>(イ) 当社または当該配電事業者は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>(ロ) 電化空調電力量の計量は、29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>(ハ) 電化空調電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>7 この離島約款の実施にともなう切替措置</p> <p>2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

別 表

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島, 海栗島, 泊島, 赤島, 沖ノ島, 島山島
長崎県壱岐市	壱岐島, 若宮島, 原島, 長島, 大島
鹿児島県薩摩川内市	上甕島, 中甕島, 下甕島
鹿児島県鹿児島郡	竹島, 硫黄島, 黒島, 口之島, 中之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 小宝島, 宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市), 馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町, 南種子町), 屋久島, 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村), 喜界島, 加計呂麻島, 与路島, 請島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

別 表

1 離 島

この離島約款は、次の離島に適用いたします。

地 域	離 島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島, 海栗島, 泊島, 赤島, 沖ノ島, 島山島
長崎県壱岐市	壱岐島, 若宮島, 原島, 長島, 大島
鹿児島県薩摩川内市	上甕島, 中甕島, 下甕島
鹿児島県鹿児島郡	竹島, 硫黄島, 黒島, 口之島, 中之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 小宝島, 宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市), 馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町, 南種子町), 屋久島, 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町, 瀬戸内町, 大和村, 宇検村), 喜界島, 加計呂麻島, 与路島, 請島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を **あらかじめ当社の事務所に掲示インターネットを利用する方法等によりお知らせ**いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものとして扱います。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものとして扱います。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。</p> <p>3 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0053$</p> <p>$\beta = 0.1861$</p> <p>$\gamma = 1.0757$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合</p>	<p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものとして扱います。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものとして扱います。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。</p> <p>3 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0053$</p> <p>$\beta = 0.1861$</p> <p>$\gamma = 1.0757$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、27,400円といたします。</p> <p>ロハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円基準燃料価格を下回る場合</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合</p> <p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>	<p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>燃料費調整単価＝</p> <p> $(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円基準燃料価格を上回る場合</p> <p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>燃料費調整単価＝</p> <p> $(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ </p> <p>ハニ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>

現 行（令和4年4月12日実施）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に~~ロ~~ハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘
	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	高压で供給を受ける場合	1 3 銭 0 厘
	特別高压で供給を受ける場合	1 2 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価等の**揭示お知らせ**

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロハによって算定された燃料費調整単価を**当社の事務所に掲示インターネット**を利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $(52,500\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $(\text{離島平均燃料価格} - 52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800円といたします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $(78,800\text{円} - 52,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりと</p>	<p>といたします。</p> <p>ハ 離島調整上限燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>ロニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円離島基準燃料価格を下回る場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $-(\text{52,500円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ $(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円離島基準燃料価格を上回り、かつ、78,800円離島調整上限燃料価格以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $-(\text{離島平均燃料価格} - \text{52,500円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ $(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円離島調整上限燃料価格を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800円離島調整上限燃料価格といたします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $-(\text{78,800円} - \text{52,500円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ $(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>△ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりと</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

たします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま (高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。) または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま (これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含みます。) で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という各月の検針日は、その月の翌月

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

たします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま (高圧で電気の供給を受ける場合に限りです。) または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま (これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含みます。) で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という各月の検針日は、その月の翌月

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)				
<p>の初日といたします。</p> <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="338 459 1072 518"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>3厘</td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>5 休日および休日等</p> <p>(1) 休 日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</p> <p>(2) 休 日 等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</p> <p>6 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量(入力)に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。</p> <p>イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院</p>	1 キロワット時につき	3厘	<p>の初日といたします。</p> <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 459 1881 518"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>3厘</td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示お知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p> <p>5 休日および休日等</p> <p>(1) 休 日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</p> <p>(2) 休 日 等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</p> <p>6契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量(入力)に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。</p> <p>イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院</p>	1 キロワット時につき	3厘
1 キロワット時につき	3厘				
1 キロワット時につき	3厘				

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)																								
<p>1 差込口につき 50ボルトアンペア</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>1 差込口につき 100ボルトアンペア</p>	<p>1 差込口につき 50ボルトアンペア</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>1 差込口につき 100ボルトアンペア</p>																								
<p>7 負荷設備の入力換算容量</p>	<p>7 負荷設備の入力換算容量</p>																								
<p>(1) 照明用電気機器</p>	<p>(1) 照明用電気機器</p>																								
<p>照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p>	<p>照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p>																								
<p>イ けい 光 灯</p>	<p>イ けい 光 灯</p>																								
<p>けい光灯の換算容量（入力〔ワット〕）は、管灯の定格消費電力（ワット）に換算率125.0パーセントを乗じたものといたします。</p>	<p>けい光灯の換算容量（入力〔ワット〕）は、管灯の定格消費電力（ワット）に換算率125.0パーセントを乗じたものといたします。</p>																								
<p>ロ ネオン管灯</p>	<p>ロ ネオン管灯</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>2次電圧 (ボルト)</th> <th>換算容量 (入力 [ワット])</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>	2次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力 [ワット])	3,000	30	6,000	60	9,000	100	12,000	140	15,000	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2次電圧 (ボルト)</th> <th>換算容量 (入力 [ワット])</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>	2次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力 [ワット])	3,000	30	6,000	60	9,000	100	12,000	140	15,000	180
2次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力 [ワット])																								
3,000	30																								
6,000	60																								
9,000	100																								
12,000	140																								
15,000	180																								
2次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力 [ワット])																								
3,000	30																								
6,000	60																								
9,000	100																								
12,000	140																								
15,000	180																								
<p>ハ スリムラインランプ</p>	<p>ハ スリムラインランプ</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管の長さ (ミリメートル)</th> <th>換算容量 (入力 [ワット])</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999以下</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 "</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1,556 "</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1,759 "</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2,368 "</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力 [ワット])	999以下	40	1,149 "	60	1,556 "	70	1,759 "	80	2,368 "	100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管の長さ (ミリメートル)</th> <th>換算容量 (入力 [ワット])</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999以下</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 "</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1,556 "</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1,759 "</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2,368 "</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力 [ワット])	999以下	40	1,149 "	60	1,556 "	70	1,759 "	80	2,368 "	100
管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力 [ワット])																								
999以下	40																								
1,149 "	60																								
1,556 "	70																								
1,759 "	80																								
2,368 "	100																								
管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力 [ワット])																								
999以下	40																								
1,149 "	60																								
1,556 "	70																								
1,759 "	80																								
2,368 "	100																								

現 行 (令和4年4月12日実施)

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換算容量 (入力 [ワット])
40以下	50
60 "	70
80 "	90
100 "	130
125 "	145
200 "	230
250 "	270
300 "	325
400 "	435
700 "	735
1,000 "	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [ワット]) は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ニ 水 銀 灯~~

出力 (ワット)	換算容量 (入力 [ワット])
40以下	50
60 "	70
80 "	90
100 "	130
125 "	145
200 "	230
250 "	270
300 "	325
400 "	435
700 "	735
1,000 "	1,005

~~(2) 誘 導 電 動 機~~

~~イ 単相誘導電動機~~

- ~~(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。~~
- ~~(ロ) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [ワット]) は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])
低 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 93.3パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0パーセント
高 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 87.8パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6パーセント

(3) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力 (キロワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

(4) そ の 他

イ (1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

8 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量 (キロボルトアンペア) は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

群容量 = 単相変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 3

(2) V結線 (同容量変圧器) の場合

群容量 = 単相変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 2 × 0.866

(3) 変則V結線 (異容量変圧器) の場合

群容量 = 電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~ロ 3相誘導電動機~~

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])
低 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 93.3パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0パーセント
高 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 87.8パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6パーセント

~~(3) 電気溶接機~~

~~電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。~~

~~イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合~~

~~入力 (キロワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント~~

~~ロ イ以外の場合~~

~~入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント~~

~~(4) そ の 他~~

~~イ (1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。~~

~~ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定いたします。~~

~~ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。~~

~~8-6 契約受電設備容量の算定~~

~~単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量 (キロボルトアンペア) は、次の算式によって算定された値といたします。~~

~~(1) ΔまたはY結線の場合~~

~~群容量 = 単相変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 3~~

~~(2) V結線 (同容量変圧器) の場合~~

~~群容量 = 単相変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 2 × 0.866~~

~~(3) 変則V結線 (異容量変圧器) の場合~~

~~群容量 = 電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

－電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)
 ＋電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 2 × 0.866

9 平均力率の算定

平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値 (端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。) に応じて、次のとおりといたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、32 (使用電力量等の計量) (1), (4), (5), (6), (8)および(10)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (%)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (%)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	1 0 0	1.0061	1.0345	7 0
0.1005	0.1752	9 9	1.0346	1.0636	6 9
0.1753	0.2279	9 8	1.0637	1.0931	6 8
0.2280	0.2718	9 7	1.0932	1.1231	6 7
0.2719	0.3106	9 6	1.1232	1.1536	6 6
0.3107	0.3461	9 5	1.1537	1.1848	6 5
0.3462	0.3793	9 4	1.1849	1.2166	6 4
0.3794	0.4108	9 3	1.2167	1.2490	6 3
0.4109	0.4409	9 2	1.2491	1.2822	6 2
0.4410	0.4701	9 1	1.2823	1.3161	6 1
0.4702	0.4984	9 0	1.3162	1.3508	6 0
0.4985	0.5261	8 9	1.3509	1.3864	5 9
0.5262	0.5533	8 8	1.3865	1.4229	5 8
0.5534	0.5801	8 7	1.4230	1.4603	5 7
0.5802	0.6066	8 6	1.4604	1.4988	5 6
0.6067	0.6329	8 5	1.4989	1.5384	5 5
0.6330	0.6590	8 4	1.5385	1.5792	5 4
0.6591	0.6850	8 3	1.5793	1.6211	5 3
0.6851	0.7110	8 2	1.6212	1.6644	5 2
0.7111	0.7370	8 1	1.6645	1.7091	5 1
0.7371	0.7630	8 0	1.7092	1.7554	5 0
0.7631	0.7892	7 9	1.7555	1.8031	4 9
0.7893	0.8154	7 8	1.8032	1.8526	4 8
0.8155	0.8419	7 7	1.8527	1.9039	4 7
0.8420	0.8685	7 6	1.9040	1.9571	4 6
0.8686	0.8954	7 5	1.9572	2.0124	4 5
0.8955	0.9225	7 4	2.0125	2.0700	4 4
0.9226	0.9500	7 3	2.0701	2.1299	4 3
0.9501	0.9778	7 2	2.1300	2.1923	4 2
0.9779	1.0060	7 1	2.1924	2.2576	4 1

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

－電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)
 ＋電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 2 × 0.866

~~9 平均力率の算定~~

~~平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値 (端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。) に応じて、次のとおりといたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、32 (使用電力量等の計量) (1), (4), (5), (6), (8)および(10)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。~~

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (%)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (%)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	1 0 0	1.0061	1.0345	7 0
0.1005	0.1752	9 9	1.0346	1.0636	6 9
0.1753	0.2279	9 8	1.0637	1.0931	6 8
0.2280	0.2718	9 7	1.0932	1.1231	6 7
0.2719	0.3106	9 6	1.1232	1.1536	6 6
0.3107	0.3461	9 5	1.1537	1.1848	6 5
0.3462	0.3793	9 4	1.1849	1.2166	6 4
0.3794	0.4108	9 3	1.2167	1.2490	6 3
0.4109	0.4409	9 2	1.2491	1.2822	6 2
0.4410	0.4701	9 1	1.2823	1.3161	6 1
0.4702	0.4984	9 0	1.3162	1.3508	6 0
0.4985	0.5261	8 9	1.3509	1.3864	5 9
0.5262	0.5533	8 8	1.3865	1.4229	5 8
0.5534	0.5801	8 7	1.4230	1.4603	5 7
0.5802	0.6066	8 6	1.4604	1.4988	5 6
0.6067	0.6329	8 5	1.4989	1.5384	5 5
0.6330	0.6590	8 4	1.5385	1.5792	5 4
0.6591	0.6850	8 3	1.5793	1.6211	5 3
0.6851	0.7110	8 2	1.6212	1.6644	5 2
0.7111	0.7370	8 1	1.6645	1.7091	5 1
0.7371	0.7630	8 0	1.7092	1.7554	5 0
0.7631	0.7892	7 9	1.7555	1.8031	4 9
0.7893	0.8154	7 8	1.8032	1.8526	4 8
0.8155	0.8419	7 7	1.8527	1.9039	4 7
0.8420	0.8685	7 6	1.9040	1.9571	4 6
0.8686	0.8954	7 5	1.9572	2.0124	4 5
0.8955	0.9225	7 4	2.0125	2.0700	4 4
0.9226	0.9500	7 3	2.0701	2.1299	4 3
0.9501	0.9778	7 2	2.1300	2.1923	4 2
0.9779	1.0060	7 1	2.1924	2.2576	4 1

現 行 (令和4年4月12日実施)

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	4.0	5.0299	5.3121	1.9
2.3259	2.3972	3.9	5.3122	5.6261	1.8
2.3973	2.4721	3.8	5.6262	5.9775	1.7
2.4722	2.5507	3.7	5.9776	6.3736	1.6
2.5508	2.6334	3.6	6.3737	6.8237	1.5
2.6335	2.7206	3.5	6.8238	7.3396	1.4
2.7207	2.8126	3.4	7.3397	7.9373	1.3
2.8127	2.9099	3.3	7.9374	8.6380	1.2
2.9100	3.0130	3.2	8.6381	9.4712	1.1
3.0131	3.1225	3.1	9.4713	10.4787	1.0
3.1226	3.2390	3.0	10.4788	11.7221	0.9
3.2391	3.3633	2.9	11.7222	13.2958	0.8
3.3634	3.4962	2.8	13.2959	15.3521	0.7
3.4963	3.6389	2.7	15.3522	18.1543	0.6
3.6390	3.7919	2.6	18.1544	22.1997	0.5
3.7920	3.9572	2.5	22.1998	28.5539	0.4
3.9573	4.1362	2.4	28.5540	39.9875	0.3
4.1363	4.3305	2.3	39.9876	66.6667	0.2
4.3306	4.5424	2.2	66.6668	199.9975	0.1
4.5425	4.7744	2.1	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	2.0			

なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

10 契約電力の算定方法

高压で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合または臨時電力Iのお客さまの契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表7〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表6（契約負荷設備の総容量の算定）(1)（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	4.0	5.0299	5.3121	1.9
2.3259	2.3972	3.9	5.3122	5.6261	1.8
2.3973	2.4721	3.8	5.6262	5.9775	1.7
2.4722	2.5507	3.7	5.9776	6.3736	1.6
2.5508	2.6334	3.6	6.3737	6.8237	1.5
2.6335	2.7206	3.5	6.8238	7.3396	1.4
2.7207	2.8126	3.4	7.3397	7.9373	1.3
2.8127	2.9099	3.3	7.9374	8.6380	1.2
2.9100	3.0130	3.2	8.6381	9.4712	1.1
3.0131	3.1225	3.1	9.4713	10.4787	1.0
3.1226	3.2390	3.0	10.4788	11.7221	0.9
3.2391	3.3633	2.9	11.7222	13.2958	0.8
3.3634	3.4962	2.8	13.2959	15.3521	0.7
3.4963	3.6389	2.7	15.3522	18.1543	0.6
3.6390	3.7919	2.6	18.1544	22.1997	0.5
3.7920	3.9572	2.5	22.1998	28.5539	0.4
3.9573	4.1362	2.4	28.5540	39.9875	0.3
4.1363	4.3305	2.3	39.9876	66.6667	0.2
4.3306	4.5424	2.2	66.6668	199.9975	0.1
4.5425	4.7744	2.1	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	2.0			

~~なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。~~

~~$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$~~

107 契約電力の算定方法

高压で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合または臨時電力Iのお客さまの契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、~~別表7~~〔負荷設備の入力換算容量〕~~〔託送約款等に定めるところによります。]~~によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を~~別表6~~（契約負荷設備の総容量の算定）~~(1)~~（~~託送約款等に定めるところによります。~~この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある

現 行（令和4年4月12日実施）

最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表8〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表7〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

る場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表~~8~~-6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに~~別表7~~〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

11 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(i) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ii) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

~~11 使用電力量等の協定~~

~~使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。~~

~~(1) 使用電力量の協定~~

~~原則として次のいずれかの値といたします。~~

~~イ 過去の使用電力量による場合~~

~~次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~

~~(i) 前月または前年同月の使用電力量による場合~~

~~$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$~~

~~(ii) 前3月間の使用電力量による場合~~

~~$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$~~

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって 計量された使用電力量 取替後の計量器によって 計量された期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数</p> <p>ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、62（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。</p> <p>ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。</p> <p>12 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、33（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 33（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力A、業務用電力A-I、産業用</p>	<p>ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 —使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。—</p> <p>ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。— 取替後の計量器によって 計量された使用電力量 取替後の計量器によって 計量された期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数</p> <p>ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。— なお、この場合の計量器の取付けは、62（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。—</p> <p>ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。— (イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (2) 最大需要電力の協定 (1)に準ずるものといたします。—</p> <p>12.8 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、33.30（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 33.30（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 33.30（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力A、業務用電力A-I、産業用</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>電力A, 産業用電力A-I, 負荷率別契約, 臨時電力, 臨時電力I およびかんがい排水用電力のお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 32 (使用電力量等の計量) (8)により計量値を確認する場合は, その値によります。</p> <p>ハ 負荷率別契約の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 料金適用上の電力量区分は, 次のとおりといたします。 なお, 日割計算対象日数は, 電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。</p> <p>(イ) 電 力 量 区 分</p> <p>1 段料金適用電力量=A</p> $A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 1 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>2 段料金適用電力量=B-A</p> $B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 2 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>3 段料金適用電力量=C-B</p> $C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 3 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>4 段料金適用電力量=D-C</p> $D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 4 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 端 数 処 理</p> <p>(イ)によって算定された1 段料金適用電力量, 2 段料金適用電力量, 3 段料金適用電力量および4 段料金適用電力量の単位は, 1 キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたしま</p>	<p>電力A, 産業用電力A-I, 負荷率別契約, 臨時電力, 臨時電力I およびかんがい排水用電力のお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 3229 (使用電力量等の計量) (8)により計量値を確認する場合は, その値によります。</p> <p>ハ 負荷率別契約の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 料金適用上の電力量区分は, 次のとおりといたします。 なお, 日割計算対象日数は, 電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。</p> <p>(イ) 電 力 量 区 分</p> <p>1 段料金適用電力量=A</p> $A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 1 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>2 段料金適用電力量=B-A</p> $B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 2 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>3 段料金適用電力量=C-B</p> $C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 3 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>4 段料金適用電力量=D-C</p> $D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお, 4 段料金適用電力量とは, 算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 端 数 処 理</p> <p>(イ)によって算定された1 段料金適用電力量, 2 段料金適用電力量, 3 段料金適用電力量および4 段料金適用電力量の単位は, 1 キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたしま</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>す。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 33（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、32（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 31（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>す。</p> <p>ニハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 3330（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 3330（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、3229（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 3128（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

13 標準控除率表

用途	業 種	標準控除率
空	旅館・ホテル	20パーセント
	病 院	10パーセント
調	コンピュータセンター	20パーセント
	放 送 局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

~~13 標準控除率表~~

用途	業 種	標準控除率
空	旅館・ホテル	20パーセント
	病 院	10パーセント
調	コンピュータセンター	20パーセント
	放 送 局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

9 蓄熱電力量協定基準

(1) 蓄熱電力量の協定

蓄熱電力量は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量をいい、使用用途に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から蓄熱電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱電力量を適正なものに変更していただきます。

イ 給 湯

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

$$\text{蓄熱電力量} = \frac{(\text{沸上温度} - \text{給水温度}) (\text{°C}) \times \text{沸上量} (\text{L})}{4.19 (\text{kJ/L} \cdot \text{°C})} \times \text{使用日数} (\text{日/年})$$

$$\frac{\text{給湯器加熱能力} (\text{kW})}{\text{給湯器消費電力} (\text{kW})} \times 3,600 (\text{kJ/kWh}) \times \text{使用月数}$$

なお、沸上量は、貯湯槽の総容量のうち夜間時間の蓄熱運転により沸き上げる容量をいい、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 給 湯 以 外

蓄熱式負荷設備の仕様、使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 日 割 計 算 等

料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)																
<p>14 調整期間および調整時間</p> <p>(1) 調整期間 毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日</p> <p>(2) 調整時間 調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。</p> <p>15 適用対象機器類別 適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。 電気レンジ、フライヤー、オープン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器</p>	<p>1410 調整期間および調整時間</p> <p>(1) 調整期間 毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日</p> <p>(2) 調整時間 調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。</p> <p>1411 適用対象機器類別 適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。 電気レンジ、フライヤー、オープン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器</p> <p>12 電化厨房電力量協定基準 電化厨房電力量は、お客さまの業種に応じ、1月につき次のとおりといたします。 なお、その1月の使用電力量等から電化厨房電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきます。</p> <p>(1) 電化厨房電力量 次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 電化厨房機器の総容量（出力）×(2)に定める協定基準稼働時間</p> <p>(2) 協定基準稼働時間 イ お客さまの業種に応じ、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1168 1879 1396"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>協定基準稼働時間</th> <th>業 種</th> <th>協定基準稼働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲 食 店</td> <td>70時間</td> <td>スーパー</td> <td>55時間</td> </tr> <tr> <td>病 院</td> <td>40時間</td> <td>保 育 所 社 員 食 堂</td> <td>25時間</td> </tr> <tr> <td>学校給食</td> <td>10時間</td> <td>旅 館 ホ テ ル</td> <td>50時間</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	協定基準稼働時間	業 種	協定基準稼働時間	飲 食 店	70時間	スーパー	55時間	病 院	40時間	保 育 所 社 員 食 堂	25時間	学校給食	10時間	旅 館 ホ テ ル	50時間
業 種	協定基準稼働時間	業 種	協定基準稼働時間														
飲 食 店	70時間	スーパー	55時間														
病 院	40時間	保 育 所 社 員 食 堂	25時間														
学校給食	10時間	旅 館 ホ テ ル	50時間														

現 行 (令和4年4月12日実施)

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

16 標準設計基準

(1) 目 的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は，日本工業規格，電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単 位 等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²
ミリグラム	mg
パーセント	%

(3) 高 圧 電 線 路

イ 一 般 基 準

ロ イに定めのない業種の場合は，電化厨房機器の使用実態等にもとづき，お客さまと当社との協議によって，イに準じて定めます。

~~16 標準設計基準~~

~~(1) 目 的~~

~~イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。~~

~~この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~

~~ロ 地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。~~

~~ハ 材料および機器の規格は，日本工業規格，電力用規格等の規格に準じます。~~

~~(2) 単 位 等~~

~~単位等は次の記号で表示いたします。~~

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm²
ミリグラム	mg
パーセント	%

~~(3) 高 圧 電 線 路~~

~~イ 一 般 基 準~~

現 行（令和4年4月12日実施）

(イ) 電圧降下の許容限度

高压電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	高 圧 6,600
電圧降下許容限度 (V)	600

(ロ) 経 過 地 等

高压電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高压電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 高压架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高压架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 高压架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b 高压架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標 準 径 間

高压架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

~~(イ) 電圧降下の許容限度~~

~~高压電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。~~

公 称 電 圧 (V)	高 圧 6,600
電圧降下許容限度 (V)	600

~~(ロ) 経 過 地 等~~

~~高压電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。~~

~~(ハ) 電線路の種類~~

~~高压電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。~~

~~ロ 架 空 電 線 路~~

~~(イ) 電線路の施設~~

~~a 高压架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b 高压架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。~~

~~(ロ) 支持物の種類~~

~~a 高压架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。~~

~~なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。~~

~~b 高压架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。~~

~~(ハ) 標 準 径 間~~

~~高压架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	40
そ の 他	50

(c) 支持物の長さ

高压架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	高压 (m)	低高压併架 (m)
市 街 地	10	12
そ の 他	9	10

(d) 装 柱

- a 高压架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- b 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは高压直付金物等を使用いたします。

(e) 支線および支柱

高压架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。

(f) が い し

高压架空電線路で使用するがいしは、次によります。

	通 り 用	引 留 用
高 圧 線	高压中実がいし 限流アークン付通りがいし	高压耐張がいし 限流アークン付引留がいし

(g) 電線の種類および太さ

- a 高压架空電線および高压架空引込線には、アルミ線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	40
そ の 他	50

~~(c) 支持物の長さ~~

~~高压架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。~~

施設地域	高压 (m)	低高压併架 (m)
市 街 地	10	12
そ の 他	9	10

~~(d) 装 柱~~

- ~~a 高压架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。~~
- ~~b 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは高压直付金物等を使用いたします。~~

~~(e) 支線および支柱~~

~~高压架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。~~

~~(f) が い し~~

~~高压架空電線路で使用するがいしは、次によります。~~

	通 り 用	引 留 用
高 圧 線	高压中実がいし 限流アークン付通りがいし	高压耐張がいし 限流アークン付引留がいし

~~(g) 電線の種類および太さ~~

- ~~a 高压架空電線および高压架空引込線には、アルミ線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

質のものを使用いたします。

- b 高圧架空電線および高圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、海峡横断箇所等、人が容易に立ち入らない長径間箇所においては、裸電線を使用することがあります。
- c 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶縁電線 (アルミ線)	裸アルミ線
高圧 架空電線	25mm ² 以上	120mm ² 以上
高圧 架空引込線	25mm ² 以上	—

(第2表)

電線種類 および太さ	連続許容電流 (A)		裸電線	
	OC電線	OE電線		
アルミ線	25mm ²	—	107	
	58 "	—	177	
	120 "	—	271	400
	200 "	473	—	540
	400 "	723	—	850

- (j) 線路用区分開閉器の取付け
高圧架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。
- (k) 耐 雷 施 設
高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。
- (l) 特殊地域の施設
塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。
- (7) 高圧架空引込線のこう長

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~質のものを使用いたします。~~

- ~~b 高圧架空電線および高圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、海峡横断箇所等、人が容易に立ち入らない長径間箇所においては、裸電線を使用することがあります。~~
- ~~c 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。~~

~~(第1表)~~

	絶縁電線 (アルミ線)	裸アルミ線
高圧 架空電線	25mm²以上	120mm²以上
高圧 架空引込線	25mm²以上	—

~~(第2表)~~

電線種類 および太さ	連続許容電流 (A)		裸電線	
	OC電線	OE電線		
アルミ線	25mm²	—	107	
	58 "	—	177	
	120 "	—	271	400
	200 "	473	—	540
	400 "	723	—	850

- ~~(j) 線路用区分開閉器の取付け
高圧架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。~~
- ~~(k) 耐 雷 施 設
高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。~~
- ~~(l) 特殊地域の施設
塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。~~
- ~~(7) 高圧架空引込線のこう長~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

高压架空引込線のこう長は、50m以下といたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

高压地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

高压地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

種 類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル 銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔の施設

高压地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。

(4) 特別高压電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高压電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (V)	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度 (V)	2,000	6,000	10,000

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~高压架空引込線のこう長は、50m以下といたします。~~

~~ハ 地 中 電 線 路~~

~~(イ) 電線路の施設~~

~~高压地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。~~

~~a 直接埋設式~~

~~重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合~~

~~b 暗きょ式~~

~~当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合~~

~~(ロ) ケーブルの選定~~

~~高压地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。~~

~~なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。~~

種 類	太さ (mm²)
架橋ポリエチレンケーブル 銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 325, 725

~~(ハ) 工 事 方 法~~

~~技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。~~

~~(ニ) 開閉器塔の施設~~

~~高压地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。~~

~~(4) 特別高压電線路~~

~~イ 一 般 基 準~~

~~(イ) 電圧降下の許容限度~~

~~特別高压電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。~~

公 称 電 圧 (V)	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度 (V)	2,000	6,000	10,000

現 行（令和4年4月12日実施）

- (ロ) 経 過 地 等
特別高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。
- (イ) 電 線 路 の 種 類
特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。
- ロ 架 空 電 線 路
- (1) 電 線 路 の 施 設
- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。
- c 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。
- (2) 支 持 物 の 種 類
- a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔といたします。ただし、短期間で撤去される場合または関連系統との協調上、鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用することがあります。
- b 22kVの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路」といいます。）には、原則としてコンクリート柱を使用いたします。
- (3) 支 持 物 の 設 計
特別高圧架空電線路の支持物の設計は、法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか、原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。
- (4) 標 準 径 間
- a 特別高圧架空電線路の標準径間は、次によります。

支持物種類	標準径間 (m)
鉄 塔	200～300
そ の 他	100～150

変 更 後（2023年4月1日実施予定）

- ~~(ロ) 経 過 地 等~~
~~特別高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。~~
- ~~(イ) 電 線 路 の 種 類~~
~~特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。~~
- ~~ロ 架 空 電 線 路~~
- ~~(1) 電 線 路 の 施 設~~
- ~~a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。~~
- ~~b 他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。~~
- ~~c 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。~~
- ~~(2) 支 持 物 の 種 類~~
- ~~a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔といたします。ただし、短期間で撤去される場合または関連系統との協調上、鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用することがあります。~~
- ~~b 22kVの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路」といいます。）には、原則としてコンクリート柱を使用いたします。~~
- ~~(3) 支 持 物 の 設 計~~
~~特別高圧架空電線路の支持物の設計は、法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか、原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。~~
- ~~(4) 標 準 径 間~~
- ~~a 特別高圧架空電線路の標準径間は、次によります。~~

支持物種類	標準径間 (m)
鉄 塔	200～300
そ の 他	100～150

現 行 (令和4年4月12日実施)

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の標準径間は、次によります。

施設地域	標準径間 (m)
市街地	40
その他	50

(※) 装 柱

- a 装柱は経過地、保守の条件等を勘案し、経済的な設計を行いません。
- b 下記(†) aの塩じん害汚損地域区分C、DまたはEに該当する場合において、がいしを増結するときは、特殊装柱といたします。
- c 絶縁間隔は、次によります。ただし、がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は、アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。

電 圧 (kV)	22	66	110
所要がいし個数(コ)	2(注)	6	9または10
標準間隔(mm)	350	740	1,100
最小間隔(mm)	300	400	700
ジャンパー線と腕金との間隔(mm)	400	890	1,320

(注) 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の所要がいし個数は1コといたします。

(†) 鉄塔および鉄柱の基礎

コンクリート基礎といたします。

(†) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは、原則として250mm標準懸垂がいしとし、所要がいし連結個数は(†) cによります。ただし、塩じん害等により汚損する箇所には、塩害対策専門委員会送変電分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し、次のとおり標準がいし増結、スモッグがいし等を採用いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の標準径間は、次によります。~~

施設地域	標準径間 (m)
市街地	40
その他	50

~~(※) 装 柱~~

- ~~a 装柱は経過地、保守の条件等を勘案し、経済的な設計を行いません。~~
- ~~b 下記(†) aの塩じん害汚損地域区分C、DまたはEに該当する場合において、がいしを増結するときは、特殊装柱といたします。~~
- ~~c 絶縁間隔は、次によります。ただし、がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は、アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。~~

電 圧 (kV)	22	66	110
所要がいし個数(コ)	2(注)	6	9または10
標準間隔(mm)	350	740	1,100
最小間隔(mm)	300	400	700
ジャンパー線と腕金との間隔(mm)	400	890	1,320

~~(注) 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の所要がいし個数は1コといたします。~~

~~(†) 鉄塔および鉄柱の基礎~~

~~コンクリート基礎といたします。~~

~~(†) が い し~~

- ~~a 特別高圧架空電線路のがいしは、原則として250mm標準懸垂がいしとし、所要がいし連結個数は(†) cによります。ただし、塩じん害等により汚損する箇所には、塩害対策専門委員会送変電分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し、次のとおり標準がいし増結、スモッグがいし等を採用いたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E (海岸のごく近傍)
想定附着等価塩分 mg/下面(中心部を除く)		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし3%塩水、0.3mm/分水平分を想定
海岸からの距離の概略	台風に対し	50 km程度以上	10~50 km程度	3~10 km程度	0~3 km程度	海岸の地形構造により0~0.3kmまたは0~0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	3~10 km程度	1~3 km程度	0~1 km程度	海岸の地形構造により0~0.3km
工場地域の発煙源からの距離			工場地域周辺等比較的軽度の煙じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	※ 9	※ 10
	66kV	6	6	6	6	※ 6
	22kV以下	2	2	2	2	3

- (注) 1 ※印はスモッグがいし
- 2 区分は場所により大幅に異なるので概略の日安を示します。
- b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路に使用するがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。
- (f) 電線の種類および太さ
- a 電線の種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、径間長、着雪、経過地等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さの電線を使用することがあります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)
鋼心アルミより線	160, 240, 410, 610

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E (海岸のごく近傍)
想定附着等価塩分 mg/下面(中心部を除く)		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし3%塩水、0.3mm/分水平分を想定
海岸からの距離の概略	台風に対し	50 km程度以上	10~50 km程度	3~10 km程度	0~3 km程度	海岸の地形構造により0~0.3kmまたは0~0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	3~10 km程度	1~3 km程度	0~1 km程度	海岸の地形構造により0~0.3km
工場地域の発煙源からの距離			工場地域周辺等比較的軽度の煙じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	※ 9	※ 10
	66kV	6	6	6	6	※ 6
	22kV以下	2	2	2	2	3

- ~~(注) 1 ※印はスモッグがいし~~
- ~~2 区分は場所により大幅に異なるので概略の日安を示します。~~
- ~~b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路に使用するがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。~~
- ~~(f) 電線の種類および太さ~~
- ~~a 電線の種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、径間長、着雪、経過地等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さの電線を使用することがあります。~~

電線種類	公称断面積 (mm²)
鋼心アルミより線	160, 240, 410, 610

現 行 (令和4年4月12日実施)

b 電線の許容電流

電線の許容電流は、次によります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)	許 容 電 流 (A)
鋼心アルミより線	160	467
	240	608
	410	846
	610	1,059

c 高压架空電線路方式の22kVの架空電線路の電線は、アルミ絶縁電線といたします。また、電線の太さは次によります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm ²)	許 容 電 流 (A)
アルミ絶縁電線	200	473

(j) 架空地線の施設

a 鉄塔および鉄柱には、原則として70mm²以上のアルミ覆鋼より線1条の架空地線を施設いたします。ただし、電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には、他の電線を使用することがあります。

また、支持物の接地抵抗が高い箇所には、逆閃絡を防止するために、接地棒および埋設地線を施設いたします。

b 高压架空電線路方式の22kVの架空電線路には、原則として25mm²以上の鋼心アルミより線1条の架空地線を施設いたします。

(x) 架空電線の地表上の高さ

a 特別高压架空電線の最低地上高は、次によります。ただし、電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域、道路や河川の横断箇所、植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~b~~ 電線の許容電流

~~電線の許容電流は、次によります。~~

電 線 種 類	公称断面積 (mm²)	許 容 電 流 (A)
鋼心アルミより線	160	467
	240	608
	410	846
	610	1,059

~~c~~ 高压架空電線路方式の22kVの架空電線路の電線は、~~アルミ絶縁電線~~といたします。また、電線の太さは次によります。

電 線 種 類	公称断面積 (mm²)	許 容 電 流 (A)
アルミ絶縁電線	200	473

~~(j)~~ 架空地線の施設

~~a~~ 鉄塔および鉄柱には、原則として70mm²以上のアルミ覆鋼より線1条の架空地線を施設いたします。ただし、電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には、他の電線を使用することがあります。

~~また、支持物の接地抵抗が高い箇所には、逆閃絡を防止するために、接地棒および埋設地線を施設いたします。~~

~~b~~ 高压架空電線路方式の22kVの架空電線路には、原則として25mm²以上の鋼心アルミより線1条の架空地線を施設いたします。

~~(x)~~ 架空電線の地表上の高さ

~~a~~ 特別高压架空電線の最低地上高は、次によります。ただし、電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域、道路や河川の横断箇所、植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

電線地表上の高さ

公称電圧 (kV)	地表上の高さ (m)
22	6
66	7
110	7

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の電線の最低地上高は、次によります。

電線地表上の高さ

施設地域	地表上の高さ (m)
市街地	8
その他	6

(6) ブロッキングコイルの施設

電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合、搬送への障害が考えられるときは、その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。

(7) アークホーンおよびアーマロッドの施設

経過地の状況により、アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。

ハ 地中電線路

(4) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、変電所、工場構内等において施設が容易で、かつ、維持上問題がない場所に施設する場合は、直接埋設式とすることがあります。

(5) ケーブルの選定

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

~~電線地表上の高さ~~

公称電圧 (kV)	地表上の高さ (m)
22	6
66	7
110	7

~~b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の電線の最低地上高は、次によります。~~

~~電線地表上の高さ~~

施設地域	地表上の高さ (m)
市街地	8
その他	6

~~(4) ブロッキングコイルの施設~~

~~電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合、搬送への障害が考えられるときは、その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。~~

~~(7) アークホーンおよびアーマロッドの施設~~

~~経過地の状況により、アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。~~

~~ハ 地中電線路~~

~~(4) 電線路の施設~~

~~特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、変電所、工場構内等において施設が容易で、かつ、維持上問題がない場所に施設する場合は、直接埋設式とすることがあります。~~

~~(5) ケーブルの選定~~

~~特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。~~

~~なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。~~

現 行 (令和4年4月12日実施)

ケーブルの種類および太さ

電 圧	心 数	導 体 の 太 さ (mm ²)	
22kV	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		単心3個より	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400, 500
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	150, 200, 250, 325, 400
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	150, 200, 250, 325

(4) 避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には、ケーブル条長が短い場合に、保護装置として避雷器を施設することがあります。

(5) 高圧変電設備

イ 一般基準

高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線方法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)

ケーブルの種類および太さ

電 圧	心 数	導 体 の 太 さ (mm ²)	
22kV	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		単心3個より	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400, 500
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	150, 200, 250, 325, 400
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	150, 200, 250, 325

(4) 避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には、ケーブル条長が短い場合に、保護装置として避雷器を施設することがあります。

(5) 高圧変電設備

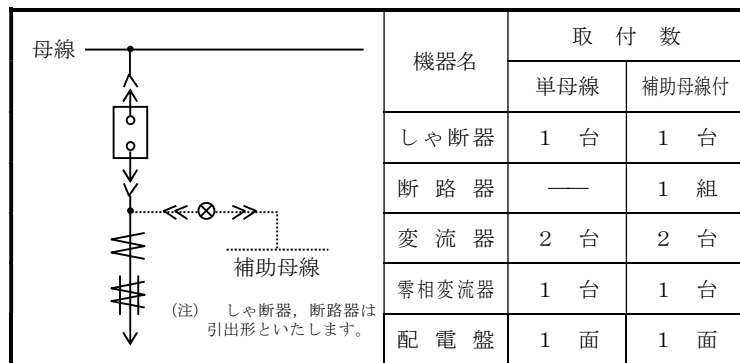
イ 一般基準

高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線方法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)



(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器
例				

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

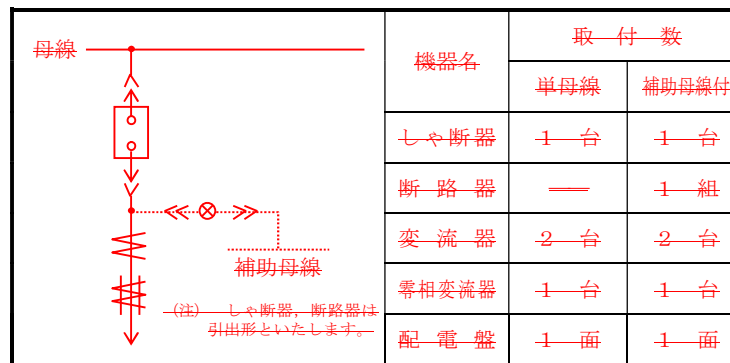
配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(6) 特別高圧変電設備

イ 一 般 基 準

特別高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)



(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器
例				

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(6) 特別高圧変電設備

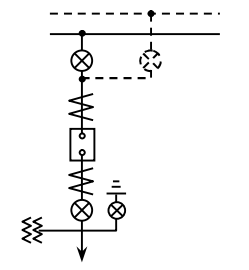
イ 一 般 基 準

特別高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

現 行 (令和4年4月12日実施)

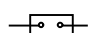
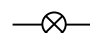
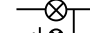


ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。



機器名	取 付 数	
	単母線	2重母線
しゃ断器	1 台	1 台
断 路 器	2 組	3 組
変 流 器	6 台	6 台
計器用変圧器	1 台	1 台
配 電 盤	1 面	1 面

- (注) 1 点線部分は、2重母線の場合
 2 接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも設置することがあります。
 3 変流器については用途および制御回路の構成によって、設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。
 4 しゃ断器において引出方式を使用する場合には、しゃ断器の両端の断路器を省略いたします。
 5 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置する場合があります。

凡	しゃ断器	断 路 器	接地装置付断 路 器	変 流 器	計 器 用 変 圧 器
例					

ハ し ゃ 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じて、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

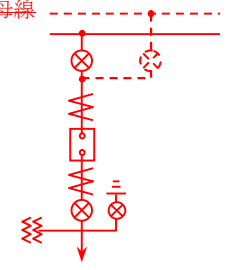
ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧

変 更 後 (2023年4月1日実施予定)






~~ロ 結 線 方 法~~

~~当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。~~



機器名	取 付 数	
	単母線	2重母線
しゃ断器	1 台	1 台
断 路 器	2 組	3 組
変 流 器	6 台	6 台
計器用変圧器	1 台	1 台
配 電 盤	1 面	1 面

- ~~(注) 1 点線部分は、2重母線の場合
 2 接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも設置することがあります。
 3 変流器については用途および制御回路の構成によって、設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。
 4 しゃ断器において引出方式を使用する場合には、しゃ断器の両端の断路器を省略いたします。
 5 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置する場合があります。~~

凡	しゃ断器	断 路 器	接地装置付断 路 器	変 流 器	計 器 用 変 圧 器
例					

~~ハ し ゃ 断 器~~

~~(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じて、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。~~

~~(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。~~

~~ニ 断 路 器~~

~~断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。~~

~~ホ 変 流 器~~

~~変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧~~

現 行 (令和4年4月12日実施)	変 更 後 (2023年4月1日実施予定)
<p>に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。</p> <p>へ 計器用変圧器 計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。</p> <p>ト 配 電 盤 配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。</p> <p>(7) 電力保安通信設備</p> <p>イ 一 般 基 準</p> <p>(4) 電力保安通信用電話設備の施設 a 電力保安通信用電話設備は、法令等の定めるところにより原則として施設いたします。 b 回線数は、原則として1回線といたします。</p> <p>(4) 通 信 方 式 電力保安通信用電話設備は、光ファイバ内蔵型架空地線（OPGW）、架空電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、地中電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、通信線搬送、光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち、技術上、経済上最も適当なものを使用いたします。</p> <p>(4) 経 過 地 経過地は、地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。</p> <p>(4) 電 話 機 電話機は、自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。</p> <p>ロ 架空電話線路</p> <p>(4) 電話線路の施設 架空電話線路は、使用電圧が35,000V以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、独立電話線路を施設いたします。</p> <p>(4) 電話線の種類 架空電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。</p> <p>ハ 地中電話線路</p> <p>(4) 施 設 方 法</p>	<p>に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。</p> <p>へ 計器用変圧器 計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。</p> <p>ト 配 電 盤 配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。</p> <p>(7) 電力保安通信設備</p> <p>イ 一 般 基 準</p> <p>(4) 電力保安通信用電話設備の施設 a 電力保安通信用電話設備は、法令等の定めるところにより原則として施設いたします。 b 回線数は、原則として1回線といたします。</p> <p>(4) 通 信 方 式 電力保安通信用電話設備は、光ファイバ内蔵型架空地線（OPGW）、架空電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、地中電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、通信線搬送、光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち、技術上、経済上最も適当なものを使用いたします。</p> <p>(4) 経 過 地 経過地は、地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。</p> <p>(4) 電 話 機 電話機は、自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。</p> <p>ロ 架空電話線路</p> <p>(4) 電話線路の施設 架空電話線路は、使用電圧が35,000V以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、独立電話線路を施設いたします。</p> <p>(4) 電話線の種類 架空電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。</p> <p>ハ 地中電話線路</p> <p>(4) 施 設 方 法</p>

現 行（令和4年4月12日実施）	変 更 後（2023年4月1日実施予定）
<p>地中電話線は、原則として管路式または暗きょ式によります。</p> <p>(d) ケーブルの種類 地中電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。</p> <p>ニ 通 信 線 搬 送 送受信装置の伝送方式は、周波数分割方式または時分割方式といたします。</p> <p>ホ 光 搬 送 送受信装置の伝送方式は、時分割方式といたします。</p> <p>ヘ マイクロ波多重無線</p> <p>(f) 空 中 線 施 設 a 空中線は、十分な強度のある鉄塔または鉄柱等の支持物により支持いたします。 b 給電線は、導波管を使用いたします。</p> <p>(g) 送 受 信 装 置 a 使用する周波数帯は、6.5ギガヘルツ帯、7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。 b 変調方式は、原則として、4相位相変調方式とし、電力用規格の装置を使用いたします。</p> <p>ト 電話設備以外の保安通信設備 保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置、保護用信号端局装置等）の施設については、本基準を準用いたします。</p>	<p>地中電話線は、原則として管路式または暗きょ式によります。</p> <p>(d) ケーブルの種類 地中電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。</p> <p>ニ 通 信 線 搬 送 送受信装置の伝送方式は、周波数分割方式または時分割方式といたします。</p> <p>ホ 光 搬 送 送受信装置の伝送方式は、時分割方式といたします。</p> <p>ヘ マイクロ波多重無線</p> <p>(f) 空 中 線 施 設 a 空中線は、十分な強度のある鉄塔または鉄柱等の支持物により支持いたします。 b 給電線は、導波管を使用いたします。</p> <p>(g) 送 受 信 装 置 a 使用する周波数帯は、6.5ギガヘルツ帯、7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。 b 変調方式は、原則として、4相位相変調方式とし、電力用規格の装置を使用いたします。</p> <p>ト 電話設備以外の保安通信設備 保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置、保護用信号端局装置等）の施設については、本基準を準用いたします。</p>

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は、当社の供給区域（離島を除く。）におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が特定小売供給約款等に定める標準的な料金の料金率と同様といたしました。